

令和6年12月定例会

綾川町議会会議録

(第5回)

令和6年12月13日開会

令和6年12月20日閉会

綾川町議会

令和6年 第5回 綾川町議会定例会会議録

綾川町告示第149号

令和6年12月13日綾川町議会議場に第5回定例会を招集する。

令和6年12月 5日

綾川町長 前田 武俊

開会 令和6年12月13日 午前 9時30分

閉会 令和6年12月20日 午前11時39分（会期8日間）

第1日目（12月13日）

出席議員14名

1番	川崎泰史
2番	三好和幸
3番	浜口清海
4番	大西哲也
5番	森繁樹
6番	小田郁生
7番	三好東曜
9番	植田誠司
10番	西村宣之
11番	大野直樹
12番	岡田芳正
13番	井上博道
15番	福家利智子
16番	河野雅廣

欠席議員

8番	十河茂広
14番	福家功

会議録署名議員

3番	浜口清海
4番	大西哲也

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	辻村育代
総務課課長補佐	田辺由花
議会事務局書記	津村高史

地方自治法121条による出席者の氏名

町	長	前	田	武	俊
副	町	長	谷	岡	学
教	育	長	松	井	輝
総	務	課	長	宮	前
い	い	まち	推	進	室
支	所	長	福	家	孝
税	務	課	長	宮	脇
学	校	教	育	課	長
生	涯	学	習	課	長
会	計	管	理	者	兼
建	設	課	長	兼	柄
経	済	課	長	岡	大
住	民	生	活	課	長
保	險	年	金	課	長
陶	病	院	事	務	長
健	康	福	祉	課	長
子	育	て	支	援	課
			杉	山	真
					紀
					子

傍聴人5人

議 事 日 程

1 2 月 1 3 日 (金) 午前 9 時 3 0 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
 - 第 2 会期決定について
 - 第 3 議案第 1 号 町長の専決処分事項の報告について
(令和 6 年度綾川町一般会計補正予算 (第 3 号))
 - 第 4 議案第 2 号 綾川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
 - 第 5 議案第 3 号 綾川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
 - 第 6 議案第 4 号 綾川町職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 第 7 議案第 5 号 綾川町中間管理住宅条例の一部改正について
 - 第 8 議案第 6 号 工事請負変更契約の締結について
(令和 6 年度綾川町立陶小学校校舎改修工事 (建築))
 - 第 9 議案第 7 号 財産の取得について
 - 第 1 0 議案第 8 号 令和 6 年度綾川町一般会計補正予算 (第 4 号) について
 - 第 1 1 議案第 9 号 令和 6 年度綾川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
 - 第 1 2 議案第 1 0 号 令和 6 年度綾川町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 1 号) について
 - 第 1 3 議案第 1 1 号 令和 6 年度綾川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
 - 第 1 4 議案第 1 2 号 令和 6 年度綾川町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
 - 第 1 5 議案第 1 3 号 令和 6 年度綾川町国民健康保険陶病院事業会計補正予算 (第 1 号) について
 - 第 1 6 議案第 1 4 号 令和 6 年度綾川町下水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
 - 第 1 7 議案第 1 5 号 字の区域の変更について
 - 第 1 8 議案第 1 6 号 町道路線の変更について
 - 第 1 9 報告第 1 号 寄附金の受納について
 - 第 2 0 発議第 1 号 閉会中の継続審査の申し出について (議会運営委員会)
 - 第 2 1 発議第 2 号 閉会中の継続審査の申し出について (議会広報編集特別委員会)
- 令和 5 年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について
(継続審議案件)

1 2 月 定 例 議 会 日 程 表

議会運営委員会 令和6年11月

月 日	会議時刻	場 所	会議の区分
1 2 月 1 3 日 (金)	午前9時	常任委員会室	議会運営委員会
	午前9時30分	議 場	本会議 議会運営委員長報告 提案説明 一般質問 決算審査特別委員長報告 委員会付託
	本会議終了後	第 2 会 議 室	全員協議会
	全協終了後	常任委員会室	議会広報編集特別委員会
1 2 月 1 6 日 (月)	午前9時30分	常任委員会室	総務常任委員会
	午後1時30分	常任委員会室	厚生常任委員会
1 2 月 1 7 日 (火)	午前9時30分	常任委員会室	建設経済常任委員会
1 2 月 1 8 日 (水)	—	—	休会
1 2 月 1 9 日 (木)	—	—	休会
1 2 月 2 0 日 (金)	午前9時	常任委員会室	議会運営委員会
	午前9時30分	第 2 会 議 室	全員協議会
	午前10時	議 場	本会議 議会運営委員長報告 委員長報告 ・総務 ・厚生 ・建設経済 採 決

★議案発送は 12月6日(金)の予定です。

★一般質問・総括質問の通告〆切りは 12月9日(月) 11時30分です。

令和6年 第5回 綾川町議会定例会 第1日目

12月13日 午前9時30分開会

○議長（河野）おはようございます。開会前に、8番、十河茂広君、14番、福家功君より本定例会、会期中の欠席届が出ております。ただいま、出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年第5回綾川町議会定例会を開会いたします。

なお、議場内写真撮影のため、職員の入室を許可いたしております。

○議長（河野）それでは、これより本日の会議を開きます。

○議長（河野）日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、3番、浜口清海君、4番、大西哲也君の両名を指名いたします。

○議長（河野）日程第2、「会期決定について」を議題といたします。

○議長（河野）議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、福家利智子さん。

○議会運営委員長（福家利）はい、議長。15番、福家利智子。

○議長（河野）福家君。

○議会運営委員長（福家利）はい。

○議会運営委員長（福家利）おはようございます。

ただいまより議会運営委員会の報告を申し上げます。去る、8月14日、また本日午前9時より、常任委員会室において議会運営委員会を開催し、諸般の協議を行いました。

当委員会の開催にあたっては、議会から議会運営委員5名と河野議長、及び議会事務局長が出席し、当局からは前田町長、谷岡副町長、宮前総務課長の出席を求め、今定例会に付議される案件の内容等について説明を受け、日程の調整を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。

まず、「会期」につきましては、提出の議案概要及び諸行事等を考慮して、本日より12月20日、金曜日までの8日間といたしたいと思っております。

提案されました案件は、執行部から、「専決案件」1件、「条例案件」4件、「契約案件」1件、「予算案件」7件、「その他案件」3件、「報告案件」1件の、計17件であります。

議会からは、「閉会中の継続審査申し出」の2件であります。

次に、会期中における、会議の予定についてご報告いたします。本日の日程ですが、この後、町長より提出議案に対する「提案理由」のご説明をいただきます。その後、各議員から通告のあった「一般質問」を順次行います。

その後、9月定例会において、継続審査としていた「令和5年度綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定」について、決算審査特別委員会の委員長報告をいただき、「採決」を行います。

その後、本定例会で上程されました議案を、それぞれ所管する各常任委員会に付託し、本日の会議を散会いたします。その後、「全員協議会」、続いて「広報編集特別委員会」を順次、開催願います。

会期中の常任委員会の開催日程でございますが、12月16日、午前9時30分から「総務常任委員会」、午後1時30分から「厚生常任委員会」、17日、午前9時30分から「建設経済常任委員会」をそれぞれ開催願うことといたしました。18日及び19日を休会日、20日を最終日とし、午前9時より「議会運営委員会」、9時30分より「全員協議会」を順次開催した後、10時より「本会議」を再開し、閉会いたしたいと思っております。

以上が、今定例会の会議日程でございます。

最後に、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、円滑な議会運営となりますよう、ご協力をお願いしますとともに、十分な審議をいただきますようお願いを申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（河野）本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月20日までの8日間といたしたいと思っております。

○議長（河野）これにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。

○議長（河野）よって、会期は本日から20日までの8日間と決定いたしました。

○議長（河野）続きまして、日程第3、議案第1号、「町長の専決処分事項の報告について」から、日程第19、報告第1号、「寄附金の受納について」までを一括議題といたします。

○議長（河野）本件について、ただいまより、提案理由の説明を求めます。前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○町長（前田）おはようございます。それでは、本日開会いたしました第5回定例会にご提案申し上げました議案16件、報告1件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案第1号は、「町長の専決処分事項の報告について」議会の承認を求めるものであります。「令和6年度綾川町一般会計補正予算（第3号）について」は、令和6年10月9日の第214回臨時国会において衆議院が解散となり、衆議院議員総選挙が10月15日に公示、10月27日に執行されることに伴い、議会にお諮りする時間がなく緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるとしております。

次に、議案第2号「綾川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」及び議案第3号「綾川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、議会議員及び特別職の期末手当を0.05月分引き上げる条例の一部改正であります。令和6年8月8日付け人事院勧告において、一般職の期末手当を0.05月分引き上げる勧告がされたことに伴い、議会議員及び特別職の期末手当を一般職の改定に準じて改定を行うため、本条例の一部を改正する必要性が生じ、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるとしております。なお、本件につきましては、綾川町特別職報酬等審議会に諮問し、11月28日付けで妥当である旨の

答申がされております。

次に、議案第4号「綾川町職員の給与に関する条例の一部改正について」は、令和6年8月8日付け人事院勧告に基づいた条例の一部改正であります。月例給については、官民格差を踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置いた引き上げ改定、期末手当・勤勉手当については、支給月数を合わせて0.1月分引き上げるための改定、扶養手当及び地域手当の見直し、管理職特別勤務手当の支給拡大、再任用職員の手当拡大を行うため改定を行うもので、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第5号「綾川町中間管理住宅条例の一部改正について」は、過疎地域内の空き家を借り上げ、必要な改修を行い、賃貸の用に供する中間管理住宅について、2例目となる物件を選定したことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第6号「工事請負変更契約の締結について」は、既に議決をいただき施工しております「令和6年度綾川町立陶小学校校舎改修工事（建築）」について、工事内容に変更が生じたため、去る令和6年11月26日に、有限会社ヘビーワン代表取締役小川一氏と消費税込み983万4千円の増額変更により、変更後8,067万4千円となる仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第7号「財産の取得について」は、長柄ダム再開発事業に伴う山林保全措置制度を活用して、長柄ダム周辺の山林を公有化するための財産を取得するものであり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第8号から議案第14号までは、予算議案であります。まず、議案第8号「令和6年度綾川町一般会計補正予算（第4号）について」主な事業をご説明いたします。

総務費のうち、老朽危険空き家除去支援事業補助について、新たに2件分の国費の追加申請が可能のため、320万円を追加計上しております。また、令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業のうち、令和6年度へ繰越しておりました住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯生活支援臨時給付金が令和6年7月12日に完了したことに伴い、精算払として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金返還金を169万円新規計上しております。

次に、民生費のうち、障害者の福祉サービス等に対する給付である障害者自立支援施行事業費について、給付実績が前年度を上回る見込みのため、介護・訓練等給付等において4,750万5千円を増額して計上しております。また、4月に措置入所が発生したことに伴い、養護老人ホーム入所措置費として160万円を増額計上しております。

次に、児童福祉費において、当初の見込みよりも申請件数が増加したことを要因として、チャイルドシート購入補助及び在宅育児応援金において、合計294万円を増額計上しております。

次に、子育て支援医療費については、令和6年春頃にインフルエンザ等が流行したことに伴い、4月・5月の医療費が特に増大しており、例年の水準を上回っているこ

とから、県及び町単独事業分を合わせて 350 万円を増額計上しております。

次に、衛生費のうち、ごみ減量化促進対策事業費において、家庭から排出される食品ロスの削減、廃棄物減量化へ向けた施策に反映させるため、食品ロス実態調査を実施する経費、75 万 9 千円を増額計上しております。財源としては、公益財団法人香川県環境保全公社からの地域資源循環促進事業補助金 75 万 9 千円を満額充当し、事業を実施いたします。

次に、農林水産業費について、かがわの水田農業競争力強化対策事業として、無人ドローン散布機を導入する農業者に対して補助金 85 万 6 千円を増額計上しております。

次に、商工費については、あやがわスマイル応援券 1 万 5 千セットの追加募集に伴い、デジタル商品券に係るプレミアム分 3 千万円の減額及びあやがわスマイル応援券発行事業補助金として、商品券発行元額 1 億 5 千万円にプレミアム分 3 千万円を合わせて 1 億 8 千万円を増額計上しております。

次に、土木費については、府中湖スマートインターチェンジの車長制限解除に向けた準備会に要する調査業務として 400 万円を増額計上しております。また、武徳橋架け替えにあたり、地質調査の結果、設計・施工方法の変更が発生したため、綾川大規模特定河川工事負担金として 3,150 万円を増額計上しております。財源といたしましては合併特例債を 2,900 万円充当しております。また、民間住宅耐震対策事業の今年度事業費の確定に伴う 74 万 8 千円の増額、下水道事業会計補正に伴い 1,473 万 7 千円の下水道事業繰出金の増額計上を行っております。

次に、教育費については、令和 7 年度更新予定の児童生徒用タブレット端末について、県と市町による共同調達会議により仕様等を決定し、共同調達を行うことが国の補助要件とされていることを受け、「香川県 G I G A スクール構想推進協議会」においてプロポーザル方式による公募公告を令和 7 年 2 月に実施することが決定されたため、限度額を 1 億 1,280 万円として新たに債務負担行為を設定いたします。また、令和 7 年 4 月から、医療的ケアを必要とする児童を公立小学校にて受け入れ、当該児童の安全な学校生活に必要な施設整備を行うため、陶小学校 1 階会議室を特別支援教室に改修する工事に 1 千万円を新規計上しております。

また、羽床小学校の空調設備工事について緊急性が高い改修であると判断し、ランチルーム改修工事と合わせて設計業務を発注するため、設計委託料 500 万円を増額計上しております。

その他、人件費では、主に人事院勧告に伴う給与、期末勤勉手当の改定、及び人事異動等を予算に反映させたことにより 4,150 万 4 千円を増額いたします。

歳入につきましては、負担金 38 万 1 千円、国県支出金 3,921 万 8 千円、雑入 1 億 5,057 万 3 千円、繰越金 1,589 万 5 千円となっており、不足分については、合併特例債・過疎対策事業債 7,900 万円、財政調整基金 3,536 万 1 千円で補てんしております。

以上が、一般会計補正予算案における主な事業の概要であり、議会費ほか 7 款で、合わせて 3 億 2,042 万 8 千円を増額し、補正後の歳入歳出の総額を 130 億 6,827 万 4 千円とするもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続いて、議案第9号から議案第12号までは、4つの特別会計の予算議案であります。

議案第9号「令和6年度綾川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」は、人件費において135万2千円を減額いたしますが、令和5年度繰越金の確定により基金積立金を増額し、補正後の歳入歳出の総額を31億1,365万5千円とするものです。

議案第10号「令和6年度綾川町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)について」は、昨年度から施設内の照明をLED化しているところ、残りの箇所についてもLED化を進めるため、施設等修繕費用として300万円を増額計上しております。

また、令和6年10月以降に開始されたコロナワクチン接種に伴う医薬品購入費、ターミナル患者の利用増加に伴う医療用機材借上料、その他人件費等において総額1,786万9千円を増額し、補正後の歳入歳出の総額を1億9,707万8千円とするものであります。

議案第11号「令和6年度綾川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」は、人件費において348万1千円を減額し、補正後の歳入歳出の総額を5億1,323万5千円とするものです。

議案第12号「令和6年度綾川町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」は、人件費において68万7千円を減額いたしますが、主に繰越金確定による介護保険事業財政調整基金の積立のため5,943万3千円、前年度の事業実績に基づく国に対する償還金において1億4,275万8千円を増額し、総額2億150万4千円を計上し、補正後の歳入歳出の総額を32億8,307万8千円とするものです。

以上、4つの特別会計において、合わせて2億2,629万8千円を増額し、補正後の歳入歳出の総額を72億6,699万3千円とするもので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続いて、議案第13号と議案第14号は、2つの公営企業会計の予算議案であります。

議案第13号「令和6年度綾川町国民健康保険陶病院事業会計補正予算(第1号)について」は、収益勘定において人事院勧告等により人件費1,670万6千円を増額するもので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第14号「令和6年度綾川町下水道事業会計補正予算(第1号)について」は、収益勘定において一般会計からの繰入金金の増などにより、収入を1,573万6千円の増額、消費税納税額の増加に対応するなどのため、支出を59万8千円増額計上しております。

また、資本勘定においては、下水道管布設工事の前倒しを行うことから収入を6,840万円、支出を8,339万円増額するもので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第15号「字の区域の変更について」は、土地改良法第85条第1項の規定により、平成30年度から事業着手しております県営農業競争力強化農地整備事業鎌手地区を実施したことに伴い、従来の字界が原形をとどめなくなったことにより換地処分を行うにあたり、字界を変更する必要性が生じたため、地方自治法第260条第1

項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第16号「町道路線の変更について」は、道路法第10条第2項の規定に基づき、町道路線を変更するにあたり、同条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、報告第1号「寄附金の受納について」は、福祉向上寄附金として匿名の方々より3万円をご寄附いただきました。これらをありがたく受納いたしましたのでご報告いたします。

以上、議案16件、報告1件の提案理由を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれの常任委員会におきまして、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（河野） これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（河野） 次に、「議会関係等の9月から昨日までの主な行事関係」及び「一般質問の通告事項」につきましては、各自タブレットにて、ご確認くださいませよう、お願いいたします。

○議長（河野） それでは、ただいまより一般質問を行います。通告順に発言を許します。

○議長（河野） 13番、井上博道君。

○13番（井上） はい、13番、井上です。

○議長（河野） 井上君。

○13番（井上） それでは通告に従いまして一般質問をいたします。

「市街地整備に伴う治水の在り方について」。

令和5年6月に私は「いい町づくりにおける防災」について一般質問をしました。質問のポイントの一つは「水路を覆ってしまい、点検や掃除ができなくなるような開発事業は、災害の未然防止の観点からも認めてはならない」でした。私も様々な観点から町内パトロールを継続していますが、町内の住宅も徐々に増え、本町がさらに活性化しつつあることを実感しています。

校区により違いはありますが、滝宮校区の住宅開発には目を見張るものがあり、過疎化が進む地域から見れば羨ましく感じることもあると思います。人口が増え、町が発展するのは望ましいことではありますが、禍根を残すような開発は避けねばならないと思います。市街地整備(宅地開発)における既存水路への雨水や汚水の放流、排水・治水に関しましても、一例として次のような問題が考えられます。常体で失礼ですが、以下の4点の質問に対する本町の見解を伺います。

1、水量の増加による影響として、まず、溢水・洪水リスクの増加が考えられる。

開発による地面の舗装が進むと、雨水が地中に浸透せず、新設・既設水路に直接流入し、水量が急激に増加して溢水・洪水のリスクが高まる。保水機能・洪水防止機能がある農地を宅地転用した所ではなおさら心配である。

また、宅地開発前に設計された既存水路が容量不足で、増加した水量を処理できない場合、溢水や周辺地域への被害が発生する危険性がある。既存水路は元来、農業用水路として、田畑への水の導入及び水を排水させることを目的として作られ、耕作者によって維持されてきた。宅地造成を目指して作られたものではない。このような問題を未然に防止するための、民間の宅地開発・建設業者への指導内容、行政の考え、

行動指針等はどのようなものであるか。

2、地域の治水計画等を見逃した放流設計は、周辺地域への被害を招く。また、既存の水路を利用した放流が周辺住民に影響を及ぼす場合、合意形成が難航することがある。このような、治水計画との整合性不足、地元住民との対立等、法規制や調整の問題が発生しないよう、行政として何をなすべきだと考えるか。

3、長期的な維持管理の問題として、既存水路の維持管理が誰の責任なのかが不明確になることで、トラブルが生じる可能性がある。また、開発により流量や負荷が増大すると、水路の劣化(老朽化)が早まる可能性もある。「水路の管理は地元」というのが本町の方針であるが、行政として、状況に応じてもう少しきめ細かく関与すべきではないか。

4、「開発計画時に雨水貯留・浸透施設を設置し、放流量を調整する。」「環境影響評価を実施し、水質や生態系への配慮を行う。地域住民や水利組合と協議し、適切な管理計画を立てる。」「必要に応じて既存水路の拡張や改修を行い、放流の安全性を確保する。」これらに適切に対処することが重要と思われる。開発計画時には早い段階で、主要道路や水路敷設に行政が主導的に関与し、無秩序な開発を防ぎ、道路や水路を予め整備しておく必要があると思うが、いかがか。

綾川町都市計画マスタープランでは、琴電線路と県道高松琴平線に挟まれた、綾川駅南の東西地域が第二種中高層住居専用地域として用途地域に指定されていますが、現在の住宅開発状況を見ても、近年の異常降雨とともに、治水の観点からかなり心配になります。

本町の市街地整備に伴う治水の在り方についての基本的な考えをお聞きして、私の質問を終わります。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

近年の地球温暖化等に伴う降雨量の増加により水害の頻発化・激甚化が顕著となっており、宅地化による造成が進む地域においては降雨量が排水能力を超えることによる内水氾濫の危険性が危惧をされているところでもあります。本町においては一定の面積を超える建築物等の建築を目的とする土地の形質変更に対しては都市計画法に基づく開発行為の許可を得ることが必要となっております。開発許可制度は地域の環境保全、災害の防止、利便の増進を図るために設けられた都市計画法上の制度で、本町においては法に基づき香川県が策定している「開発許可の手引き」に基づき開発行為が適正なものか審査を行っております。

まず1点目の民間事業者などへの指導内容等についてであります。法においては、排水路、その他排水施設により開発区域内の下水が有効に排出されるとともに、その排出によって開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適正に配置されるように設計が定められていることが求められており、これに基づき定められた技術基準に適合するよう設計内容の審査、指導を行っております。

ます。

2点目の地元調整などにつきましては、開発許可においては放流先となる水路の機能維持を行う水利組合との協議及び同意を求めており、農地の宅地化に必要な農地転用の許可基準においても周辺農地への被害防除措置の妥当性などを審査基準としており、それぞれの許可日を同日付けとするなど、県を含む関係各課において連携を図っております。町といたしましては、引き続き開発後に問題が発生しないよう、事業者のよる地元への丁寧な説明を求めてまいります。

3点目の既存水路の維持管理については、これまでも水利組合などからの相談や水路が町が管理する道路側溝を兼ねている場合など、内容に応じて可能な範囲で個別に対応しているところであります。また、法定外公共物については従来から水利組合による機能管理がなされていることから、今後も土地改良事業などを活用し地元による管理をお願いするところであります。

4点目の開発時における行政主導によるインフラ整備についてであります。開発自体はあくまでも民間主導であるため、開発がいつどこで行われるか予想は難しく、事前に整備を行うことは困難であると考えております。また、開発許可に必要な整備は事業者によって行うべきものと考えており、町の負担が必要となる周辺部のインフラ整備については、開発の規模や費用対効果などを総合的に判断したうえで適宜対応してまいりたいと考えております。

最後に、市街地整備に伴う治水の在り方についての基本的な考え方についてであります。本町では平成29年12月に良好な居住環境を確保するために綾川駅を中心とする約110haを用途地域に指定し、機能集積による集約型都市構造の実現を目指しております。このことから当該地域においては、令和元年度に雨水全体計画を策定し、令和3年7月には、県による事業認可をうけているところであります。

この事業計画では既存の農業用水路等を有効活用し、効率的な整備を図ることとしており、水路の排水能力の検証結果や近年の台風等においても大きな被害が報告されていないことから、今後、改修が必要な箇所については、道路整備などの際にあわせて改修することとしております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○13番（井上）はい。あります。

○議長（河野）井上君。

○13番（井上）はい、答弁ありがとうございました。

1点だけですけれども、私も、特に質問の中にもございました、綾川駅南の東西地域の、用途地域で車で走れる範囲とか、遠くで見たり、場合によっては、衛星写真見たり、いろいろ別に、萱原地区だけに限らず町内全体、折を見てチェックしてるつもりですけれども、宅地開発まで、基盤整備とかと全く種類の異なるもので、一緒にはできないと思うんですけれども、基盤整備ですと換地計画とか、管理道つけたり、水路をある程度エリアをスポンと通して、そういうのやっていますけれども、この市街地整備においても全国の自治体によっては、大掛かりに道路を付けたり水路をつけてるところもあるように聞いております。地元ですもんね、今の開発しよるところを見てますと、

ほぼ旧来の田んぼをそのまま宅地にしてると。

コンクリ舗装とかですね、アスファルト舗装してますけども、これをやはりその通りやってると今の開発の状況では、言葉ちょっと甚だよろしくないかもしれませんが、ちょっと後からつぎ足しつぎ足し、粘土細工じゃないですけど、現在の田んぼの形状とか向きに応じてやってますけども、これをそのままやってると、家の前の水路とかも当然あるわけですけども、それがくねくねして、従来の既設の水路で行くのどっかで溢水せんかとかいろんな心配があるわけです。

しかも、現場に入ったら歩いたり自転車で行ってもわからんような蟻の迷路のようなどこありますんで、もし緊急事態ですね、消防とか発動せないかん場合、迷わずにいけるのかとか附帯的な問題もいろいろ考えるわけですけども、そういうのを先ほどいろいろ県のこととかいろいろ聞きましたけども、町として、もう少し、もうちょっとそのとこ、細かい行政指導というか、青写真を描くとか、地元で説明するときも、こっからこっちは水路を計画してとるんで、あるいは道路を計画してるんで、あんまりその辺はちょっと、開発をちょっと、よく検討するんかと、そういうのも含めてもうちょっと細かな行政指導すべきではないかと思うんですが。

漠然として申し訳ないですけども、その辺のお考えを再度よろしくお願いをいたします。

○議長（河野） 田岡建設課長。

○建設課長（田岡） はい、議長。

○議長（河野） はい、課長。

○建設課長（田岡） 失礼をいたします。井上議員さんの再質問の方にお答えをしたいと思えます。

再質問の内容といたしましては、宅地開発に伴う行政の主導的なインフラ整備というのをもう少しきめ細やかにやってはどうかというようなご質問かと考えております。議員さんおっしゃる、面的な整備につきましては、おそらく土地区画整理事業のことをおっしゃっているのかなというふうに推測をいたします。こちらにつきましては、近年の地価の上昇、地価の状況などを見ますと、なかなか地元合意を得ることは難しいということで、県内においても、今この土地区画整理事業を積極的にやっておるという状況ではございません。本町におきまして、こういった事業に着手をしまえる予定はございません。

またですね、細かな行政指導ということでございますけれども、基本的に、先ほど町長の答弁にもありましたように、開発許可につきましては、法に基づき、その技術基準に照らし、審査をしておるところでございます。これによって、適正な公共施設の整備、これを事業者に対して求めていくということで、対応をしまいたいと考えております。

なお、直接的ではございませんけれども、間接的な関与といたしましては、平成30年に制度を創設をしております。

民間宅地開発事業補助金、こちらの方では、この目的といたしましては、造成費用、こちら事業者の造成費用を抑制することで、購入しやすい単価設定とするといった目的もございまして、周辺環境に配慮した良好な公共施設の配置、これを事業者

に促すという目的もございますので、こうしたものを活用しながら、適切な指導助言を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○13番（井上）はい。あります。

○議長（河野）はい、井上君。

○13番（井上）これは質問というより要望に近いんですけども、水路ですね、既設の水路あるいは新たにできた住宅の場合の、水路を含めまして、やっぱりいまだに何を流すかおおよそ信じられないようなものを流すことがあるようでございます。

本町では具体的に掴んでませんけども、全国的にはそういうのあるようですが、それで下水の中継ポンプ場とかポンプが1つ詰まって点検に行くと、なんかすごいことになるとるというのを、そういう情報も、本町から直にはきてないですけども、本町だっていつそういうことがあるかわかりませんし、宅地開発が増えてきて、いろんな方がいらっしゃいますし、何をするかわからんと、非常識なもんはせんと、期待をしとるんですけども。

だからそういうことはないように行政の方から、注意看板例えば水路の近くに、いらんもん捨てるなどかですね、そうじゃなくても砂とか泥とかいろんなものが流れ込みますんで、本当に既設の水路が、容量とか、場合によっては強度的にもつかどうかっていう心配もありますんで、水路の近くには、水害とか溢水、その原因になるようなものは、捨てないようお願いしますぐらいの注意看板ですね、犬の放し飼い禁止とか散歩する時にはふんの整理をしてくださいとか、ごみを捨てるなどか看板ありますけども、それに近いような、水路に違法なものを投棄するなどか、そういう注意も、今後、宅地開発においては必要になるんじゃないかと思っておりますので、考慮しておいていただければということで私の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（河野）以上で、井上君の一般質問を終わります。

○議長（河野）15番、福家利智子君。

○15番（福家利）はい。議長。15番、福家利智子。

○議長（河野）福家君。

○15番（福家利）はい。

○議長（河野）なお、福家君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○15番（福家利）通告に従いまして、順次一般質問をさせさせていただきます。

1点目、「不登校生徒の健康診断について」。

学校保健安全法施行規則では、毎年6月30日までに児童生徒の健康診断を行う規定がされています。不登校児童生徒はそもそも学校自体が困難であるために、予備日も受診できないケースがほとんどです。予備日も受診ができない場合、児童生徒は個別に医療機関に出向き健康診断を受けることとなります。健康診断は子どもたちの健康状態を確認するだけでなく、虐待の早期発見などの点からも極めて重要です。

2024年5月9日配信の、あるニュースでは健康診断を受診しないことで本来なら発見されるべき病気が見過ごされ、虫歯が長年放置され、側湾症が進行し、常に腰痛や肩こりに悩まされ長時間座っていられなくなるほど、子どもの一生に影響が出た事例

も紹介されていまして。

不登校等を理由に小中学校での健康診断を受けられない児童生徒数と、これからどのような対応を考えているのか教育長にお伺いします。

○議長（河野） 松井教育長。

○教育長（松井） 福家利智子議員の「不登校生徒の健康診断について」お答えいたします。

小・中学校の児童生徒健康診断は、毎年6月に各校で実施しております。令和6年度の受診率は小学校99.2%、中学校98.1%でありました。当日欠席した児童生徒は、後日、保護者の送迎により各校の学校医の病院にて健診を行っており、健診料は町が負担しております。後日に健診を受けた児童生徒は小学校・中学校合わせて7人で、最終的に健診を受けていない児童生徒は12名でありました。

不登校および不登校傾向の児童生徒の健診については、各校において健診時間をずらすなどの配慮を行い、実施しております。

不登校児童生徒については、各学校の管理職、担任教諭、養護教諭等のほか、スクールソーシャルワーカーも定期的な家庭訪問を行い、相談業務の窓口として対応しています。訪問時や相談業務において、保護者、子どもと直接接し、状況の把握を行っておりますが、健診ではありませんので、虐待等の把握については完全にはできないのが実情であります。また、相談できずに状況が把握できないケースも多くあると認識しております。引き続き、定期的な状況把握を行い、相談しやすい環境づくりの充実に努めるとともに、学校だけでなく、様々な相談窓口があることを周知し、一歩踏み出せる体制づくりを進めるとともに、子どもの健康管理のため、保護者にも理解、協力をいただき、健康診断受診率100%を目指して取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○15番（福家利） はい、議長、再質問。

○議長（河野） 福家君。

○15番（福家利） はい。

○15番（福家利） 答弁ありがとうございました。

健康は自己責任、あるいは子どもの健康は親の責任という見方もあります。しかし、今の子育ての環境が大きく変わっています。そういった中で、学業の遅れは後からでも取り戻すことができます。

健康は、取り戻せない。成長期の大切なときに、健康診断を受けられない重大な健康なリスクが見逃されるということもあります。

最終的には、12名の方が未受診という回答でございました。保護者の皆さんと、相談窓口も含めて丁寧な取り組みをしていくというふうな、教育長の答弁だと思っておりますが、健康診断の日時、児童生徒に、保護者も含めて、情報を確実に伝えていく、さらにはその学校の中の、学年が違うときもありますので、そういった子、学校内で、受診できるような細かいところまで保護者の皆さんに情報を流していくということも大事だと思います。

これから、この12名の方が、将来、本当に健康の被害に遭う可能性もあります。

早期に成長の段階として、健康診断、必要だと思いますが、この12名に対しましても、もっともっと、どういうふうに取り組んでいくか、お聞きしたいと思います。

○教育長（松井）はい、議長。

○議長（河野）松井教育長。

○教育長（松井）はい。

○教育長（松井）再質問にお答えいたします。

各学校とも、受けられてない生徒さんとか保護者に対しては、これ再三、受診するようにと。その費用についても、無料でございますと、いうふうな努力は各学校ともしておるといふふうに聞いております。

なお、それを受けられない制度に対しては、将来的な不安というのも懸念されるわけですが、そういったことについて、私たちも、今後ともですね学校の方に対しまして、今後とも指導を続けてまいりますし、保護者等の人間関係とか、そういったものを構築しながら、今後に向けて、その子どもたちが受信できるように努力してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○15番（福家利）ありません。

○議長（河野）福家さんの1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○15番（福家利）はい。

○15番（福家利）2点目、「福祉避難所について」。

福祉避難所は要配慮者の方々が良好な避難生活ができるよう、障害者用トイレなどのバリアフリー施設や医療的ケアに不可欠な非常用設備、介護や医療処置に必要な物資の確保といった支援が必要な高齢者や障害者を受け入れる設備が整っています。

その運用については大規模災害など避難生活が長期化するおそれがあり、一般の避難所で生活を継続することが困難な方を受け入れる二次的な避難所として開設されています。

つまり要配慮者は一旦、指定避難所に避難することが必要であり、福祉避難所へ直接避難することは認められていません。要配慮者の中でも、例えば重度の障害者や要介護度の高い方、また人工肛門や多動症など発達障害の方にとっては、たとえ一時的にあっても、一般の避難所での対応が著しく困難であります。

国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインの中で防災計画や個別計画の策定プロセスを通じて事前の避難先である福祉避難所ごとに受け入れ者の調整を行った上で福祉避難所への直接の避難を促進していくことが妥当であると示しています。

当事者の方々にとりまして、より現実的体制の構築に結びつくのではないのでしょうか。障害者団体や高齢者施設を運営する団体とどのように連携をしていくのか町長にお伺いします。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）はい、議長。

○町長（前田）はい、福家利智子議員の質問にお答えをいたします。

本町では、災害時において、在宅での生活が困難となった、または、それが見込まれる要介護認定者及び緊急に避難を要する高齢者の受け入れについて、社会福祉法人福寿会「松林荘」並びに社会福祉法人共済会「楽々苑」と平成23年8月に「災害時における要援護高齢者の受け入れ等に関する協定書」を締結し、広義の福祉避難所として協定による福祉避難所を確保しているところであります。

また、本協定に基づき令和6年3月に「綾川町福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成し、平時の取り組み及び発災時の対応等について、一定の標準化を図っているところであります。

また、本マニュアルをより現実的で実践的なものとするため、町と事業者との協議会を開催して、認識の共有と事業者との連携を強化しているところであります。対象者の福祉避難所への直接避難も視野に、個別避難計画との連携を図りつつ、すでに施設等への入所をしている方を除きまして、受入対象となる方の概数の把握及びその際の事業者との連携について、検討を進めているところであります。

近年の災害においては、避難行動要支援者の犠牲が顕著であり、助かった命であっても、生活環境が十分といえない一般避難所において、長期間の避難生活などにより、健康を害し最悪の場合、関連死に至るケースが報じられており、適切な対応を必要とする災害時要支援者に対する避難所の体制整備は急務と認識をし、今後、事業者及び関係機関と連携をし、「誰一人取り残さない」ための避難所運営を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○15番（福家利）はい、議長、再質問。

○議長（河野）福家君。

○15番（福家利）はい。ありがとうございました。

今年の元日ですね、能登半島地震ということで、その中で明らかになった課題としっかりと向き合って、防災力の向上のために進めていっているということでございます。より実効性のある避難所の支援のプランということでございますが、自分自身で、避難支援を必要とする方の災害時の、要援護者の情報登録制度というのが、先ほど町長の答弁にもありましたが、直接そういったところに配備するという、直接自分が行けるような登録制度みたいなこともね、含めて、これから検討してまいるという話でございました。

実際、本当に支援者との位置付け、これから南海トラフ、30年以内に起こりうるということでありますので、早々にこのプラン位置付け、支援者との協議というその取り組みをやっていただくということでございます。

ぜひ、災害時の避難の支援に必要な情報を、災害の発生前に、関係者間での共有ができるような取り組みも必要だと思います。厚生にもなると思います。私厚生常任委員会に所属していますので、なかなか具体的に話ができないのがちょっと残念でございますが、そういった中で、これからの取り組みとして、少しでも不安を払拭できるような取り組みが必要です。

健康福祉課の課長のご答弁になるかなと思いますが、ぜひ、取り組みのスケジュールも含めて報告をお願いしたいと思います。

- 議長（河野）土肥健康福祉課長。
- 健康福祉課長（土肥）はい、議長。
- 議長（河野）土肥君。
- 健康福祉課長（土肥）福家利智子議員の再質問にお答えいたします。今、要支援者の名簿については、個別避難計画ですね、それを去年から作成ということで取り組んでおります。

去年、綾上地区のそういう個別計画対象者にご案内をさしてもらって本年度から、綾南地区の方の対象者に送って、年度末にはあらかたの計画ができるというふうな運びで考えております。

ただこれも紙面だけではなくて、十分本人等の民生委員とかケアマネージャーを通じての実効性あるような計画に仕上げていきまして、それと福祉避難所のどうあるべきかという部分で、並行して進めていく予定でありますので、その点ご理解いただけたらと思いますよろしく申し上げます。

- 議長（河野）再々質問はございませんか。
- 15番（福家利）はい、要望でございます。はい、議長。
- 議長（河野）はい、福家君。
- 15番（福家利）はい。ありがとうございます。やはり総務課ね、健康福祉課、連携しながら、本当に町長が、今答弁の中でも、誰1人も取り残さないという、この言葉、ぜひ、これを教訓にしながら、これからの取り組みの中で計画をしていただきたいと思っております。要望でございます。よろしく願いいたします。ありがとうございます。
- 議長（河野）以上で福家君の一般質問を終わります。
- 議長（河野）ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 10時35分

再開 午前 10時46分

- 議長（河野）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
- 議長（河野）2番、三好和幸君。
- 2番（三好和）議長。
- 議長（河野）三好君。
- 2番（三好和）2番、三好和幸です。
- 議長（河野）三好君。
- 2番（三好和）はい。
- 2番（三好和）2番、日本共産党、三好和幸です。通告に従い、一般質問をします。

現行の健康保険証からマイナンバーカードの保険証への本格的移行が12月2日より始まり、新たに現行保険証の更新できなくなりました。ところがマイナ保険証の利

用率は、わずか十数パーセントで医療費窓口ではマイナンバーカードを使わない人は現行保険証や「資格確認証」、こども医療費助成などの書類も入り乱れ、混乱が想定されましたが、実際には役場の窓口でも病院の医療費窓口でも心配されるようなことはなかったようにお聞きします。

確かに、保険証がマイナンバーカードに紐づけされれば、病院窓口での受付の手間も時間も早くなり、本人の過去の診療記録、薬の投薬履歴なども1つのカードに集約されるわけですから、待ち時間も診療時間も時間短縮となり、他の医療機関に切り替えても、一からの診察ではなく診療記録もつながり、画期的なことは理解できます。

マイナ保険証を利用するには、政府のオンラインサービス「マイナポータル」を使って、利用者登録を自身で行う必要があります。マイナポータルでは、自分の医療や健康、介護や所得、税金など様々な個人情報が閲覧できます。これらの情報は、マイナ保険証のシステムやマイナポータルを使っての国の行政機関や自治体、日本年金機構、健保組合などから集められるものです。

マイナポータルは表示された個人情報を自らの意思で民間サービス等に提供できる機能を持っています。企業等が個人情報を取得するには法律上、本人の同意が必要です。その同意を得る仕組みとしてマイナポータルが使われます。

また、国は生活保護受給者の医療費を削減するためにマイナ保険証のシステムを「頻回受診」の把握に使う計画も進めていると聞きます。まだ一部ですが、大手保険会社はマイナポータルから得た健診情報で生命保険料の査定もしており、金融機関は所得情報を融資の審査に使っています。

デジタル社会では、何らかの形で企業や行政に個人情報を提供せざるを得ないのが実態です。しかし、国民には情報がどう使われたか知るすべがなく、コントロールする制度もありません。健康保険証の本格的移行が始まりました。医療現場の窓口でマイナ保険証のシステムが正常に稼働しない恐れが十分にあります。そこで3点質問します。

1、当面の対策としてマイナンバーカードを持つ人も含め、全員に無条件に「資格確認証」を交付するのはどうでしょうか。

2、今ある保険証は、紐付けされたカードから利用登録解除も可能と聞きましたが、書類の提出が必要で、手続きは煩雑です。オンラインで簡単にできませんか。

3、カードを紛失した場合、窓口ではどう対応してもらえますか。

以上、3点を質問します。よろしくお願ひします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

マイナ保険証について、国は令和6年12月2日に保険証の新規発行を取りやめ、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行をいたしました。本町の国民健康保険（国保）では、異動があった被保険者や再交付を希望される方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方には、被保険者証と同様の内容を持つ有効期限が令和7年7月31日

までの「資格確認書」を交付いたします。

また、マイナ保険証をお持ちの方には、「資格情報のお知らせ」を交付しております。香川県後期高齢者医療保険につきましては、令和7年7月31日までの暫定的な運用として、マイナ保険証の有無に関係なく資格確認書の交付を行っております。

また、国保も後期も、現行の保険証の有効期限が切れる令和7年度の年次更新時には、マイナ保険証をお持ちでない方には有効期限1年の「資格確認書」を、マイナ保険証をお持ちの方には、「資格情報のお知らせ」を被保険者ごとに職権で交付いたします。

1点目の「資格確認書を無条件で全員に交付してはどうか。」というご質問ですが、国の要綱では、「資格確認書」を全員に交付することは認められていないため、今後も無条件に全員に「資格確認書」を交付する予定はありません。

2点目の「紐付けされたマイナ保険証の解除について」ですが、役場窓口で解除申請を行っていただければ、申請月の翌月末に国の機関で解除される仕組みとなっております。実際には、解除される方は少ないですし、マイナ保険証の紐づけをオンラインで解除する仕組みは、全国共通の運用制度でありまして、本町のみへの対応は難しいものと考えます。

3点目の「マイナンバーカードを紛失した場合の対応」ですが、自らの申告により再発行の申請を行います。カードの再発行には、通常約1か月から2か月程度かかりますので、その間にご利用いただける「資格確認書」を発行する予定であります。

マイナ保険証につきましては、現時点では問い合わせも少なく、また、現場でのトラブルもありませんが、今後も安全性の確保に万全を期すとともに、医療現場での混乱が生じないように、不安の払拭に努めるとともに高額療養費制度における限度額を超える支払いの免除や薬剤情報や診療情報が確認でき、医薬品の重複投薬などをチェックできるなどのメリットや利便性の理解につなげる丁寧な情報提供に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○2番（三好和）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○2番（三好和）はい。

○2番（三好和）答弁ありがとうございました。様々な個人情報を収集、また名寄せし、コンピューターなどに仮想人物像をつくり出したり、ある基準で評価・分類・選別・等級化するというのを、プロファイリングというそうですが、マイナンバーカードではそのプロファイリングを実現する上でも最適な仕組みだと聞いてます。

例えば保険会社が健康診断の結果から、病気の可能性を予測し、保険料の査定をする、また健康管理をできない人の、社会保険料を引き上げるなどは可能だと聞いております。

まだ住民の中には、この制度にはセキュリティに不安があり、躊躇する方もおられます。先ほどお話になりました、資格者確認証を無条件に全員に交付するというのは

後期高齢者だけでなく、若い方でも、病院の窓口が混雑しているときなどは、暗証番号を打ち込む際、後ろに並んでいる人に、すごく気になるとか、顔認証するのがすごく恥ずかしいとか、まだすぐには慣れないですから、交付するのは自治体様々とお聞きもします。ぜひ検討を再度お願いできないでしょうか。

○議長（河野）辻村保険年金課長。

○保険年金課長（辻村）はい。

○議長（河野）辻村君。

○保険年金課長（辻村）三好和幸議員様のマイナ保険証の発行に伴いまして、資格確認書を再度様々な人に無条件で交付できないかという点でございます。

マイナ保険証につきましては先ほどの町長答弁でもありました通り、国の施策によってしておりますので、現在のところ国の要件では無条件に交付することは認められないため、今後も無条件に全員に資格確認書を交付する予定はございません。

ただし、セキュリティ等にですね、不満を抱えている方もおられると思います。セキュリティに関しましては、マイナ保険証に記載されている情報は、カード内に内蔵されているICチップで暗号化されておまして、アクセス権を持つ方のみが情報にアクセスできるような仕組みになっております。ご指摘の通り、自分自身で設定した4桁の数字番号が、必要であるため、情報漏えいや不正アクセスのリスクは低減していると考えております。一方でマイナ保険証のセキュリティに対して不安を抱えている方もおられますので、綾川町国民健康保険の資格確認書は、有効期限を1年として、当分の間は交付するという予定でおります。今後もマイナ保険証のセキュリティ対策について、安全で信頼性の高い制度運営を周知し、被保険者の皆様が、安心してマイナ保険証をご利用していただけるよう、一層の努力を重ねていく所存でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○2番（三好和）はい、議長。

○議長（河野）はい、三好君。

○2番（三好和）はい。

○2番（三好和）近い将来ですね、この制度方向に進むっていうのは、皆理解してるところだと思うんですが、国がやっぱすごく急いで進めていくことに不安があるっていうのは、国民多数の方がそう思っていると思うんです。この間いろいろ調べてもらった結果、ヨーロッパなどではイギリス、フランスなどは、カードは医療関係との2枚持っているっていうところもあるように聞きます。

また、病院、役所窓口で今までに増して、また丁寧な柔軟な方向で対応していただきたいと思って、私の質問を終わります。要望ですので答弁は要りません。ありがとうございました。

○議長（河野）以上で、三好君の一般質問を終わります。

○議長（河野）11番、大野直樹君。

○11番（大野）議長。

○議長（河野）大野君。

○11番（大野）はい、11番、大野です。

○議長（河野）大野君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○11番（大野）それでは通告に従いまして質問をさせていただきたいと思えます。

「単身世帯への本町の対策について」お尋ねをいたします。

少子高齢化や家族形態の変化が進む中、単身世帯は今や日本社会の主要な世帯形態となりつつあります。統計によりますと、単身世帯の割合は増加の一途をたどり、将来的には全世帯の約半数に達するとの予測もあります。

これは本町においても例外ではなく、特に高齢単身者や若年層の単身世帯が、増加傾向にあることは、福祉政策や地域社会の在り方に、大きな影響を及ぼす重要な課題でございます。日本の社会保障は家族を基盤とする「家族依存型福祉」が特徴でした。しかし、高齢化や家庭形態の多様化により、今や限界を迎えていると考えられます。特に単身世帯では家族の支えがなく、福祉制度だけでは対応しきれず、貧困や孤立のリスクが高まるため、家族に頼らない新たなまちづくりとして、共生社会の構築が求められていると考えます。

単身で歳をとったとしても安心して住み続けることができる地域づくりこそが必要だと考えます。迫りくる超高齢化社会を迎えるにあたり質問をさせていただきます。

本町における単身世帯の現状把握について。

単身世帯の割合や年齢層別の分布について、町としてどの程度把握していますでしょうか。特に高齢単身者や若年層の単身者の支援状況はどうなっていますでしょうか。

単身世帯の増加を見据えた新たな福祉制度の構築に向け、どのような課題があると認識されているのか、さらには現行制度に加え、どのような取り組みをしていくのかお尋ねをいたします。

単身世帯が抱える生活上のリスクとして挙げられるのが、

1、社会的孤立のリスク。これは実際に、高齢単身男性の14.8%が「2週間に1回程度」の会話の頻度しかなく、無職の単身世帯は職場や家庭内での会話がなく、孤立しやすい状況にあります。「頼れる人がいない」と回答した割合は、女性より男性が多いというデータもあります。

2、経済的困窮のリスク。単身世帯は、総じて経済的貧困のリスクが高く、特に高齢単身女性の貧困率が著しく高く、男女共に単身世帯は最も経済的に脆弱であるというデータもあります。

3、要介護となった場合のリスク。同居家族に頼れず、介護サービスへの依存度が高くなり、さらには、保証人や死後対応の課題、身寄りがいない場合、契約や入院手続きが困難になる等のリスクがあります。

そこでお尋ねをいたします。リスクの対応について、社会的孤立、経済的困窮、要介護になった場合等のリスクに対し、現在、町として具体的にどのような取り組みをしているのか、さらには現在の取り組みが10年先にも対応出来る施策になっているのかをお尋ねいたします。

保証人や死後対応などの課題について、現在の支援体制はこれらを踏まえたうえ

で今後どのようにしていくお考えでしょうか。

次に、地域づくりと社会参加の推進についてお尋ねをいたします。

地域ネットワークの構築や住民同士の支え合いの仕組みづくりを行っているのは十分承知をしておりますが、現行の支えあい体制で10年先20年先に対応できますでしょうか。出来ないのであれば今後の地域ネットワークや共生社会についてどのように構築していくのかを今から考える必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。単身世帯が社会参加をしやすくするための就労支援や交流の場の提供について、現在の取り組みと今後の計画はありますでしょうか。

単身世帯の増加は不可避であり、早急な対応が町の未来に直結する課題であると考えます。

最後にエンディングノートについてお尋ねをいたします。

以前、森議員からご提案がありましたが、単身世帯の方が福祉サービスを利用する際、入院時に保証人が必要な場合がまだあるそうです。

また、死後対応の課題、さらには住居が空き家になる可能性もあることからエンディングノートの作成は必要不可欠だと考えます。エンディングノートの無料配布、現在いきいきセンターやえがおで窓口に置いていると思いますが、それをダウンロードができるような仕組みづくり、あわせて困りごと相談などを気軽に言えるサロン、さらには自宅訪問なども必要だと考えますが本町の考えをお聞かせください。よろしくをお願いします。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

本町におけます単身世帯の現状の把握についてであります。1点目のご質問の、単身世帯の割合や、年齢層別の分布についての把握状況については、本町では単独世帯を正確に把握できる台帳は存在していません。令和2年度の国勢調査の結果における単身世帯の割合を申し上げますと、29歳以下で63.6%、30歳代で17.7%、40歳代13.5%、50歳～64歳18.1%、65歳～74歳22.3%、75歳以上で32.8%となっております。

2点目のご質問の、高齢単身者や若者層の単身者の支援状況であります。若者層に対する支援、これは行っておりません。高齢者に対しては、「高齢者声かけ見守りほっと歓事業」による見守りや、介護支援ボランティアによるマッチングでの定期的な見守り、配食サービス事業による見守りに加え、新聞社やJA等の見守り協定を結んだ事業所による見守り体制があります。

3点目のご質問の単身世帯を見据えた新たな福祉制度の構築に向けての課題であります。高齢化が進む中で、ほっと歓事業の協力員等の支援者の高齢化も進んでおります。地域での緩やかな見守りが難しくなりつつあります。今後、介護保険等のサービスにおける人材不足も予測されておる中で、専門職でなくても実施できる見守りや買い物、ゴミ出し等の生活支援により、地域の中でお互いを支え・支えられる共生

社会の実現に向けた取り組みを推進する必要がある、引き続き状況に合わせ検討をしてまいります。

次に、単身世帯が抱える生活上のリスク対応についての1点目のご質問、社会的孤立、経済的困窮、要介護になった場合等のリスクに対する取り組みであります。本町では重層的支援体制整備事業の中でプラットフォームを構築し、包括的な相談支援等を進めております。重層事業の中では専門職による伴走支援に加えまして、地域共生社会の実現を目指した「地域づくり」を進め、地域の皆さんにもご理解・ご協力いただきながら社会とつながるための伴走型支援を進める必要性があります。その両輪を進めることで、10年先にも対応できる可能性を拓げるため、ほっと勸事業を基盤とし、地域とつながるための支援を推進していきます。

2点目の質問の、保証人や死後対応などの課題についてであります。身元保証人がいない場合には、町が対応を求められ、緊急時の対応や生活支援、死後事務等について、健康福祉課や地域包括支援センターが対応することとなります。本人に契約能力がある場合は、社会福祉協議会が福祉サービスの利用の援助のために実施している「日常生活自立支援事業」につなぎ、本人に代わって支払い等を行い、また本人に判断能力がない場合は、成年後見制度の利用をすすめております。本町では成年後見中核機関を令和3年度に設置しており、健康福祉課、地域包括支援センター、町の社会福祉協議会の3者で権利擁護支援を進めております。今後、高齢化が進み、支援を必要とする方の増加に備え、令和7年度以降、権利擁護支援の担い手となる市民後見人の養成にも着手する予定であります。専門職だけでなく、住民の皆様にも力を発揮していただきながら、支援の充実を図ってまいります。

次に、地域づくりと社会参加の増進における1点目のご質問の、地域ネットワークの構築や住民同士の支え合いの仕組みづくりについてですが、本町では「高齢者声かけ見守りほっと勸事業」や「介護予防サポーターの養成」等に取り組んでまいりました。地域共生の社会の実現を考えた時、対象者を高齢者に限定するのではなく、子どもや若者、障害者・困窮者を含めて、お互いを支え・支えられる関係性を構築できる、新たなネットワークの構築を検討する必要性を感じているところであります。現在、第4次総合保健福祉計画、これを策定中ではありますが、その中でも皆さまからご意見をいただきながら、今後の方向性を検討してまいります。

2点目のご質問の、単身世帯が社会参加をしやすくするための就労支援や交流の場の提供についてであります。現在、本町では、活躍できる人や場を増やすことを目指し、介護支援ボランティアポイント制度の導入や、「ほっとか連とこ100歳体操」、「いきいきサロン」等の通いの場を推進しているところであります。今後、活躍の場として、シルバー人材センター活用の推進、また、「高齢者の生活支援」については、見守りやゴミ出しだけでなく、その他の生活支援についても、介護支援ボランティア制度等を活用しながら単身世帯が社会参加でき、活躍できる仕組みづくりを検討してまいります。

最後のご質問の、エンディングノートについてであります。以前からいきいきサロンや高齢者学級等での「人生会議」(アドバンス・ケア・プランニング)の講話の際には無料配布をしており、えがおといきいきセンターの窓口には自由にお取りいただ

けるよう備え付けておりますのでご活用いただきたい、そのように思っております。

今後、各相談事業などを通じまして、支援を必要としている方のサポートを継続してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○11番（大野）議長。

○議長（河野）大野君。

○11番（大野）はい、再質問させていただきます。

まず1点目、病院の入院の対応についてちょっとお尋ねするんですけども、現状で教えていただきたいんですけども、単身世帯の高齢者が何のサービスも受けずに1人で暮らしてまして、その方が急に悪くなって、例えば新聞配達の人が見つけてくれたとか、ヤクルトの人が見つけてくれた、通報があった、病院に運ばれました、そのときに保証人は必要ですか、必要でないですか。教えてください。すぐそのまま入院できるのか、陶病院ではできるのかどうかをちょっと教えてください。

続きましてですね、成年後見の人の話が出てきましたが、これもやっぱり単身の高齢世帯の方をやっぱり把握することから始まりますので、まずはその把握をできるだけ努めていただきたいなと思っております。はい。していただきたいなと思います。

あと1点、ちょっとエンディングノートのところでちょっと質問しちゃったんで、途切れてますが、自宅訪問なども、単身世帯の自宅訪問がすごく必要になってくるかなと思っておりますが、ちょっとその辺りのことも、今の状況を教えていただきたいなと思います。というのもですね、今国会でもたくさん議論が出てますが、前回の法改正にとか、訪問介護の報酬改正によって、訪問介護の報酬がかなり引き下げられました。そういった部分で、訪問介護事業者がかなり減ってきているのも現状で、訪問介護事業者がゼロの市町村も103市町村あるみたいです。

そういったところで、介護自体の介護支援者の崩壊がすでに始まっているのと同時に、単身世帯の高齢者もものすごく増えていってるのでこれ多分、10年後には、今の福祉制度と大きな差が出ると思うので、まずは単身世帯を把握する。それを訪問して支援していくならその訪問する側の人をどうやって作っていくのかっていうのを、ちょっとお聞かせください。

もう1点だけ、介護ボランティアの件ですけども、現在、単身世帯の社会参加とかそういう共生社会について介護ボランティアだったりとか見守りほっと歓だったりとかそういったことをしているのは十分承知をしております。

そういった中でも今現在、現役で活躍されている方の年齢を考えると、10年先、15年先になると、もっと人数が足らなくなって、単身高齢世帯は増えるのに支える方がもう全然アンバランスな状況になってくるので、ちょっとこれをどうしていくかを、もう今から施策を打って変えていかなければ、おそらく10年後に、もう全然どうにもならなくて、すごいお金ばっかしかかかるとなると思うので、ぜひそういったことも踏まえて考えていって欲しいなという思いで質問させていただいております。

こういった部分も踏まえて、今後その社会参画だったり共生社会に向けてどのよう

にやっていくか、また、今後どのようなスキームでやっていくのかをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（河野）辻井陶病院事務長。

○陶病院事務長（辻井）はい。

○議長（河野）辻井君。

○陶病院事務長（辻井）はい。

○陶病院事務長（辻井）大野議員さんの再質問についてお答えします。陶病院での入院が発生したときの保証人についての質問に対しまして、現在、陶病院の方では、一応そういった案件の方はありませんけど、家族以外に知り合いの方とか、一応もうどなたか保証人になっていただいている状況です。で、一人暮らしで、もし支援センターさんとか入って入院してる方については、ご家族とか連絡取れる方がいらっしやいましたら連絡を取って、もし何かあったときの連絡先をお聞きしている状況でございます。

以上、再質問に対しての答弁といたします。

○議長（河野）土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥）はい、議長。

○議長（河野）土肥君。

○健康福祉課長（土肥）大野議員の再質問についてお答えします。

2番目の成年後見人の件ですけれども、単身の高齢者の把握が重要であるとおっしゃられてるところなんですけど、これにつきましても、今単身でいらっしゃる方は住基上ではわかりますけれども、施設に入られているとか、それから世帯分離して状況がわからないとか、そういうところもございます。必要な方、そういう困っている方で成年後見が必要な方っていうところにつきましても、こちらの方で対応しているというところでございます。

3番目の自宅訪問の必要があるのではないかとということで、確かに訪問介護、ヘルパーさん等の高齢化現象というのは承知しておりますけれども、これに代わるものにつきましてもやはり、地元で声をかけたりですね、先ほども出ましたけれども、介護ボランティアとか、見守り体制というのが非常に重要になってくると思っております。

それから、4番目の介護ボランティア、見守りほっと飲事業、これも、おっしゃる通り介護の専門職と同じように皆さん高齢化しておりますが、次々このボランティアの方を募って、つなげていくという形が必要かと思っております。これも何ですかね、専門職だけではもちろん限界がありますんで、やっぱり住民同士のつながりっていうところが非常に重要になってくると思っております。

10年先、20年先、もちろんもう超高齢化社会になると思っておりますけれども、そういった地域づくりというところが、鍵になってくるというふうに思っておりますので、ご理解いただいたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○11番（大野）議長。

○議長（河野）はい、大野君。

○11番（大野）はい。

○11番（大野）はい、すいません。再々質問させてください。

病院について再々質問です。

ということは、保証人がいなければ入院ができないという解釈で、よろしいですかね。いないんですから、単身世帯やお1人様や身寄りがいない人ですから。僕は対象でお話聞いているのは、全くいない人は、この地で陶病院に運ばれても、入院ができないということでしょうか。極端な話でそこをお尋ねいたします。

と、もう1点、土肥課長が言われてた、地域の中で支え合っていくというのは、今現在までの仕組みであって、もうすでにそういった時代はもう過ぎていると私は思っております。要はそれ今までは家族依存型で、すべての社会制度が成り立ってたけど、もうすでにバランスが崩れてるので、そこについて考えていって欲しいという、私も、正確な答えを持ってません。

ただ、数字として単身世帯が増えるっていうのと、もともとある社会保障が家族依存型からも変わってきているということなので、そこに合わせて、やっぱ今の制度で、10年先20年先を支えられるかどうかっていうのを、今後考えていって欲しいということをお伝えしたかったんです。ちょっと陶病院の件だけちょっと教えてください。

○議長（河野）辻井陶病院事務長。

○陶病院事務長（辻井）はい。

○議長（河野）辻井君。

○陶病院事務長（辻井）大野議員さんの再々質問についてお答えします。

例えば身寄りのない方が陶病院の方に入院できないのかという質問に対しまして、地域の方で入院が必要な方につきましては、入院の方、受け入れの方できます。

それで入院後、その方に対しまして、また関係機関の方に、ご相談させていただいて、また連絡先とかそういった情報とか、そういったのを関係機関と協議をしていきたいと思えます。地域で入院が必要な方につきましては、はい。

以上、再々質問のお答えとしたいと思います。

○議長（河野）大野君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○11番（大野）ありがとうございます。入院できるということで安心できました。

次に「今後の農業について」お尋ねをいたします。

本町の農業支援は県内トップクラスであり、農業者の皆様から喜びの声をお聞きしております。

民間企業や銀行とのコラボレーションについてお尋ねをいたしたいと思えます。

11月11日の新聞記事で、高松信用金庫と4市町の包括連携によるクラフトビールのお披露目式の記事を拝見しました。この取り組みは、全国の信用金庫で作る「よい仕事おこしネットワーク」の地域応援プロジェクトの一環であり、各市町のいちご、キウイフルーツ、海の牡蠣、和三盆など特産品を使ったクラフトビールについての記事でございました。

このような地産品づくりの取り組みについて、本町はどのように関わっていくのかをお尋ねいたします。

本町はこういった企画の情報を事前に持っていたのでしょうか。持っていた場合なぜ参画しなかったのでしょうか。

次に、三木町はいちごを使ったクラフトビールを作ったとお聞きをしております。本町も県内では有数のいちごの生産地につき、他の市町に先駆けて取り組んでいただきかったです。

今後、本町はこのプロジェクトに参加するのでしょうか。参加するのであればどのような特産物を提供していくのでしょうか。参加する場合、事前に生産部会単位でこういった情報を共有し、部会の意見や生産者の意見をお聞きすることは出来ないでしょうか。

次に6次産業化についてお尋ねをします。

ずいぶん前から6次産業化の流れはありますが、あくまでも個々での取り組みが多く、設備投資や人材確保の観点から、なかなか6次産業化が進んでいないと思います。そこでお尋ねをいたします。

本町において6次産業化が行われた農家、事業者はどのくらい把握しているのでしょうか。農家の6次産業化が進まない理由はどのようにお考えですか。今回の信用金庫のような取り組みは製造にかかる費用が掛からないため、町の特産物をPRできる絶好のチャンスだったと考えます。今回の企画は、一農家や業者にチャンスがあったのではなく、あくまでも自治体とのコラボの企画です。特産品PRを積極的に行い、町の魅力発信と農業者支援を同時に進めることができたはずだと考えますがいかがお考えでしょうか。最近では果物農家と耐ハイ専門店などのコラボをはじめ、企業側と農家のハイブリットな6次産業化に取り組んでいるところもあります。当然ながら、生産者もこういった情報にアンテナを張り、自らの力で農業所得を上げる必要性はありますが、本町の特産物をPRすることにより農業者の所得の向上を後押しするブランディングも必要だと考えます。ぜひ、積極的な取り組みを行っていただきたいと思いますが、如何お考えでしょうか。

次に、高齢化による農業への影響。2010年代に高齢化率が21%を超え「超高齢社会」に突入しました。少子高齢化による労働力不足が課題となっております。先日、11月29日の委員協議会では、農地2.46haに対し復旧可能遊休農地が57ha、復旧困難な遊休農地が271haとの話がありました。自営農業に従事する者の平均年齢は2023年で68.7歳であり、10年先にはさらに遊休地が増えるのは容易に想像ができます。僻地・山間地・過疎地・高齢化が進む地域、担い手が少ないとされる地域、さらには立地のいい農地でも、遊休農地が見受けられます。

現在、地域計画が策定されておりますが、人口減少を見据え10年後以降、本町の農地をどのように維持していくのか、農業施策も転換期を迎えていると感じますが、町としての考えをお聞かせください。

最後に補助金についてお尋ねをいたします。コロナ時に原油高対策、肥料高対策などの補助金がありました。肥料の高騰は少し落ち着いてきたように感じますが、原油高についてはまだまだ高い状況であります。原油高は輸送費などにも乗ってくるため、結局コスト高になっているのが現状でございます。コストを価格転換ができにくい農業者を救うべく原油高対策についてどのようにお考えなのか教えてください。合わせて収入保障（ナラシ対策）が令和7年3月で終了しますが、こちらの延長予定はありますでしょうか。聞かせてください。よろしく申し上げます。

- 議長（河野）前田町長。
- 町長（前田）はい、議長。
- 議長（河野）前田町長。
- 町長（前田）はい、議長。
- 町長（前田）ご質問にお答えをいたします。

1点目の「民間企業や銀行とのコラボレーションについて」であります。本町は、地域社会・地域経済の活性化を図るため、令和6年5月に高松信用金庫と「地域活性化に関する包括連携協定」、これを締結しております。この協定に基づきまして、「企業間及び産業間のビジネスマッチング支援」、「脱炭素社会の実現」、「中小企業者支援」、「観光業振興」、「SDGsの推進に関すること」などの事業について、相互に連携・協力して進めて行く予定であります。高松信用金庫から提案のありました具体的なメニューの中に、地域特産品を使ったクラフトビール、この開発もありましたので、事前に情報として把握はしておるということでございます。しかしながら、この企画が、一過性のものとならないように農業者、JAなど関係機関と十分に連携して取り組むべきであると考え、今回は見送った次第であります。今後は関係機関と十分に協議を重ね、高付加価値につながる取り組みについて、参加してまいりたい、そのように考えております。

2点目の6次産業化についてですが、すべては把握できておりませんが、4件は承知をしております。農家の方が6次産業に取り組まない理由については、はっきりとは分からないところもありますが、費用面や経営のリスクが大きな障壁になっているのではないかなど、考えております。特産品のPRについては、サンポートや高松空港、岡崎市や東京新橋のせとうち旬菜館、またいろいろなイベントにおいてPRしてきたところでもあります。さらには実際に栽培されている農家の方や農産物に詳しいJAも積極的に協力いただき、効果的なPRを行っていききたいと考えております。

3点目の高齢化による農業への影響であります。農地の維持につきましては、今年度で地域計画を策定し、それを毎年見直していくことにより、地域での話し合いを継続し、県、JA、農地機構、農業委員会とともに、地域計画を更新し、農地の維持を図ってまいります。また、国におきましては、次期食料・農業・農村基本計画を策定中ですので、今後は、その基本計画の内容を踏まえまして、農業振興を図ってまいりたいと考えております。

4点目の補助金についてであります。コロナ対策として、地方創生臨時交付金を活用し、支援をしてまいりました。収入保険、ナラシ対策の掛け金の補助についても、終了いたしますが、今後は、現在議論されております「生産コストを反映した農産物の価格形成に関する法案」、これが来年の通常国会に出されるということですが、この内容を注視してまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁といたします。

- 議長（河野）再質問はございませんか。
- 11番（大野）議長。
- 議長（河野）はい、大野君。
- 11番（大野）はい。ありがとうございます。

先程の高齢化も踏まえてですね、やっぱり高齢化が悪いのではなくても、世代別の関係がもう崩れてきているので、やっぱり、今早め早めにいろいろ手を打っていく必要があるかなと思っております。

あと1点ですね、町長さんの方からいろいろ、岡崎市とかいろんなところで啓発をやっているというようなお話、さらには昨年も同じような質問をさせていただいたような気がしておりますが、例えば、こういったブランド化を進めていったり、我が町の特産物はこれだという中で、町長や経済課長が考えるもの、これなら他には負けないというものが特にあればですね、教えていただきたいなと思っております。このクラフトビールの件につきましてもぜひ、うちの特産物で何か使えるものがある、形にできるのであれば、ぜひ参加していただきたいなと思っております。

よろしく申し上げます。

○経済課長（福家）はい、議長。

○議長（河野）福家経済課長。

○経済課長（福家）はい。

○議長（河野）福家君。

○経済課長（福家）大野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

高齢化という社会の中で農地の維持というのはもう難しくなっているのは現状、進んでいるかと思えます。

これをどうするかというのは難しい問題ではあるんですけども、この地域計画というのは、地域での話し合いによつての計画でございますので、ここでも防災では自助、共助、公助というのがございますけれども、地域計画の中でもこのことは推進できたらと思っております。

町の特産品でございますけれども、これはいろいろございます。ご承知の通りで、いちご、ぶどう、柿、野菜でアスパラとか、いろいろございますので、特産品につきましては答弁でございました通り、効果的なPR、行っていきまして周知の方を図ってまいりたいと思っております。

また、クラフトビール、これに限らず、高付加価値につながるものの取り組みにつきましては参加はしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○11番（大野）議長。

○議長（河野）はい、大野君。

○11番（大野）はい。生産者、いちご、ぶどう、柿、アスパラその他ですね、一生懸命作っております。綾川町産は、日本で一番すごいんだと担当の課長から言っていたかかったなという、これで特にといい言い方をしたんですが、特に、すべていいということを多分おっしゃっていただいたんだと思っておりますが、さっきの言うその、いちごなんかは、綾川町さぬきひめ、一番生産高が多いというような話もしてますんで、やっぱりそのいちご、道の駅でもやっぱりいちごのマスコットですかね。あれを置きますので、そういったものも踏まえてですね、このクラフトビールでいちごは使えなかったのはすごく残念だなと思っておりますが、他にそのぶどうだったりとか柿だったりとかありますんで、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

以上です。言いっぱなしで終わります。すみません。ありがとうございました。

○議長（河野）以上で、大野君の一般質問を終わります。

○議長（河野）1番、川崎泰史君。

○1番（川崎）はい。議長。1番、川崎です。

○議長（河野）川崎君。

○議長（河野）川崎君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○1番（川崎）はい、それでは質問をさせていただきます。

「カスタマーハラスメントに綾川町でできることは」。

近年、社会問題として注目されているカスハラ、カスタマーハラスメントについて、特に中小・小規模事業所における対策の遅れが懸念されます。長年、対人業務に従事してきた私の経験から、カスハラは日常的に発生している深刻な問題であると認識しています。対人業務経験者であれば、体験したことがない人はいないほどだと推察されます。

このようなことに至った問題点として、少なくとも日本的経済の成立を考えれば、ニーズを埋めあい、相手が持っていない物を提供した、物々交換によるお互い様の考え方と思いますが、そのような中で「顧客は神様」という言葉の、神様だから何をしても良いという誤った意味での伝播が大きく悪影響を与えたものだと思います。

現在の綾川町の役場内での対応策等あれば、ご回答ください。

次に、企業に向けた施策等あれば、ご回答ください。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田）はい、議長。

○町長（前田）ご質問にお答えをいたします。

行政も企業も、お客様と働く全ての人に対等な立場に立ち、お互いに尊重し合う公正で持続可能な社会を目指すことは、非常に大切なことと考えております。令和2年の1月に、厚生労働省から「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」、これが策定され、また東京都が、令和7年4月1日からカスタマーハラスメント防止条例を施行することについては、記憶に新しいところでもあります。

1点目の、「現在綾川町の役場内での対応策」についてであります。合併時から、会計年度任用職員として法務監を雇用しており、窓口で大声をあげて長時間居座るなどの過度な行動や要求に対して、適切に対応しているところであります。これまでも、香川県暴力追放運動推進センターに研修会を依頼し、不当な要求に対する職員研修を実施しております。

また、毎年、香川県市町村振興協会の「ハードクレーム対応講座」研修を職員が受講し、実践的なクレーム対応力を身につけてきているところではありますが、今後も不当な要求及び不当な行為に、毅然とした対応ができるよう、引き続き町全体の問題として組織的に取り組んでまいります。

また、カスタマーハラスメント防止条例につきましては、制定されているのが東京

都及び北海道の一都一道にとどまっております、綾川町での条例制定は現在考えておりませんが、今後、各自治体の動向を注視してまいりたい、そのように考えております。

2点目の、「企業に向けた施策等があれば」についてであります。国において、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」や「カスタマーハラスメント対策リーフレット」が作成をされております。厚生労働省ホームページにて提供されているところでもあります。町としての具体的な施策は今のところ考えておりませんが、県等から情報があれば速やかに提供してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○1番（川崎）はい、再質問あります。

○議長（河野）川崎君。

○1番（川崎）はい、それでは再質問させていただきます。

こちらの特に企業に対する対応なんです。やはりこの公の役割としまして、こういった問題に対して、先ほども申しましたが、ちょっとこれ対人業務として、お客様との対応になりますので、特にやはり利益の関係もあります企業におきましては、非常に対応が難しい内容でございます。

そういった中で公の役割として、こういったものに対してしっかりとした対応を進めること、そしてまた冒頭でも述べた通り、大企業さんの方では比較的対応進んでおりますが、特に町内の中小企業や小規模事業者等におきましては、残念ながら、なかなか認知及び対応等は進んでいないというふうには見えております。

そういった中で公の役割として、何らかの他社も対応していく必要があると考えております。こういった中で、近隣の丸亀市さん及び宇多津町さんの方では、このたび、こういったことに対応するポスターの掲示、これを進めております。こういったポスターの掲示について、町の方ではどのようにお考えかご回答いただければと思います。

○議長（河野）福家経済課長。

○経済課長（福家）はい。

○議長（河野）福家君。

○経済課長（福家）はい。

○経済課長（福家）川崎議員の再質問でございますけれども、丸亀市とかでポスターということでございますけれども、綾川町といたしましても、これ厚生労働省の方で作っているリーフレットでありますとか、他市町で作られているものは使えるのであれば、これまたホームページ等で掲載をして、企業の方へ周知を図ってまいりたいと思っております。

○議長（河野）宮前総務課長。

○総務課長（宮前）議長。

○議長（河野）宮前君。

○総務課長（宮前）川崎議員の再質問におけます、カスタマーハラスメントにおける企業向けの対応として、公の立場でということでございますけれども、先ほど福家経済課長の方からご答弁させていただきましたけれども、活用できるもの、これにつ

きましては、厚労省のものでありますとか、他市町のもを参考にさせていただくということがあろうかと思ひます。

総務課関係といたしましては情報収集、同様な回答になろうかと思ひますけれども、情報収集をしながら、あらゆる形で広報誌等についてですね、掲載するなどしての啓発、また企業に対しましても情報収集したものの提供ができるよう、関係所管の経済課と連携しながら、進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○1番（川崎） はい。

○議長（河野） はい、川崎君。

○1番（川崎） ありがとうございます。対応をぜひ進めていっていただきたいと思ひます。

繰り返しにはなりますが、中小企業や小規模事業者、また特に対人業務が多い小売店等では、こういったものを個別に告知したりとか、対応していくのは非常に難しい状況でございます。そういった中で、ぜひとも公としてこのポスターの掲示等を進めていただきまして、啓蒙活動を進めていただくことをお願ひ申し上げまして1番目の質問を終わらせていただきたいと思ひます。

○議長（河野） 2問目の質問を許します。

○1番（川崎） はい、議長、2問目お願ひします。

○1番（川崎） 2問目の質問に移らせていただきたいと思ひます。

「日本の原点を守る教育」。

まず天皇陛下に関する学校教育であります。日本は信仰と文化が一体化した中今の国で、神武天皇の即位以来、2684年にわたり存在する世界最古の国体で、存続してきたその根本的理由は、天皇陛下を「みなか」の存在として、国民が一体となってきたことにあります。時の権力者が変われども天皇陛下を別格の存在として敬い、さらには男系の血筋を継承してきた万世一系の国というところにあります。世界の文明の歴史からいたしましても奇跡の国と言えます。

しかし、現在では、日本が世界一歴史の長い国であることや、国の成り立ち、古事記の内容、大和言葉（日本に端を發した外来語外の言語体系）の特異性、大東亜戦争までとその後の近現代史、こうした我が国の原点や歴史については、多くの国民があまり知らない状況であり、それが国の弱体化にもつながっていることに、私は大きな危機感を抱いています。

さて、もともと大東亜戦争前の教科書である国史には、天照大御神、神国、神武天皇などの言葉が並び、古事記、日本書紀に由来する教育が行われていましたが、1945年の敗戦以降、いわゆるGHQの占領下に置かれたことで、今、述べたような日本の原点についての教育が放置させられました。

GHQからすれば、日本を統治するために日本の弱体化を目指すのは当然であり、そのために、日本の国柄、つまりは天皇陛下を中心とし、国民が一体となっている状態を骨抜きにするためのこの教育を進めることは、占領政策として基本的かつ最重要

であり、当時の具体計画が多くの公文書からも明らかになっているところでもあります。

GHQが推進した戦後の教育の中でも特筆すべき点として、まずは、日本人の誇りを教えてはならない、それから、神話を教えてはならない、ということを推進してきたところがあります。

その結果、現在、数々の調査結果から明らかになっていることは、我が国は、世界で最も自国に誇りを持たない国になってしまっているということでもあります。

この80年近く戦争も紛争もない、犯罪も少ない、物資も豊かで、識字率も高く、道路も整備され、蛇口をひねれば当たり前のように水が出てくる。たとえ生活が困難になっても、助けてくれる制度が用意されている。それにもかかわらず、これだけ自国を誇りに思う国民が少ないということはなぜでしょうか。その原因が戦後教育と情報統制にあるというのは明らかです。さらに言えば、自国への誇りを感じないどころか、自己肯定感も持てない状況になってしまっています。

2014年に内閣府が発表した日本、韓国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン、この7カ国の13歳から29歳を対象にした調査における、自分自身に満足しているかの問いに対し、トップのアメリカが86%の人が満足していると回答、他の国も70%を超えている状況で自分自身に満足しているというふうに言っています。しかし、日本は最下位の45.8%しか自分自身に満足していないという結果が出ています。

また、国立青少年教育振興機構が、2018年に日本、アメリカ、中国、韓国のこの4カ国の高校生に行った調査では、私は価値のある人間だと思うかの問いに対して、トップのアメリカが83.8%、2位の韓国が83.7%、3位の中国では80.2%の人が私は価値のある人間だと答えているのに対して、日本はなんと44.9%の人しか、私は価値のある人間だと答えていないという状況です。つまり、世界の中で最も自国への誇りと、自己肯定感を失った国となっているわけでもあります。

さて、神話を教えてはならないということを推進すればどういうことになるのかについても言及したいと思います。20世紀を代表するイギリスの歴史・考古学者アーノルド・J・トインビーの、世界中の民族の歴史を調べた研究結果、これを御紹介しますと、12歳から13歳までに、その民族の神話を学ばなかった民族または自分たちの国の神話を教えない民族は、100年以内に例外なく滅びているとのことでもあります。この言葉を念頭に今の日本を考えたとき、大東亜戦争終結から既に80年がたとうとしていることからすれば、我が国に残された時間は、さほどないということになります。

さて、現在の日本の弱体化の原因は、教育だけではないと思います。戦後の情報統制も日本人の誇りを奪ってきました。GHQは日本人に対し、教育やメディアを利用して大東亜戦争は侵略戦争であったという自虐史観を意図的に強く刷り込むことを目的としたウォー・ギルト・インフォメーション・プログラムを計画し、また通称プレスコードを基にして情報統制をしてきました。

このプレスコードに規定された禁止事項には次のようなものがありました。

1、GHQが日本国憲法を起草したことに対する批判、2、アメリカ、ロシア、イギリス、シナ、朝鮮人、その他連合国への批判、3、神国日本の宣伝、4、ナショナル

リズムの宣伝、5、占領軍、軍隊に対する批判、6、解禁されていない報道の公表などがありまして、非常に多くの報道規制がなされたわけです。規制されなかったものといえば日本政府への批判くらいではないかと思われるような内容でございます。

日本人が日本人としての誇りを持ち、自己を肯定し、日本国として世界の平和と繁栄に貢献するためには、この情報統制された中で行われてきた教育や洗脳から脱却し、いま一度、日本の原点について、広く国民に教育していくべきだと考えます。そのための地方自治が担うこの学校教育について質問させていただきたいと思います。

まず、綾川町の子ども達に、日本の成り立ちである神話についてどのような教育をしてきたのか、これまでの経過と現状をお聞かせください。

また、綾川町では、大正天皇陛下大嘗祭において主基斎田が設置されており、私の母校でありました山田小学校（現在の綾上小学校）には当時焼失してはありましたが、主基記念講堂が過去にはございまして、また、香川県立農業経営高校も、綾歌郡立主基農林学校として設立されており、後に香川県立主基農業学校、香川県立主基高等学校となった経緯がございます。他にも旧山田小学校周辺には主基農業学校の分校も設置されており、跡地はながらく山田公民館として利用されていまして。

これらの施設等にあった史料類は、主基斎田記念館設置時に、ある程度集められたと聞いています。皇室を身近に感じられる多数の史料、史跡のある地域柄であります。これら史料の教育への活用について経過と現状をお聞かせください。

○教育長（松井）議長。

○議長（河野）松井教育長。

○教育長（松井）はい。

○教育長（松井）川崎議員の質問にお答えをいたします。

文部科学省が定める学習指導要領においては、国語科と社会科で神話を扱います。国語科では、「昔話や神話・伝承などの読み聞かせを聞くなどして、わが国の伝統的な言語文化に親しむ」とあり、社会科では、古代までの日本について「考古学などの成果を活用するとともに、古事記、日本書紀、風土記などにまとめられた神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気付かせるよう留意する。」とあります。教育委員会といたしましては、今後とも学習指導要領に則り、適切な指導に心がけてまいります。

また、史料の教育への活用については、綾上小学校において、主基斎田跡で田植えをしたり、稲刈りをしたりと米づくりに適した土地に恵まれた郷土について学んでおり、他の学校も含め校外学習で記念館を利用し、当時の様子や気持ちにふれ、郷土愛を育てております。皇室を身近に感じるということは、大切なことだと考えますが、それは主目的ではなく、歴史を学び、自然環境に恵まれた郷土を大切にしたいという心情を養うことを重視し、今後とも教育の充実を図ってまいります。

以上、質問の答えといたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○1番（川崎）再質問。

○議長（河野）川崎君。

○1番（川崎）はい。

○1番（川崎） ご回答ありがとうございました。

国語、社会等の中で伝承とそれらの学習が行われてるということがございますが、特に社会科の方ではですね、やはりその一部、歴史的な部分で出てきているだけでありまして、特に国の成り立ち等についてですね、詳しく学習することはなかったかと思えます。

やはり今回、私が質問した大きな問題点としましては、やはり先ほどでてきました自己肯定感ですね、こちらをどのように子どもたちの中に植えていく、そういう子どもたちの中で、自分自身をですね、どのように肯定していくのか。また、これはもう特によく言われる、自分自身のルーツですね。こういった部分をしっかりと教育の中で私はやっていく必要があるかと思っております。

そういった部分で、いわゆる知識的な部分だけではなくて、こういった中で日本という国が成立してきたという若干精神的な部分も含めて、社会科の歴史の中ではぜひとも進めていただきたいと思っております。これに対しては、特定のエピソード等ではなく、歴史教育をされてる方々当然わかると思えますが、流れ、これをですねしっかりと教えていく必要があるかと思えます。

そういった中で、ぜひともそういった部分の指導要領から逸脱しない形でいいとは思いますが、その中で、そういった部分をぜひとも進めていっていただきたいと思えます。

そして先ほどの米づくりとか郷土愛とかの話がありましたが、特に結局私はそういったことはきっかけでもいいかなと思っております。そういったものが本当に身近にある環境というのは、これは学習する上で非常に私は重要だと思っております。

やっぱり、全然知らないよその国のこと、よその地域のことじゃなくて、自分自身が住んでいるこの地域に、すごくそれが身近にそういったものがあったという環境をそういったところから、先ほどの郷土愛も含めてみずからの国、そしてまたみずからのルーツについてしっかりと考えていただけるような、そういったきっかけとして資料の活用を進めていただければと思えますが、こういった点につきましてご回答いただければと思えます。

○教育長（松井） はい、議長。

○議長（河野） 松井教育長。

○教育長（松井） はい。

○教育長（松井） 再質問にお答えいたします。

日本の歴史についてそういう天皇制であるとか、それから過去ですね、農作業どうなってきたのかという、現在のですね、歴史については、その流れと、そして幅広い見方で考えていくことが大事だというふうに考えられています。

特定のもので、もちろん小学校の社会科でも天孫降臨であるとか、高天原の神話と、こういうのも出てくるわけですからそれは学校によってですね、取り上げるところ取り上げないところ、地方によっては、それぞれあると思えます。

我が町でも、そういった中から、1つの指針を取り上げて、話を進めていくと、そういう事業もあるようであります。今後ともですね、地元のそういうふうなですね、歴史があるわけですから、そういったものを十分活用して、子どもたちが郷土愛、そ

ういったものに満ちた、そしてみずからが考え、そして生きていける、そういうような教育を今後とも続けていきたいと考えております。終わります。

○議長（河野）お諮りいたします。12時になりましたけれども、川崎君の質問が終わるまで続行したいと思っておりますけれども、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）はい、ありがとうございます。

○議長（河野）川崎君再々質問はございませんか。

○1番（川崎）はい、再々質問あります。

○議長（河野）はい。

○1番（川崎）はい。大変ありがとうございます。

子どもたちを見据えた教育をしていただきたいということで、そういったところを教育長にも理解いただけたかなと思っております。

特にこれからの時代、これも以前も私質問の中で伝えたと思いますが、いわゆるグローバル社会の中で、みずからの立ち位置、これをしっかりと確保することが一番重要になってまいります。

そういった中で、ぜひとも先ほど言った神話の部分、日本人の精神の部分、こういった部分も、ぜひともこれは学習の中で、今一度、今先ほど言いました一部のね、学校ではやっているということでしたが、できれば綾川町全体、全域としてですねそういったことに取り組んでいただきたいと思いますが、その点について再度お答えいただければと思います。

○議長（河野）松井教育長。

○教育長（松井）はい。

○教育長（松井）地元ですね、そういう、大切な話といたしますか、そういったものも今後、活かしながら進めてまいりたいと考えます。よろしく申し上げます。

○議長（河野）以上で、川崎君の一般質問を終わります。

○1番（川崎）はい、ありがとうございます。

○議長（河野）ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 0時 2分

再開 午後 0時 59分

○議長（河野）休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○議長（河野）4番、大西哲也君。

○4番（大西）はい、議長。4番、大西哲也。

○議長（河野）大西君。

○4番（大西）はい。

○議長（河野）大西君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○4番（大西） それでは通告に従い、一般質問を行います。

「水田活用の直接支払交付金（5年水張りルール）について」。

農業者の農業経営の安定に資するよう措置されている経営所得安定対策のうち、水田活用の直接支払交付金について、令和4年度から交付対象水田の考えが再徹底され、令和4年から5年間一度も水稲の作付け（水張り）が行われない農地は交付金の対象としない方針が国から示されました。

水田の区画化、水稲と転換作物とのブロックローテーションによる生産性の向上、転換作物が固定化されている水田の畑地化を促すことが目的とされています。しかしながら、この施策の見直しにはいくつかの懸念が寄せられており、「ブロックローテーションは圃場整備などによって大きくなった区画、大規模圃場を前提に導入されており、小農地には不向きである。」「水張りを嫌う作物もあり、野菜も水稲も中途半端になる。」「小農地のために老朽化、機能不全の水路を改修しても採算が合わない。」「中山間地域の条件不利農地を守る為に耕作しているケースへの対応がない。」「交付対象水田から外れると農地の評価額、資産価値が下がるのでは。」「交付対象外となった農地は二度と対象にならないことから、仮に農地としての環境が良かったとしても、一度でも交付対象外となった農地は将来的に新たな農業者が選択しない可能性もあり、引き受け手がなくなる。」

一部、水張りの手段として畔塗りや水中ポンプを使用する水田機能維持活用促進事業が措置されましたが、実情に合っていないとの声と、現状のままでは離農が進み、特に中山間地域における条件不利農地の耕作放棄地化を進ませるのではとの考えから、見直しルールの撤回意見書が各自治体から提出されてもおります。

米の価格の上昇により、水稲の作付け需要は高まったかもしれませんが、令和9年度より水田活用交付金の対象外となる農地が出てくることに、綾川町はどのような対応を考えているのか、以下の点についてお尋ねします。

- 1、制度の周知は。
- 2、確認作業や情報管理が新たな業務になるがどこが主体となって行うのか。
- 3、予想される綾川町への影響は。

以上、3点、答弁よろしく申し上げます。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

1点目の、「制度の周知について」であります。令和3年度末に全農家対象に制度周知のリーフレットを配布しております。その後、令和4年度末、令和5年度末に次年度の営農計画書送付時に耕作者に対して制度周知のリーフレットを配布しております。また、令和5年度農業委員会だより及び令和6年度に広報あやがわ7月号で制度周知についての記事の掲載を行っておるところです。

2点目の、「新たな業務の主体」についてであります。町経済課・香川県農業協同組合・香川県農業共済組合・香川県中讃農業改良普及センター等で構成いたします綾

川町地域農業再生協議会が主体となり、各団体が協力して、確認作業や情報管理を行っております。

3点目の、「予想される綾川町への影響」につきましては、野菜等を作付けしている農地での水張りは、湿害の発生や病気の拡大が発生し、収益力が低下する可能性があります。また、水事情の厳しい水利組合からは、水張りだけに水を使うことはできないとも聞いております。さらに、水田活用の直接支払い交付金の対象外となった農地については、貸借を希望した場合に借り手が見つからず、耕作放棄地の増加につながることも懸念される場所でもあります。

町といたしましては、水田活用の直接支払い交付金の対象外となった農地の復活措置の要望、水田活用の直接支払い交付金以外の新たな交付金の創設等を国や県へ要望しており、今後も機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○4番（大西）はい、議長。再質問をお願いします。

○議長（河野）大西君。

○4番（大西）はい、答弁ありがとうございました。

1点目、2点目の制度の周知と確認作業に関してなんですけれどもこちら、すいません、生産者だけではなくて、耕作をお願いしている方もやはりこの制度が始まるということ、農地を持っていてもその耕作をしていないという方もいらっしゃると思いますので、そういった方にも向けてもと思ってたんですけれども、つい先日ホームページでこういったもう一度制度の周知であったりとか、あと再生協議会が、ということも拝見しました。ですのですいません、ちょっとこれ質問はかぶってしまって申し訳ないんですけれども、もうすでにそのホームページを見て、少し回答もあったかなというふうには感じております。

公開されておりましたリーフレットの中で、再生協議会が中心にということですが、その営農計画書に沿って、どうしても水張り等が行えない場合もございます。それは天候によってだとか作業等ですね、その場合のどうしてもその臨機応変な対応を求められる場合があるかと思いますが、それに関して現地確認や収量の確認等は経済課の職員が、そういったことも含めて対応していただけるということですのでよろしいでしょうか。

あと、3点目の予想される影響についてなんですけれども、答弁の中にはなかったんですけれども、公社に関してちょっとお伺いいたします。

公社の麦とそばですね、戦略作物助成と産地交付金ということで、県から助成金をもらってそのそば、麦等の栽培をされているかと思いますが、おそらくこれもかなり収支に影響があるのではということが予想されます。その際に今後、公社としてはどのようにしていくつもりなのか、例えばですけれども補助金はなくなったとしても現状やはり綾川そば等も、1つのブランドとしてあると思いますので、続けていくのか、もしくはその水張りとその水稻も含めて転作等も視野に含めて考えるのか、もしくはその高収益作物への転換、これ国がそういうふうに進めるようには言ってるんですけれどもそういった、いわゆる作物の転換を考えていくのか、そういった点、公社が今

後どのように、この制度が、交付金なくなることによって、やり方を考えていくのかについてお伺いいたします。

○経済課長（福家） はい。

○議長（河野） 福家経済課長。

○経済課長（福家） はい。

○経済課長（福家） 大西議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、営農計画書通りでない場合、これについては急遽水張りを行うとかいう場合もございます。業務としてはやっぱりスケジュール上、1カ月前には申し出ていただけたらスムーズにいけるんですけども、そういう急遽の場合には経済課の方で対応はしております。これも期間1カ月間は水を張らなければなりませんので、その日でなくても近いうちには行ってはおります。

2点目の公社でございますけれども、公社は目的として遊休農地の解消でありますとか、発生防止が目的として設立をしておりますので、交付金がないからといって、もうやりませんということにはなりません。で、今、水張れるところについては水を張っていただくように、その所有者の方には伝えておると、今後作物の転換につきましては、こういったものがないかというのはまた研究をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○4番（大西） はい、議長、再々質問お願いします。

○議長（河野） 大西君。

○4番（大西） はい。

○4番（大西） ありがとうございます。

おそらくなんですけれども、こういった助成がなくなることで、その法人等も、もう農地をその地権者に返却したいという声も出てくるのではということも予想はできます。公社も当然それは入るとは思うんですけども、基本的にはその請負ってるもの、1年更新とお伺いしておりますが、基本的には続けていくということで安心しました。

返却等が始まっていくことは問題だとは思いますが、ただ逆に、改めてその地権者の責任いうのも問われるとは思っています。その持ち主がやっぱり自分ができないとか、貸しているから関係ないというスタンスではなくて、やっぱり作付してなくても、自分自身で最低限の管理、維持管理、景観の維持等ですね、こういったことに関しては労働力や費用を持っていくべきだとも思っておりますが、ただ自己責任と言い出すと、ちょっとやはり耕作放棄地が増えてしまうのでそこは行政、しっかりそのバランス取ってしていただきたいなと思っております。

すいません、質問なんですけれども、では、公社の方で、例えば水張りを地権者や水利組合等と少し協議をして、費用云々有償だとは思いますが、水張り水稻をする、それに対してどのぐらいの費用がかかるのか、それが交付金等と比較して、試算ですね、どちらがより継続してやっていけるのかそういったことに関しては、検討はされてはいないんでしょうか、お伺いいたします。

○経済課長（福家）議長。

○議長（河野）福家経済課長。

○経済課長（福家）はい。

○経済課長（福家）大西委員の再々質問でございますけれども、公社としましてはいろいろなところに農地がございます。飛び飛びにあるというところで稲を作ったらやっぱり水管理も大変なことでありますし、固まったところであればそれも考えられますけれども、今のところも公社が委託されるところとえば飛んでいるところがございますので、今のところは水稲というのは考えてはおりません。はい、以上です。

○議長（河野）大西君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○4番（大西）はい。

○議長（河野）はい、大西君。

○4番（大西）それでは2問目の一般質問を行います。

「災害時における給食調理場の活用について」。

避難所の役割は、一時的な滞在場所を提供するだけでなく、必要とする情報や物資を提供しつつ、被災者の生活再建を支援し、地域社会の復興を促す重要な拠点としての役割を担い、昨今ではプライベート空間の充実など、避難所生活における被災者のこころに寄り添った環境作りも求められています。

そのような中、能登半島地震においては温かい食事を求める声が多数寄せられ、公民館での炊き出しや外食事業者によるキッチンカーの様子が報道されていました。綾川町においても、キッチンカー協会との災害協定が結ばれており、災害食や備蓄食料ばかりではなく、温かい食事を提供することによる、被災者へのストレスを考慮した災害対策も能登半島地震での教訓から注目されております。

多くの自治体が公民館や学校を避難所として指定しており、いずれも災害時に避難所となる可能性を考えると、災害規模によってはそれぞれの施設の避難所運用において、教室や併設されている調理場の活用も必要なケースがあると感じます。

また、給食センターを中心に、全国的に災害対応も兼ねた給食場整備は広がりを見せており、善通寺市・琴平町・多度津町が共同整備した学校給食センターは自家発電設備を有し、緊急用炊き出し釜の常備や駐車場にかまどベンチを設置するなど、災害にも備えた、避難者に食料を届ける大きな役割を担った施設です。

綾川町に点在する給食調理場と大規模給食センターを同列で語ることは出来ませんが、給食調理場に災害時の食糧供給施設としての役割が求められることに違いはありません。そこで、以下の点についてお尋ねします。

- 1、ガス、水道、電気等のライフラインが停止した場合の避難所の応急措置について、ライフラインに係わる各事業者との協議は。
- 2、災害発生時の支援、協力体制の構築について委託給食調理業者との協議は。
- 3、災害時における給食調理場の活用は。

以上、3点答弁よろしく申し上げます。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）町長。

○町長（前田） はい。

○町長（前田） はい、ご質問にお答えをいたします。

災害が発生した際、地域社会は様々な課題に直面をいたします。その中でも、被災者の食事の確保は非常に重要な要素となります。給食調理場は、普段は児童生徒の給食提供で利用されている施設であります。災害時にはその機能を活用することも求められます。

まず1点目の「ガス、水道、電気等のライフラインが停止した場合の避難所の応急措置についてライフラインに係わる各事業者との協議は。」ということでございますが、本町では、災害時の水道施設の復旧に関しては、香川県広域水道企業団と、電気については、四国電力株式会社や香川県電気工事業工業組合滝宮支部と災害時の水道及び電気の早期復旧に向けた協定を締結しております。しかしながらガスに関する災害時の協定については未締結となっていることから、今後、LPガス事業者との協定締結及びライフライン復旧までの応急的な措置に関する協議を検討してまいります。

次に2点目の「災害発生時の支援、協力体制の構築について委託給食調理業者との協議は。」についてでございますが、現在、学校及びこども園の給食調理について、各学校調理場及び綾上学校給食調理場において行っておりますが、災害時の支援等についての協議は行っていないのが現状であります。災害時における被災者への給食支援については、衛生面、人材確保及び供給量を考慮いたしますと、給食調理業者などの運営管理に資するところも多いと思われまます。

また、災害時におけます学校の授業及び給食の早期再開と合わせた避難者への給食支援については、給食調理業者との連携・調整が必要と考えますので、協議を進めてまいります。

3点目の「災害時における給食調理場の活用は。」についてでございますが、本町の指定避難所において、調理設備を有する施設は、公民館、学校等大小含め14カ所程度あり、ガスや水道などのライフラインの使用及び食材の供給が可能であった場合、活用することは可能であります。また、平成20年6月にイオン株式会社西日本カンパニーと食料品等の供給について、本年9月に香川県キッチンカー協会と炊き出し支援についての協定を締結をしており、災害時における炊き出し及びその食材の供給について整備を進めているところであります。町の管理する施設の調理施設と合わせ、災害時における既存設備等の有効活用を考慮し、災害時に被災者に対し、暖かい食事の供給について検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○4番（大西） はい、議長。再質問をお願いします。

○議長（河野） 大西君。

○4番（大西） はい。

○4番（大西） 答弁ありがとうございました。

ガスに関してはちょっと協定が結ばれてないということで、ちょっと調べましたらプロパンガスも移動式のボンベもあって、実際につないだりとかそういった訓練も含めてされてるガス業者さんもあるそうなので、そういったところも含めて、おそらく

給食調理所、オール電化のところもあるとは聞いておりますが、やっぱりガス中心のところはほとんどだと思いますので、ぜひそのあたりは協議進めていただければと思います。

あと給食調理業者になるんですけれども、一応綾川町ではメフォスさんとシダックスさんの2社ということで、この2社もちょっと調べましたら実際に災害協定を結んでいる自治体もございました。

近くでちょっとご紹介させていただくと、岡山県の瀬戸内市と徳島県の海陽町が、実際にこの2社と、給食の方にも入ってて、災害協定を結んでるということなので具体的などういった内容で結んでるかとかは、ちょっと調べきれてないんですけれども、そこもちょっと問い合わせとか、ぜひしていただいて、給食委託調理業者とも、ぜひ協議の方は進めていただきたいと思います。

質問になるんですけれども、電気と水道に関しては応急措置も含めて協定を結んでるということですが、これ実際に予行の練習といいますか訓練は行っているのかどうか、ただ協定だけ結んで実際にその電気、水道がストップしたと仮定して、実際に応急措置ができるのかどうか、そこの訓練をしているのかどうか、予行演習しているのかどうかについてお伺いします。

あともう1点、3点目の給食調理場の活用に関してですけれども、これ答弁にもありましたように私もなかなか活用とは言っても誰でも調理場のその施設、調理器具が簡単に使えるわけではないと思います。スイッチがどこにあるとか、あと当然ライフラインの安全性とかいろんなところも含めて、簡単にできないのはわかってはいるんですけれども、その中で、これもちょっと調べてたらその1つ提案にはなるんですけれども、こういった他人任せといいますか、その業者さん任せではなくて自分たちでできることの中で、自動おにぎり成形機を導入している自治体がありました。1時間に何千個とかを、ご飯入れたらおにぎりたくさん作ってくれる機械ですね。これどうして導入してたかが、もちろん食糧の確保という意味合いはあるんですけれども、それ以外に例えば学校給食にこのおにぎり給食導入して要は防災の啓発に努めるのにそういった機械を使ってみたりとか、あと町の防災イベントとか、その他の米のPRのイベントにその機械を使って、おにぎりを提供したりとか、他にも例えばおにぎりの成形機であれば、いろんな器具の使い方を覚えずに、発電機1つとその機械の使い方がわかれば、もしかしたら職員の方でも簡単にできるのではということ、簡単に、いろんな器具の使い方を覚えなくてもいいという点、あと、実際されてる自治体は地元の米屋さんとか協定結んだりとか、JAさん、あと、農業団体ですね、そういったところとお米の供給に含めた、協定も結んだりとか、価格が150万ぐらいでちょっとピンキリだそうなんですけど、そのぐらいだそうです。ぜひこういったものも含めて、ただおにぎり成形機に関しては、総務課、防災の観点からだけではなくて、おそらく学校教育課とも少し協議しないといけない部分だとは思いますが、ぜひその協議は進めていただきたいと思います。思いますので協議はいかがでしょうかという質問でお願いします。

○議長（河野） 宮前総務課長。

○総務課長（宮前） はい。

○総務課長（宮前）大西議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の電気水道、停電または断水をした場合、その際に各施設での訓練をしておるかというところでございますけれども、実際停電、断水の際の、各施設の学校でありますとか公民館、避難所の訓練については、具体的なものはしておりません。そういうのが現状でございます。

まず電気・水道についての復旧、これにつきましては協定をしておるところから、復旧ができたよというような連絡は町の方にも入ってまいりますので、そういったものの情報を流しながら、各避難所においての対応ということになろうかと思えます。

それと施設の活用の中で、おにぎり成形機の導入をしてはどうかというところでございますけれども、これにつきましても当然設置場所でありますとか、活用については訓練でも活用はできようかと思えますけれども、どうしても数的なものについても制限が出てまいりますので、町全体として考えるにあたっては十分研究が必要でなからうかというふうな認識でございますので、ご理解いただけたらというふうに思います。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○4番（大西）はい、議長、再々質問お願いします。

○議長（河野）大西君。

○4番（大西）はい。

○4番（大西）はい。答弁ありがとうございました。

災害時におけるということばかりちょっとお話してきた中でちょっと恐縮なんですけれども、なかなか実際の訓練とその水道等の遮断された場合の、ちょっとできてないのも現状ではあるということでしたが、例えばなんですけど、今防災訓練で、公民館であったりとか、学校の体育館を想定されておりますので、そこをぜひ給食調理場を活用した防災訓練、こういったところも前回その際、参加させていただいた時は給食調理場活用というよりか食料品を備蓄したらいいという感じで住民の皆さんで話し合って使うという選択肢もあったんですけれども、もう少し踏み込んだ給食調理場の活用ということで、今回質問した実際にその作るとか、そういった部分、多分これ学校の方も衛生管理とかもありますので、防災訓練で使うんでどうぞいうわけにいかない。これはもちろんあると思うんですけれども、ぜひ訓練に、給食調理場をまず活用してみて、それで実際本番に備える、というふうに取り入れる。訓練の方に取り入れてるってことはできないんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（河野）宮前総務課長。

○総務課長（宮前）はい。

○総務課長（宮前）大西議員の再々質問についてお答えをいたします。調理場を利用した訓練というところでございますけれども、議員の方からもお話ありました学校の調理施設、訓練というのはなかなか衛生面の部分で、かなりハードルが高いという認識がございます。

そういった中で答弁の方にもありました、委託業者、当然専用機器、事業者向けの専用機器でございますので、取り扱いについても十分熟知したものが対応しなければ

ならないということがございますので、委託業者の運営管理についての協定も含めてですね、調整した中での検討になろうかと思えます。

しかしながら公民館におきましては調理場というよりは、調理施設というようなところでございますけれども、こちらの方の設備は、いわゆる一般的な家庭と同様な、設備でございますので、いわゆる炊き出し的なところの訓練を併用したというところが、検討できるのではないかというふうには、そういったところでは先ほどちょっと答弁の補足になりますけれどもまず、電気水道の停電断水の際ですね、電気につきましてはこれ 100%対応できませんけれども、各避難所において発電機とかは配備しております。

また水道につきましても当然飲料水につきましては、備蓄をしておりますので、そういう形でたってきな、避難時については対応ができるということで復旧まではそれで凌ぐというような形になろうかと思えます。よろしくお願ひします。

以上答弁といたします。

○議長（河野） 以上で、大西君の一般質問を終わります。

○議長（河野） 3番、浜口清海君。

○3番（浜口） はい。3番、浜口清海です。

○議長（河野） 浜口君。

○3番（浜口） 通告に従い、一般質問をします。

「本年の酷暑による本町の熱中症対策について」質問いたします。

本年、令和6年を振り返りますと、大きな災害、大きな事故が発生いたしました。元旦早々から能登半島地震の発生、甚大な被害発生、翌日には、日本航空機と海上保安機との羽田空港での衝突事故発生、大きな天災と大きな事故の幕開けとなる衝撃的な年の幕開けとなりました。

それとともに、今年の夏の異常高温は今までに経験したことのない暑さで、11月初旬まで真夏日が発生し、史上初の記録づくめの暑さでした。この年、5月～9月の熱中症による救急搬送者は、全国で97,578人、前年比6,111人増、6.7%の増加で過去最高となり、死者数は120名で、重症者2,178名が3週間以上の入院となりました。一方、香川県では熱中症による救急搬送者は、1,012人、前年比345人の増、24.2%の増加で、同じく過去最高となりました。11月の初旬まで暑い日が続いた、地球温暖化を肌身で強く感じたこの年の夏でした。

そして、9月21日、22日には能登半島豪雨が発生し、最大1時間降水量121mm、3時間降水量222mmと降水量の観測史上1位の記録を更新しました。今回の豪雨災害は、地震と同様に能登半島に甚大な被害をもたらしました。このような大規模な気候変動、経験したことがないような大規模な豪雨、酷暑、猛暑、そして大規模な気候変動の原因は従来から判明している通り、経済活動の拡大、モータリゼーションの発達、化石燃料による発電、熱の生成によるものです。これらの活動による化石燃料の燃焼によって二酸化炭素が発生し、地球温暖化が益々進んでおります。これからもこの進行を止めることが困難で、益々深刻化しております。

それらを踏まえ、本年の酷暑による本町の熱中症の対策について3点質問いたします。

1、年齢別では、高齢者(65歳以上)の発生率が54.9%と一番高い比率となっております。その高齢者に対する対策を問います。

2、小中学校、こども園での対策をどのようにしているのか問います。

3、本町における熱中症の発生場所の割合の高い場所を高い順に3箇所あげてください。

また、それぞれの場所でのとるべき対策を問います。

○議長(河野) 前田町長。

○町長(前田) はい、議長。

○議長(河野) 町長。

○町長(前田) はい、議長。

○町長(前田) ご質問にお答えいたします。

この件につきましては、本年6月大野議員からの一般質問に対し、熱中症対策について回答しております。今回、気温上昇などに加え、体内の水分や塩分のバランスの崩れ、過度の労働や激しい運動、睡眠不足といった様々な要因により引き起こされる熱中症に対して、実施している内容について説明をいたします。

発生率が高い高齢者への対策についてであります。厚生労働省や環境省が作成しているリーフレット等をいきいきサロンなど高齢者が集まる場で配布し、熱中症予防の普及啓発・注意喚起を行っております。また、高齢者宅への訪問の機会のある民生児童委員やケアマネージャー、ヘルパーなどの民間業者からも注意を促しております。

小中学校、こども園の対策については、小中学校では、各体育館に空調整備を年次計画で設置しており、夏季の間は暑さ指数の測定を毎日行い、一定の値を超えた場合はこまめに休息や給水を取るよう注意喚起しております。また、夏季休業中の部活動後に、児童生徒には冷房の効いた部屋で休んでからの下校を実施しております。スポーツ少年団等へは、十分な注意喚起と研修等の実施を推進しております。

こども園では、「熱中症対応マニュアル」や「環境省熱中症環境保健マニュアル」等を職員が確認し、熱中症の症状や環境要因の理解を図っております。

また、その日の気温や湿度等を考慮し、無理のない活動計画を立てております。一人ひとりの子どもの体調を把握し、活動中も確認をしております。活動中には、水分補給の声かけ、遮光ネットやミストを活用し、熱中症対策を行っております。また、子どもから「体調が悪い」と言いやすい環境づくりにも努めております。

3つめでございます。本町での発生場所で割合の高い場所の対策についてであります。本町における熱中症の発生場所といたしましては、救急搬送24件中、一番多いのは住宅内で14件、続いて運動場が4件、道路が3件、仕事場、店舗、医療施設内が各1件であります。屋内が17件、屋外が7件であります。

予防策として、扇風機やエアコンの適切な利用により温度管理をすること、こまめな休息や水分補給・塩分補給をするとともに普段からの体調管理が大切であります。もし熱中症になってしまった場合、重症化させないためには、本人や身近な方の体調の異変に早く気が付けるよう意識し、状態に合わせて涼しい場所に移動したり、体を冷やし水分補給に努めることが大切です。そのような処置を施しても改善しない場合や意識がはっきりしない時には、医療機関の受診が必要となります。

今年度から、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）発令時には、防災無線放送により住民及び関係団体に警戒を呼びかけ、速やかに熱中症予防行動がとられるよう指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の開放についての体制を講じておるところであります。しかしながら、本年度において、46回の熱中症警戒アラートが発令されており、今後も同じ状況が予想されますので、住民に対しまして対応策について広報してまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○3番（浜口）はい、議長。

○議長（河野）浜口君。

○3番（浜口）はい。

○3番（浜口）町長、ご回答ありがとうございます。具体的で的確な対応をしていただきまして、ありがとうございます。また引き続きですね、町民の方々の命第一、熱中症は命に関わる重大な案件となりますので、引き続きよろしく願いいたします。

それとともに他県では高齢者の方が田畑で亡くなる、または重症化する事例が多々発生しております。

このあたりの対策についても、わが町ではないかとは思いますが、よく注意深くして対策をとっていただきたいと思いましたが、質問をしたいと思えます。以上です。

○議長（河野）土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥）はい。

○健康福祉課長（土肥）浜口議員の再質問にお答えいたします。

農作業、こういった屋外での作業につきましては、大変危険が多々あるところというふうに思っております。

まずは自ら、そういった対策を講じた上でやっていただく、長時間のそういう熱いところでの作業を避ける、そういったことを今後も、周知とかを元を実施していってほしいというふうに思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○3番（浜口）はい、議長。お願いします。

○議長（河野）はい、浜口君。

○3番（浜口）はい。

○3番（浜口）ご回答ありがとうございました。

再々質問させていただきますが、これを回答を要望しているものではありません。私からの要請要望でございます。

私事で恐縮ですが、私の残された命も後20年くらいだというふうに思います。その私の命が絶たれても、50年、100年、200年後も、日本国を、この地球が全人類を、人々の命を育ていけることを強く願っております。

今回の一般質問では、町長、そして町職員に問いかけただけではありません。我が町の住民の方々の安全のため、香川県にお住まいの方々に、日本全国のために、そし

て、この地球上で生きているすべての人々が、100年後、200年後に生き続けることができるように、そして全人類、生存維持が可能で、自然環境が守られることを強く願っております。そして、地球温暖化、気候変動への防止策をともに考え、ともに対策実行できればと熱望しております。

最後に、要請です。本年の夏は、厳しい酷暑が続き、多数の方々が、命を絶たれておられます。今年5月にイタリアのトリノで開かれたG7環境相会議で、二酸化炭素の排出量の非常に大きい石炭火力発電の2035年までの廃止が決議されました。イタリア、イギリス、フランス、ドイツ、カナダの5カ国は、2030年までにその廃止を表明しました。

なお、イギリスは今年10月に、イギリス最後の石炭火力発電所を廃止しました。つまり、イギリスでは、石炭火力発電所はすべて廃止となりました。しかしながら、日本の石炭火力発電は、我が国の発電量の30.8%を占めており、廃止に向けて、実現策が立てられておりません。

日本国政府、与党、野党すべての国会議員に対し、石炭火力発電所の廃止に向け、地球温暖化防止の対策を早急に取り組むよう強く要請をして、私の一般質問といたします。以上です。

○議長（河野） 以上で、浜口君の一般質問を終わります。

○議長（河野） 5番、森繁樹君。

○5番（森） はい。議長。

○議長（河野） 森君。

○5番（森） 5番、森です。

○5番（森） それでは、通告に従い僕の一般質問をさせていただきます。

「綾川町乾杯条例の制定を」。

乾杯条例は地域の特産品や文化を活用し、住民同士のつながりを強め、地域の活性化を図る施策です。全国的な成功事例や調査結果を参考に、条例制定のメリットや、継続性のポイントについて説明させていただき、町の考えをお伺いしたいと思います。

1、乾杯条例の概要と全国的な動向

乾杯条例は、地元の飲料や特産品を使った乾杯を推奨することで、地域のアイデンティティを高める取り組みです。最初の条例は、2004年に京都府京丹波町で制定され、その後、全国各地で採用されるようになりました。特に有名なのが、京都市の「日本酒で乾杯条例」で、日本酒の消費拡大や観光誘致に成功した事例として注目されています。

乾杯条例の主な目的として、以下が挙げられます。

地元産品の普及促進と、地域産業の振興、地域文化の伝承と発信、観光客誘致と経済活性、住民同士の交流促進とコミュニティ形成、さらに、乾杯条例を制定した自治体では、多くの場合、特産品の認知度向上や、観光客の増加といった具体的な効果が確認されています。

北海道中標津町では「牛乳で乾杯条例」によって、酪農製品の価値を高め、愛知県東海市では「トマトジュースで乾杯条例」によって、農産物の消費拡大を実現しました。これらの事例から乾杯条例が地域の特産品や文化を中心にとらえたまちづくりに

効果的であるということがわかります。

2、綾川町における乾杯条例の目的や狙い

アンケート調査結果によると、乾杯条例を制定した自治体の多くで、特産品の売り上げ向上や観光収入の増加が確認されています。綾川町でも特産品のブランド化を進め、地元産品を全国に展開するチャンスが広がります。綾川町は美しい自然と豊かな特産品を誇る地域です。乾杯条例は以下の点で重要な役割を果たします。

①地元産業の振興

地元の農産品や加工品を乾杯用飲料として活用することで、特産品の消費拡大や新たな市場開拓が期待できます。例えば、綾川町のイチゴをイチゴシャンパンにしたり、ブロッコリーやアスパラをスムージーにしたり、柿で焼酎を作ったり、アイデアはたくさんあると思います。また、形や大きさの悪い作物を2次利用とすることも視野に入れたりすることができると思います。

②観光資源の創出

来年度開催される、瀬戸内芸術祭での多くの外国人観光客が見込まれます。日本では古代より神聖なものとして、酒を飲む文化があり、江戸時代には升に酒をそそぎ、明治には現在の乾杯に近い言葉が形成されました。

近代ではその形や飲み物の多様な形となっており、日本のお酒を好む外国人観光客もたくさんおられ、ユネスコ無形文化遺産に登録された「酒造り」の文化をもっと知ってもらうきっかけになるイベント等の開催などが考えられます。

③地域コミュニティの活性化、祭りやイベント行事ごとで乾杯を収集推奨することで、盛り上がりをもたらし活性化を図れます。

3、効果的に活用する条件と、持続可能性の確保

乾杯条例を活用的に効果的に活用するためには、以下の要素が重要だと思います。

①住民の認知度向上

条例の趣旨を住民全体に浸透させるため、学校や地域行事を通じた啓発活動が必要です。

また、条例を活用したPR活動を積極的に展開することも大切です。調査結果によれば、思ったような効果が出てない自治体もあり、前述したことをできてないということが要因だとして挙げられます。

これに対して、例えば、駅バルや綾バルなどで周知したり、コラボ的なイベントを継続的に企画することも手段としてあると思います。

また、「綾川公認乾杯飲料」というものを作って、民間からの新商品開発などを一緒にPRするという形もいいかもしれません。

②瀬戸内芸術祭の観光客増加や、20周年イベントとの相乗効果

継続してPR活動していくことも大切ですが、2025年は、条例制定するにはもってこいの年で、絡めることで、相乗効果を発揮するイベントがたくさんあります。空港を降りて瀬戸内海に向かう動線を1回綾川に向けさせるという策で日本酒を使うということは1つの手段になりうることだと思います。県内6造のうち2造がある綾川町は、そういった意味でのポテンシャルがあると思います。

条例制定記念綾川おもてなし乾杯ドリンクサービスのようなキャンペーンをする

ことも方法として考えられます。

③担当課や連携するための組織の明確化

調査結果によると、盛り上がりを持続できない要因に、条例制定のときとは担当職員が変わって、思うように機能してないという点が挙げられます。町だけじゃなく、農家や企業、そして住民がすべて一丸となることが大切なので、定期的に連携を取るための会議や意見交換が必要と思います。

乾杯条例は単なるイベント用の条例ではなく、未来の地域の未来を形づくるきずなの条例です。綾川町の特産品や文化を軸に、住民の団結力を高め、観光客を呼び込み、地域の魅力を全国に発信するチャンスです。一旦コロナで落ち着いた乾杯条例ブームですが、酒造りのユネスコ無形文化遺産登録の影響で、再び制定する自治体は増えてくるのではないかと個人的には推察しています。県内8市9町では、乾杯条例を制定していません。

第2波の先頭に立つ気持ちで乾杯条例を制定し、前述した様々な効果をねらってみてはと思いますが、町の考えをお聞かせください。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

乾杯条例は、平成24年12月に京都市が「京都市清酒の普及の促進に関する条例」を議員立法として制定したのを皮切りに、酒類等を地域の特産品とする全国の自治体に広がっております。元々、日本酒離れに悩む日本酒造組合中央会が、平成16年に「日本酒で乾杯推進会議」を発足させ、その活動の結果として条例が制定されたものと伺っております。また、乾杯条例の対象も、アルコール飲料だけではなく、牛乳、お茶、トマトジュース、乳製品など多様化していることは承知しております。

乾杯条例は、地域の伝統産業の普及や、日本文化への理解を目的としたものが多数であり、議員提案が8割程度、首長の提案は2割程度となっております。法令に規律していない「乾杯」という住民の身近な行為を対象に、「法」形式で定めた純粋な自主条例であります。

乾杯条例の制定につきましては、これまでも令和2年9月の第4回定例会において、大野直樹議員より一般質問がありましたが、本町といたしましては、地域の活性化、産業振興の発展や観光面からも、酒造会社の存在意義は大きいものと捉えておりますが、特定の業種の奨励にならないよう公益性を十分に検証した上で、条例立案には、自治体にとって重要な事項かどうかを十分に議論し、住民の意思を十分に反映していることが、立法事実として求められるものと考えており、条例の制定につきましては、研究課題としたいと考えております。

来年度は瀬戸内国際芸術祭が開催され、多くの観光客が香川県を訪れることが想定されます。綾川町PRの好機と考え、綾川町の特産品を多くの観光客に手に取っていただけるよう、また来年度は綾川町合併20周年に当たることから、綾川町の魅力を全国に発信できるよう努力をしてみたい、そのように考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○5番（森）はい、議長。

○議長（河野）森君。

○5番（森）はい、答弁ありがとうございました。

特定の、というところも、僕も非常によくわかるんですけども、なので日本酒に限らずいろんなという意味でも、ちょっと押し進めたいなと僕自身は思ってるんですけども、先ほどの大野議員のクラフトビールの話なんですけれども経済課にもお伺いしたいんですけども、まだ始まってはないんですけど、関係機関と連携協議していききたいということだったと思うんですけど、ぜひここにこの乾杯条例も併せてお話していただけたらとは思うんですけど、どうでしょうかというのがまず1点と、いいまち推進室さんにもお伺いしたいんですけど、観光協会の会員さん等々に、こういう話を、打診したりとか協議連携ちょっとお話だけでもしてもらって、これ、町が、どうこうっていうことじゃなくて結構民間がやっぱ頑張らないといけない内容だとは思うんですけど、そこに、ぜひ協議の場を設けてはいただけないかということ、を、ちょっと2点お伺いしたいと思います。お願いします。

○経済課長（福家）はい。

○議長（河野）福家経済課長。

○経済課長（福家）はい、議長。

○議長（河野）はい、福家君。

○経済課長（福家）森議員の再質問にお答えをさせていただきます。先ほど大野議員のご質問でもありました通り、高松信用金庫との協定の中での取り組みということでメニューの1つにクラフトビールの開発というのもございました。今後こういった取り組みについては、高付加価値につながる取り組みについては参加はしてまいりたいというところがございますけれども、一方ではこの条例については、否決をされておるところもございますので、個人の嗜好の問題に踏み込むものとして懸念があるということもございますので、そういったことも含めまして先ほど答弁いたしました通り、条例の制定につきましては研究課題としたいと考えております。以上です。

○議長（河野）福家いいまち推進室長。

○いいまち推進室長（福家）はい。

○議長（河野）福家君。

○いいまち推進室長（福家）はい。

○いいまち推進室長（福家）失礼します。森議員の再質問にお答えをします。

観光協会の会員にも、こういった乾杯条例の件、検討ということでのお話だったかと思えます。この件については、観光協会のみならず、綾川町の魅力発信の部分に関連しますので、その他、経済課であるとか、商工会、いろんなところと協議を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（河野）再々質問はございませんか。

○5番（森）はい。議長。

○議長（河野）森君。

○5番(森) はい、答弁ありがとうございました。

いろんなところと協議を進めていきたいということだったので、もうぜひそれをお願いしたいんですけども、これは民間の方が結構、乗り気というか、やる気になってきたら、町としては、その助けになるんだったらみたいな感じということで捉えてよろしいのでしょうか。

もう再質問なんでちょっと最後ちょっと言うておきますけど、再々質問だから。これ全部が一丸となるのが大事なので、まず乾杯する人が大事だと思うんで、僕もこれから綾川愛を持って、綾川町産の飲み物で乾杯するっていうことを可能な限りやっていきたいなと思っておりますんで、執行部の皆様、お店の都合等々あると思いますけど、可能であれば、なるべく綾川愛を持って、綾川町産の飲み物で乾杯していただけたらと思います。

2点すいませんお願いします。

○議長(河野) いいまち推進室長、福家君。

○いいまち推進室長(福家) はい、議長。

○いいまち推進室長(福家) 森議員の再々質問にお答えをします。

こういった乾杯条例とか、いろんな面で、民間主導でというところと、それから綾川町産のものを積極的に活用していただきたいというようなお話だったと思います。

まずですね、当然ながら、やはり官民連携という取り組みは非常に大事とっております。当然官だけではいなくて、民だけでもいけないんで、この2つが連携することによって進んでいくものと考えておりますので、この件については、商工会でありますとか、いろんな関係団体にちょっと協議をしていただいて、自発的な活動を促したいなと思っております。

それから、綾川町産のものを使うというようなところですから、当然まち・ひと・しごとの関係でも子どもたちが綾川町から離れていくというところでも取り組んでおりまして、綾川町に愛着を持った子どもたちを育てるような活動もしておりますんで、そんな中で、いろんな世代に綾川町がやっている活動が届くように、啓発の方を進めていきたいと思っております。以上です。

○議長(河野) よろしいですか、森君。

○5番(森) はい。ありがとうございました。

○議長(河野) 動向を見ながら議員立法という形もありますから、そこのへんも研究したらいい。

○議長(河野) 以上で森君の一般質問を終わります。

○5番(森) ありがとうございました。

○議長(河野) 7番、三好東曜君。

○7番(三好東) はい、議長。7番、三好東曜。

○議長(河野) 三好君。

○議長(河野) 三好君は一問一答であります。1問目の質問を許します。

○7番(三好東) 通告に従い、一般質問をさせていただきます。

「新型コロナワクチンの健康被害実態調査について」質問をいたします。

新型コロナワクチンの健康被害が広がっていることは、かねてからお伝えしてきた

通りですが、過去最悪のワクチン薬害というふうになっています。

ほぼ同数のワクチン接種数を新型コロナワクチンと新型コロナ以外のワクチンと比べると、ワクチン一本当たりの死亡率は約 27.8 倍高くなっています。つまり、新型コロナワクチンはそれ以外のワクチンの平均よりも 27.8 倍、死者が多く発生しているということです。厚労省予防接種健康被害救済制度の新型コロナワクチンが始まる前の過去 45 年間、1977 年 2 月から 2021 年 1 月末までのトータル死亡認定数は 151 人です。

その約 6 倍の 915 人が、2021 年 2 月から 2024 年 12 月 6 日時点で新型コロナワクチン単体で、死亡認定されています。また、超過死亡や死亡に至らないまでも様々な副反応による健康被害との関連も疑われています。

厚労省予防接種健康被害救済制度の認定数は、過去 45 年間の定期接種によるすべてのワクチンの認定件数、3,522 件です。新型コロナワクチンは 2024 年 12 月 6 日時点で 8,550 件、こちらは過去 45 年間の総認定数の約 2.4 倍になります。副反応疑い報告件数、2024 年 8 月 4 日報告分で、死亡者が 2,262 人、副反応報告者数が 3 万 7555 人、重篤者数が 9,325 人というふうになっています。

主にこれらのことから、史上最悪のワクチン薬害と言われており、正確な真相の究明が求められています。現在の新型コロナワクチン接種は予防接種健康被害救済状況による予防接種健康被害救済状況と副反応疑い報告件数は、以下の通りで、12 月 6 日現在、累積進達受理件数が 1 万 2,515 件、未審査件数が 1,208 件、認定が 8,550 件、否認が 2,740 件、保留が 17 件、死亡一時金または葬祭料にかかる件数が累積進達受理件数が 1,587 件、未審査件数が 216 件、認定 915 件、否認 455 件、保留 1 件、障害年金が累積進達受理件数 690 件、未審査件数 218 件、認定 558 件、否認 310 件、保留 4 件、障害児養育年金が累積進達受理件数 23 件、未審査件数 8 件、認定 1 件、否認 14 件、保留 0 件、副反応疑い報告件数 2024 年 8 月 4 日報告分、死亡者 2,262 人、副反応報告者数 3 万 7,555 人、重篤者数 9,325 人です。

これらのデータから過去最大のワクチン薬害が起こったということで、日本各地のみならず、世界中で真相の究明を図るための様々な活動が行われています。綾川町におきましても新型コロナワクチンで健康被害に遭われたり、死亡された人、またそのご家族を中心にした真相究明の活動にご協力いただけますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

新型コロナワクチン接種による健康被害については、心よりお見舞い申し上げます。対象者において、予防接種健康被害救済制度による申請があった場合には、遅滞なく国に現在も進達しているところでもあります。

また、日本各地で国や自治体への陳情や情報公開請求等が行われていることは承知しております。綾川町におきましてもそのような活動に対し、公序良俗に反しないものについては、法令に定められた範囲内において協力してまいりたい、そのように考

えております。

以上、答弁いたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○7番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○7番（三好東）ご協力いただけるということでありがとうございます。

これは名古屋地裁で、2023年の5月30日に情報公開を求める、国民の知る権利と透明性を尊重しないとイケないということで判決が出ている事案でございます。これにつきまして、先日ですね、新聞に載っていた事案なんですけれども、インフルエンザ対策行動指針の改訂案、これと、風邪の特定感染症5類に入れるということが、新型コロナウイルスの感染症対策と、健康被害の実態が明らかになっていない中、こういうことが今検討され、行われたということで、非常に懸念しておるところであるんですけれども、特に、風邪の特定感染症5類化というのは、今まで風邪をひいていたということで、新型コロナインフルエンザの行動指針の改訂案は、休業要請だとか行動制限、ワクチン、マスクってことを明文化したということで、今パブリックコメントを募集しているところなんですけれども、風邪ですね、これが同じようなことになっていくんじゃないかなと懸念されてるんですね。

これ住民が住民を移した移されたで、互いに牽制し合うというか、意見をし合うようになったりとか、この風邪っていうのは、体の自浄作用の1つでありますので、熱が出て、免疫が上がると、体のがん細胞だとか、いろんなウイルスだとか、そういうのが消えてなくなると、風邪の効用ということで、整体という言葉を作った野口晴哉さんという方が、本に記されているんですけれども、こういう熱が出ると免疫が上がるという免疫学の常識を否定するような、人間が人間であることを否定するような、こういうことが始まってきているわけですね。

この綾川町に、協力をいただきたいというのは、新型コロナウイルスのワクチンに関して、さらに、このワクチンで得られた知見っていうのが、こういうインフルエンザや風邪ということに、ちゃんと反映するように情報公開、これをやっていただきたいなというふうに思います。

そして、この風邪の5類化ということに対しては、今一度綾川町からは、疑問を呈していただきたい。これはおかしいんじゃないかなと、そういうふうに政府に訴えかけていただきたいなと。また、このインフルエンザ対策行動指針、これですね、これ、新型コロナワクチンと新型コロナウイルスの、この感染症のパンデミックの判断がちゃんと終わった後ですね、検証された後ですね。これをもってやって欲しいと、そういう要望を上げていただきたいんですけれども。この3点いかがでしょうか。

○議長（河野）土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥）三好東曜議員の再質問にお答えいたします。

すいません、ちょっと確認させてもらいたいんですけど、1問目が風邪の5類化の関係ですかね。

○7番（三好東）はいそうですね。

○健康福祉課長（土肥）それから、2問目が、ワクチンの知見の関係ですね。

○7番（三好東）そうですね。ワクチンに対する、ワクチンで仕入れた情報だとかそれを完了してからですね、これがどういうことが起こったかっていうのを検証してからの、感染症対策に活かすと。その検証が終わってないので、インフルエンザの感染症対策っていう行動指針を改訂するというのは時期尚早なんではないかということ提言しています。

○健康福祉課長（土肥）3点目がインフルエンザの、行動指針の話ですね。

○7番（三好東）はい。

○健康福祉課長（土肥）はい、そしたらちょっとこちらですね、今おっしゃってる内容で、風邪の5類化につきましては、国がそういう動きがあるというのは、報道で承知しておりますが、こちらに何も詳しい通知とか来ておりません。実際にどういう対応しているのかということもわからないような状態です。

ワクチンのそういう知見とか、どういった反応があるかとか、そういう完了してからっていうところにつきましても、そこがわからない部分でありまして、今この場ではちょっとお答えができない状況ですので、そこはご理解いただいたらと思います。

○議長（河野）再々質問。

○7番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）はい。

○7番（三好東）このことを非常に重要な問題ですので、風邪を引くことが、ペナルティ、行動制限だとか、そういう社会的な制約が出てくるということにつながっていきますので、このところちゃんと国に対して説明責任をどういふことを我々はしていくか、どういふことが予想されるかっていうのをちゃんと町の方からも、厚労省の方に問い合わせさせていただきまして、今後どういふことが考えられていくか、その答えに対して町の方からも答弁をよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（河野）土肥健康福祉課長。

○健康福祉課長（土肥）三好東曜議員の再々質問にお答えいたします。

国に対してですね、説明を求めるといふことではございますが、こういった感染症に関しては、もう法律に基づき、また国から、通知が必ず来るはずなので、それに対して、どういふもの、どういふ行動を取るかとかそういった、方向性が出ていくと思いますので、その点で、ご理解いただいたらというふうになります。

○議長（河野）三好君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。

○7番（三好東）はい。議長。

○議長（河野）三好君。

○7番（三好東）「生理用ナプキンの補助について」。

綾川町でも生理用ナプキンの無料配布を行なっていただけないでしょうか。

本年9月4日に台湾の台北にある月経博物館に視察に行ってきました。ここは世界唯一の「月経」がテーマの博物館です。館内には、生理の仕組み、台湾における生理の貧困、各種生理用品の歴史と使い方が展示してあります。小紅帽、リトルレッドハット、小さな赤い帽子というNPOなんです、が開発した月経教育の教材などが展示されております。

小紅帽は、博物館運営のほか、自治体や学校への生理用品の贈呈、教員向けの月経

に関する指導法のレクチャーもしています。また、3世代にわたる女性に聞き取りをした書籍の刊行や、月経への理解を深めるワークショップ、大学での月経に関する講座も実施しています。参観者の4割は男性であり、運営メンバーにも男性がいるそうです。日本語に翻訳されたテキストも設置してありました。

小紅帽の立ち上げの中心人物、ヴィヴィ・リンさんは、台湾のいわゆるZ世代の女性で若い方です。彼女は、台湾をはじめとする東アジアで生理にまつわる事柄が無視・軽視されてきたことに強い問題意識をもち、アクティビストとして活動を始めたそうです。2021年には、イギリスの故・ダイアナ妃が設立し、世界をよりよい場所に変えようと人道的活動・社会貢献する次世代リーダーに贈られる「ダイアナ・アワード」を受賞しています。

この月経博物館では女性の生理について詳しく学ぶことができました。これまで私が受けた性教育では知らなかったことが多くあり、女性の生理を学ぶ性教育を義務教育では受けた記憶がないのですが、全ての男性が女性の生理を学ぶことが真の男女平等や男女共同参画につながるのだと思いました。深い性の相互理解が必要だと思えます。

そこでは、女性の生理によって授業を休まないと行けない人がいること、経済状況により生理用ナプキンを買うことができず、学校を休む人がいること、また、ナプキンの節約の為に活動を制限せざるを得ない人がいることなどを問題として学びました。

また、公教育で性教育が正しく行われていないことにより、社会通念としての生理に対する理解が得られていないのが原因で、女性の生理に対する理解が社会から得られず、無理をしたり我慢を強いられて労働をしている社会実態も学びました。

オランダの公教育で性教育が重要な柱として位置付けられています。その理由の一つに「社会的・経済的な利益」という理由があるそうです。性教育を充実させることで、社会的・経済的な負担が軽減されるという現実的な側面があります。子ども達が健康的で責任ある意思決定を行える様にサポートすることが目的だそうです。

日本の現在の性教育では女性の生理についてのどの様に男子生徒、女子生徒に教えているのでしょうか。

生理用品の公費扶助、特に無料配布を行っている自治体は全国に多数存在し、内閣府男女共同参画局の調査（2023年の8月18日時点）によれば、950の地方公共団体が独自の取り組みや交付金を活用して生理用品の提供を行っています。具体的な事例として、全国初、無料配布を行った兵庫県明石市ではきんもくせいプロジェクトとして市立の小・中・高・養護学校の女子トイレに生理用品を配備し、必要な市民に無料で提供しています。予算は年間400万程度でできたというふうに当時の泉房穂元市長の講演会で聞いています。

東京都港区では、区内の9カ所の公共トイレの女性用トイレに生理用品を設置し、無料提供を行っています。

静岡県静岡市では市内の35カ所の窓口で生理用ナプキンの無償配布を実施しています。

千葉県では県立学校全校で生理用品の無償提供を行っております。

綾川町では女性の生理に対する性教育はどのように行っていますでしょうか。そして生理用ナプキンの無料配布についてはどのように考えますでしょうか。生理用ナプキンの無料配布を明石市と同じように行った場合の予算はいくらになりますでしょうか。教えてください。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） 質問にお答えをいたします。

小・中学校における性教育については、保健体育の授業において文部科学省が定める学習指導要領に準じて実施をしております。生活困窮者に対する生理用ナプキンの補助や無償配布については、現状は行っておりません。綾川町社会福祉協議会において「おもいやりネットワーク事業」で、町民や町内の事業所から寄付をいただいた食料や生活用品を生活困窮者に配布はしておりますが、生理用ナプキンは需要がないため在庫を持っていないようであります。町にも、生理用ナプキンの補助の要望は今のところありません。生活困窮者にとって、生理用ナプキンの需要がどの程度あるのかを調査し、今後の研究課題とさせていただきたいと思っております。

また、小・中学校の生理用ナプキンについては、持参していない児童生徒に対し、保健室に無料で配布できるよう配備をしております。配備における予算は管理用消耗品で対応しており、特に要望などなく、現在のところ小・中学校において無償配布は考えておりません。

以上、答弁といたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○7番（三好東） はい、議長。

○議長（河野） 三好君。

○7番（三好東） はい。今のところ、要望はまだ届いていないという形というのは理解しました。

ただですね、これ全国的なことなので、これ、私の支持者にも聞いてみたんですね。こういうのを学んだということで。そしたらやっぱりすごく、それはいいことだっていうふうに、やっぱりナプキン高いんですよってことで、子ども、女兒が、女の子のお子さんが3人だとかいるところは馬鹿にならないと、もうそれやってくれたら本当に助かりますと、そういうような声も届いております。

女性の生理に対して文部科学省で、どういった教育をしているかっていうのを私は質問したのでその内容を、教育長の方、教えていただけたらと思うんですが、その内容いかんによってですね、性がタブー視されてるところがあるのかなって思うんです。私が受けた教育のときはそういう女性の生理っていうのをちゃんと学校教育で、どういうふうになってどういう周期があって、その時にどういうふうに女性の体調が変化して、とかそういうことは、全く学校教育では習わなかったもので、その変化があれば教えていただきたいです。タブー視されてると、こういう要望というのはなかなか出てこないと思うんですね。これは、私たち男性が答えるより、女性が、こののこ

ろは、調べて、調査していただくということが重要かなと思います。教育長答弁よろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長（松井）議長。

○議長（河野）松井教育長。

○教育長（松井）はい。

○教育長（松井）予想してなかったのだから、あれですが、今はですね、かつてはそういうことはなかったと思うんですが、今は、保健の先生であるとか、女性の担任、または学年のその関係の先生で、女性だけ集めて指導しておるといふふうにおもっております。

○議長（河野）再々質問はございませぬか。

○7番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○7番（三好東）女性だけ集めて指導しているという実態がここでわかったところなんですけれども、僕はここ言っているのは男性が学ばないと、この社会っていうのは変わらないということなんです。男性が女性の生理について理解していないということが明らかになったと思うんですけれども、このところを何とか、てこ入れして欲しい。その上で、男性より女性の生理用品の分だけお金がかかっているわけですね。このところを何とか補助して欲しい、そういう要望があれば速やかに行って欲しいと思うんですけれども、ご答弁をよろしくお願ひいたします。

○教育長（松井）はい。

○議長（河野）松井教育長。

○教育長（松井）はい、議長。

○議長（河野）はい。

○健康福祉課長（土肥）私が実際に、勤めとったころは、そういうふうには女性だけだったんですが、ちょっと今のところ、現実ですね、ひょっとしたら、男性も一緒にそういう話をしているかも知れませぬ。ちょっと調べてみます。

○議長（河野）三好君の2問目の質問が終わり、3問目の質問を許します。

○7番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○7番（三好東）3問目の質問、提出しているんですが、「行政DX人材の雇用について」。

2021年12月、香川県は「かがわデジタル化推進戦略」を策定しました。この戦略は、2021年度から2025年度までの5年間を対象とし、行政手続きのオンライン化や情報通信関連産業の育成・誘致など、デジタル化の方向性や進め方を示しています。

また、2022年4月、香川県は官民連携のコミュニティ「かがわDX Lab」を設立しました。県内の全市町や民間企業が参加し、デジタル技術を活用した地域課題の解決や新たなサービスの創出を目指しています。具体的な取り組みとして、電動キックボードのシェアリングサービスの実証実験などが行われています。

さらに香川県は、デジタル化推進の専門部署として「デジタル戦略総室デジタル戦略課」を設置し、デジタル化推進戦略の策定や地域の情報化、情報通信関連産業の育成・誘致などを担当しています。

その中で本町の行政DXの取り組みはいかがでしょうか。どのような計画があり、どのような人材をどのように創出、もしくは確保していくのでしょうか。その方法はどのようになっていますか。また、そのための考える来年度予算はいくらでしょうか。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） 質問にお答えをいたします。

デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進は、現代の自治体運営において重要な課題となっており、このDXを実現するためには、専門的な知識と技術を持つ人材の確保が重要であると考えております。

本町の行政DXの取り組みについてであります。現在、総務省におきまして、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を取りまとめた自治体DX推進計画を策定しており、本町におきましてもその計画を踏まえながら自治体DXに取り組んでいるところであります。具体的には、重点項目の一つである公金収納における地方税ポータルシステムを活用したQRコード決済を推進し、固定資産税、軽自動車税、住民税、国保について実施をしております。また、最重要の取組事項であります自治体の情報システム標準化・共通化に取り組む、令和8年3月までの移行期限に向けて、着実な移行を目指し、取り組んでいるところであります。

また、本町も「かがわDX Lab」に設立当初より参加をしており、県内自治体や庁内各課と連携しながら研究に取り組んでおるところであります。綾川町としてのDX計画については、現在、策定中であり、行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげられるよう進めてまいりたいと考えております。

そのような地域や行政のDXを推進していく中で、デジタル人材の確保・育成は重要な取り組みであることから、組織全体の能力を底上げするため、職員研修等に取り組むとともに、リーダーとなる人材の育成を図っているところであります。また、更なるレベルアップの推進を目指し、外部のデジタル人材の派遣や活用についても、研究してまいりたいと考えております。

また、来年度予算については、現在、予算編成中でありますので、お答えすることができません。

以上、答弁といたします。

○議長（河野） 再質問はございませんか。

○7番（三好東） はい、議長。

○議長（河野） 三好君。

○7番（三好東） はい。人材の雇用、育成のみならず、雇用が大事だと思いますので、リーダーになる人が、これが非常に重要でございます。このリーダーになる人の指導のもと、実現可能な計画を立てていただきたいと、切に要望いたします。ですので、この雇用に関して、どのようなお考えかもう少し詳しくお聞かせいただけたらと思います。

○議長（河野） 宮前総務課長。

○総務課長（宮前） はい。

○議長（河野） はい。

○総務課長（宮前） 三好東曜議員の再質問についてお答えをいたします。

いわゆる専門的人材の雇用というところがございますけれども、本町におきまして現在はいわゆる専門職、情報専門職の雇用については今年度予定はしておりません。

今後ですね、各他の自治体においても、情報専門職員の募集なんかも出ておりますけれども、そういうところも今後は参考にしながら、検討してまいりたいというふうになるところでございます。以上、答弁といたします。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○7番（三好東） はい、議長。

○議長（河野） 三好君。

○7番（三好東） はい。これは要望になりますので、この雇用、増員というのが非常に大切だと思います。

すでにできる方っていうのを増員して、そういうデジタルに長けた方ですね、増員していく、育てるのと同時にやっていただけたらと思います。そのための予算確保、どうぞ要望いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（河野） 三好君の3問目の質問が終わり、4問目の質問を許します。

○7番（三好東） はい、議長。

○議長（河野） 三好君。

○7番（三好東） 「学校給食費の無償化について」。

本町はいつ学校給食費を無償化にする予定でしょうか。学校給食の無償化は、子育て世帯の経済的負担を軽減し、すべての子どもが平等に栄養バランスの取れた食事を摂取できるようにする取り組みです。文部科学省の調査によれば、2023年時点で小中学校の給食を無償化している自治体は、6年前と比較して約7倍に増加しています。これは、物価高騰や子育て支援の必要性が高まる中、自治体が独自に財源を確保し、給食費の無償化を進めているためだそうです。

千葉県いすみ市では、2017年に学校給食の米をすべて有機米に変更し、2022年には給食費を無償化しました。この取り組みは、地産地消の推進や環境保全型農業の促進を目的としており、地域の農業活性化にも寄与しています。

新潟県弥彦村は、2022年秋からすべての児童・生徒を対象に給食費を全面的に無償化しました。この施策は、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境を整備することを目的としています。

東京都町田市、小金井市、国立市などでは2025年1月から第1子を含め、全児童・生徒の給食費を完全無償化する予定だそうです。

本町の考えをお聞かせ下さい。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

本町では、物価高騰に対して、令和4年から町が補助する対策を講じて、保護者負担増なく給食提供を行っております。

また、香川県の補助事業の第3子無償化事業も行っておりまして、今後も継続をいたします。なお、経済的に生活が苦しい家庭に対しては就学援助費制度にて給食費は無償化をされております。

給食費については、令和6年度から物価高騰対策前の給食費から1.12倍と値上げをしましたが、現在、当時に比べ全体平均約1.2倍となっております。無償化を実施すれば、現在の材料費で試算し、約9,500万円の財源が必要となります。

また、食材費だけでなく、施設管理や調理委託の経費についても町が負担しています。給食費の無償化については、これまでも要望をお聞きしており、その都度考え方を示しておりますが、これには恒久的財源の確保が必要であり、国において、これは全国的に行うべきものであると考えております。町村会を通じ、国等への要望も継続して行っております。今後とも国の施策や他市町の情報収集を行いまして、検討してまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○7番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）はい、三好君。

○7番（三好東）はい。国への要望もしっかりしていただきたいんですけども、町としてもやはり考えていただきたいなと思います。さらに、この理由はですね、給食費を無償化にすると、その質に対して問うことができます。やはり、給食費、限られた財源の中で、なかなか質の向上というところが達成できないのではないのでしょうか。ここのところが大きな問題かなと思います。

お隣の韓国だとかは、完全有機給食で、写真で見ると、質も量も倍ぐらいあるということで、すごく学校給食、子どもたちが日々成長していつてるんですね。これ本当に喫緊の課題ではないかなというふうに思います。さらにその無償化することで、保護者の負担というのが減りますから、その分を経済活動に回すことができ、景気も良くなるというふうに言われております。

ですので、町のお考え、もう一度ここのところ考え直して、ご答弁いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（河野）岡下学校教育課長。

○学校教育課長（岡下）三好議員の再質問にお答えいたします。

質に対して無償化すると、問うことができるというようなことでありますが、逆に集金をしているからこそ質が問えるという、保護者からいただいているから質をしっかり担保しなければいけないというような考え方も、あるということで、町の方ですべてを予算化してということになると、そこを町の予算を切れば切るほど質は悪くなるというようなやり方ができるようになってしまいますので、そこら両方の考え方があるところで、町としては、集金しているからこそその分しっかりと質を担保して、なおかつ給食の栄養素とかを、給食の栄養職員が計算したものがしっかりできるようにということで1.2倍ぐらいに、今、当時の令和4年前から比べるとなっているんで

すけれども、それも町で担保してというようなことを行っているということでもあります。

また無償化について、保護者の負担というところに関しましては、義務教育の小中学校に関してでありますので、就学援助というのがあります。

本当に厳しい方にはその援助費の方ももちろん、お知らせもしながらやっておりますのでご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（河野）これで、三好君の一般質問を終わります。

○7番（三好東）日頃の皆様のご尽力に感謝いたしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河野）以上をもちまして、一般質問を終わります。

○議長（河野）ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 3時 0分

○議長（河野）ご静粛をお願いします。

○議長（河野）休憩前に引き続き、会議を再開いたしたいと思えます。

○議長（河野）これより、「令和5年度 綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について」を議題といたします。

○議長（河野）本案について、決算審査特別委員長のご報告を求めます。決算審査特別委員会副委員長、森繁樹君。

○決算審査特別委員会副委員長（森）はい、議長。

○議長（河野）森君。

○決算審査特別委員会副委員長（森）5番、森です。

○議長（河野）森君。

○決算審査特別委員会副委員長（森）ただいま、議長より求められました、決算審査特別委員会のご報告を申し上げます。

まず、審議日程でございますが、10月16日、17日、21日の3日間、決算審査を行いました。出席者は、委員13名と議長、執行部からは、町長、副町長、教育長、会計室長、関係課長及び課長補佐等、議会事務局から局長の出席がありました。

審議内容の報告につきましては、委員からの質問等の概要、及び執行部からの答弁を要約したものとさせていただきます。

決算審査に先立ち、会計室長より「令和5年度一般会計、特別会計及び企業会計の決算」に係る概要説明がありました。

委員より、「前年度比で実質収支額が増えた理由は何か。」との質問があり、「物価高騰対応などによる交付金が増となった一方、コロナ関連事業費の縮小等により、収支全体として増加となった。」との答弁がありました。

次に、総務課から人件費関係の説明を受けました。

委員より、「保育士の会計年度任用職員に対して、正規職員への受験の取り組みを行っているのか。」との質問があり、「受験への促進を行っており、今後も継続していく。」との答弁がありました。

続いて、議会事務局関係の説明を受けましたが、委員より特に質問はありませんでした。

続いて、総務課関係の説明を求めました。まず、監査委員からの決算審査意見書に示されている指摘事項について、5点の報告がありました。

「1点目、『費用対効果を検証し、事業のスクラップアンドビルドを徹底されたい。』との意見については、事業の実績を踏まえ、廃止、縮小、統合などを検討するとともに、新規事業については、時期・規模・予測効果等を考慮し、予算化をしていく。

2点目、翌年度繰越額については、『計画的かつ効率的な執行に努められたい。』との意見に対し、早期完了に向け執行に努める。

3点目、不用額については、『当初予算計上時から、精度の高い所要経費の見積もりを行い、事業の進捗状況を的確に把握し、適正な予算の執行管理に努められたい。多額の不用額が生じた事業については、次年度の予算編成に適切に反映をしていただきたい。』との意見があり、当初予算編成時の精度において、国・県の補助申請をする上で必要額の予算化や工事については、事業進捗に応じて補正での対応を継続して進めていく。

4点目、『各種団体に対する補助金の支出について、十分、事業内容を精査した上で、交付するよう徹底されたい。また過疎地域活性化推進事業については、各地区活性化協議会への交付金の支出においても十分留意されたい。』との意見があり、公正で効率的な執行に努めるとともに、各地区活性化協議会への交付金についても予算編成の段階から十分精査に努める。

5点目、『実効性のある計画を立て、持続可能な行財政運営に向けて、積極的な取り組みに一層努められたい。』との意見については、限られた財源を有効活用し、健全な行財政運営に取り組む。」との説明がありました。

次に、当日の決算審査時において質問・指摘のあった事項として、「1点目、『消防団緊急伝達システム撤去について』質問があり、数年前から誤作動等が発生するような状況となったため撤去したものであり、消防団招集については、メール配信システムにて運用している。

2点目として、『町営バスにおいて、路線の接続時間で上手く接続していない時間があるとの声があり、少しでも利用しやすいような対応を。』との要望があり、令和6年4月に、全体的な路線の見直しを行ったが、直接利用者からの要望などは無く、今後の動向を見ていく。また、今回の路線廃止で、今までバスで行けていたところに行けないとの意見もあったため、新路線において綾上地区内の主要施設近くにバス停を新たに設置し、四国運輸局との協議・調整により、綾上地区内でのデマンドタクシーの一部運行が可能となっている。」との説明がありました。

以上の監査委員の意見書及び指摘事項に対する報告の後、総務課関係の「一般会計」の説明を受けた後、質疑に移りました。

委員より、「防災士の活用や組織立ち上げが必要ではないか。」との意見があり、「毎年、各自治会、自主防災組織に講習会の案内をしている。今後も参加しやすい体制作りを行うなかで、防災士参加案内や組織化も含め研究・検討を進める。」との答弁がありました。

また、委員より、「公共交通バス実証実験運行について、費用対効果を考え、その見直しについて」の質問があり、「町の地方公共交通会議の中で協議しながら対応していく。」との答弁がありました。

また、委員より、「事業のスクラップアンドビルドの内容」についての質問があり、「ここ数年はコロナ関連事業を5類移行後に切り換える形で対応している。」との答弁がありました。それに対し委員より、「ビルドの事業報告と総評、スクラップはコロナ関連のみか」との質問には、「総務課では、ことでん陶駅の整備、DX標準化対応、共通納税システムのQRコード運用など新たな事業に取り組んでおり、これらは利便性向上に寄与していると認識している。」との答弁がありました。

また、委員より、「費用対効果を上げるため、DX人材の育成事業が必要だと思うが、どのように実施したのか。」との質問があり、「県で実施しているDX関連の研修会等に町職員が参加している。また、DX専門職員の配置はしていない。将来的なことも踏まえ、内容を研究しながら人材育成に取り組んでいく。」との答弁がありました。

続いて、学校教育課の「一般会計」の説明を受けた後、質疑に移りました。

委員より、「小学校の空調設備について、熱中症対策で令和5年度に設置し、今後も令和8年度までに入れ替える計画になっていると思うが、8年度予定のものも7年度にはできないか。」との質問があり、「国・県の動向を見ながら、整備年度については総務課財政担当とも検討し、改修の計画とあわせて変更があるようであればお示しする。」との答弁がありました。

続いて、「育英事業特別会計」について説明を受けた後、質疑に移りました。

委員より、「給付型奨学金の貸付の条件付き半額免除制度に全額免除も加えるとより効果的ではないか。」との質問があり、「奨学金の半額免除は、地元就職された方に若者定住施策として位置付けてやっている。令和5年度では29名が恩恵を受け半額免除になっている。全額免除は今のところは考えておらず、研究課題とする。」との答弁がありました。

次に、生涯学習課から説明を受けた後、質疑に移りました。

委員より、「念仏踊りのVR・4K映像とホームページは完了したか。」との質問があり、「完成している。綾川町ホームページのトップページに、念仏踊りのサイトへつながるようにしている。映像は視点を変えて様々な角度からの映像を見られるように掲載している。VR映像は、ホームページ利用以外にも今後利用方法を検討していきたい。」との答弁がありました。

次に綾上支所関係において、説明を求めました。

監査委員から意見のあった1点について、報告があり、「需用費の不用額の理由は。」との質問については、「光熱水費と施設修繕費であり、施設の老朽化等のため、緊急な修繕等も必要なことから減額せずに不用額として残ったもの。」との説明がありました。

以上の監査委員の指摘事項に対する報告の後、綾上支所関係の説明を受け、質疑に移りました。

委員より、「主基斎田記念館の稲作文化伝承には、支所と教育委員会の連携が必要であり、綾上小学校だけでなく、町内の学校とも協力し、稲作文化の伝承を行うことが大事ではないか。」との質問があり、「教育委員会との連携ではないが、例年通り小学校の稲作文化の学習で、年間通して主基斎田の歴史を学んで、お田植まつりへの参加や、収穫体験を実施した。町内の各小学校、学校教育課や保存会とも協議しながら、主基斎田記念館のPR・主基斎田の歴史を広く知ってもらうようにしていきたい。」との答弁がありました。

続いて、総務課から「町営バス特別会計」について説明を受けた後、質疑に移りました。

委員より、「利用者が減少しているが、目標値、業務改善案はないのか。先進事例は調べたか。」との質問があり、「目標設定はしていない。バス路線やデマンドタクシーの運行内容の見直しも実施しているので、その動向を見ながら目標設定については考えたい。改善対応は、事業所と協議しながら進めている。」との答弁がありました。

それに対して委員より、「貨客混載事業の検討を。」との意見があり、「ドライバーへの負担も想定され、研究が必要と考える。」との答弁がありました。

続いて、税務課関係について、説明を求めました。

執行部より、収納対策について報告があり、「令和5年度には地方税共同機構の共通納税システムを固定資産税と軽自動車税に導入し、コンビニ収納が増加、窓口納付が減少した。今後は国保税を含む全税目・保険料で口座振替の推進に注力するとともに、滞納困難事例への対応として早期対応を強化し個々の事情を十分に調査把握し、可能な限り自主納付の勧奨に努める。滞納繰越額は減少傾向にあるものの、悪質な滞納者には香川滞納整理推進機構と連携して滞納整理を進めることで、新たな高額滞納の発生防止に努める。」との説明がありました。

その後、「一般会計」についての説明がありました。

委員より、「督促状の発送状況と宛先不明で返送された件数は。」との質問があり、「督促状を発送準備した際に納付済みの物を引き抜き、その結果残った発送を要する件数を記載している。また、発送後返戻になった物は公示送達という手続きを行うが、令和5年度は286件。令和4年度は308件である。」との答弁がありました。

その後、「国保」「後期高齢者医療」「介護保険」の特別会計についての説明を受けましたが、委員からの質疑はありませんでした。他に質問も無く、1日目の審議を終えました。

次に2日目の審議について、ご報告申し上げます。

まず、陶病院関係について、説明を求めました。

執行部より、決算説明の前に、監査委員からの指摘事項についての報告がありました。「医師や職員の人員確保に努めること、また、医療機器の更新や建物の維持管理について、長期計画を立て適正な更新やメンテナンスをしていくこと。」との意見があり、「医師確保については、医師不足とならないよう外部と調整を図り、不足している部分は香川大学附属病院、県立中央病院等の医師派遣やフリーランスの派遣医師で補

っている。また、職員については、看護師を含む医療技術者の適切な雇用に努め、病床利用率の低下が無いように適切な配置を行っており、今後も医療の質を落とさないための人材確保を継続していく。建物等の維持及び医療機器の更新については、5カ年計画等で検討し、適切な維持管理に努める。未収金の回収については、早期に対応し、連絡、面会を中心に回収に努めていく。」との説明がありました。

また、「BCG接種準備誤りについて、接種を受けられた方々に多大なるご迷惑とご心労をおかけしたことを肝に銘じ、再発防止策を徹底し、引き続き医療サービスの充実と提供に努められたい。」とのご指導いただき、「準備誤りが発覚した後、議会でも報告し、検証委員会を立ち上げ、問題点の再確認及び改善点を検討したが、このようなことが再び起こらないためにも、今後も、さらなる医療安全に努め、自治体病院として、地域密着型の医療提供を行っていく。」との説明がありました。

続いて、決算書等に基づき説明を受けた後、質疑に移りました。

委員より、病棟別病床利用率の推移に関し、「身近な公立病院としてケアマネとの連携が重要だが、病院内での具体的な連携状況はどうか。」との質問があり、「地域連携室が入院・退院の調整を行っている。」との答弁がありました。

それに対して委員より、「今後も地域で安心して診てもらえる病院を目指し、引き続き取り組んでほしい。」との要望がありました。

また、委員より、「監査委員からの指摘で、『人員の確保に向けて引き続き取り組まれない。』ということであったが、令和6年度からの医師の働き方改革により地方病院の派遣が制限される懸念がある中、常勤医師の働き方改革が進んでいるのか、また、その影響について」質問があり、「医師の働き方改革に関し、当院はA水準病院として院長が毎月医師の時間外労働を確認しており、派遣医師についても派遣元と連携し、長時間労働にならないよう対応している。」との答弁がありました。

また、委員より、「予防接種準備段階での誤りについて再発防止の準備ができたのか。」との質問があり、「BCG準備誤りについては、接種準備段階でのマニュアル化を行い、スタッフ同士の確認を行い再発防止に努めている。他の接種についても薬剤科が中心になり、全てマニュアルを作り確認を行っている。」との答弁がありました。

続いて、健康福祉課から「一般会計」の説明を受けた後、質疑に移りました。

委員より、「令和6年度から80歳の高齢者慰問とお祝いが無くなったことへの取り組みについて」質問があり、「平均年齢が80歳を超える中、高齢者福祉タクシーなど、限られた予算内で高齢者支援を総合的に実施している。」との答弁がありました。

また、委員より、「発達支援を受けられた方が前年度の2倍となっているが、発達に障害がある児童が増えているのか。また、日本では、食が原因ではないかと問題視されているが、食育に取り組むことが効果的だと思うが、連携はどのように。」との質問があり、「児童の通所サービス数増加の要因としては、障害の方が増えてはいるが、健診で早期発見に努めているためである。早期発見して早い時期から療育を受けることで発達を促すので、サービスの利用を推進している。教育委員会と食の連携は行っていない。今後の研究課題とする。」との答弁がありました。

また、委員より、「乳がん検診でマンモグラフィの使用については、被ばく量が多く、乳がんを誘発しているとの報告もある。また、子宮頸がんワクチンも、接種推奨して

いない自治体もある。副作用や薬害訴訟の懸念を知った上で推奨しているのか。」との質問があり、「乳癌検診は、触診ではなくマンモグラフィと一部超音波検査を取り入れて実施している。以前には、視触診の検診を取り入れていたが、国の『有効的な癌検診』という指針に則り、マンモグラフィを取り入れている。子宮頸癌ワクチンは、現在、再勧奨を国の指導のもとで行っており、本町においても、対象者に通知を行い、また、それまで受けられていなかった年代の方にも今年度末までキャッチアップ接種を促している。」との答弁がありました。

それに対し委員から、「マンモグラフィは乳癌を誘発するとして問題視されている。またHPVワクチンは不妊につながる可能性の懸念があるなどの情報を危機管理上知っておいてほしい。」と意見があり、「様々な情報については今後集めていきたい。」との答弁がありました。

続いて、「国民健康保険特別会計」及び「介護保険特別会計」について説明がありましたが、委員より特に質問はありませんでした。

続いて、「介護老人保健施設事業会計」について、説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、「修繕費用については、20万円未満は事業者が払い、それ以上は町が払い総見積もりで行うと思うが、総工事費になるといろいろなことが合算できてしまう。」との質問があり、「施設が古いので一度に更新する方が有益であるという場合については、協議の上更新している。指定管理者に負担を過度に負わさないため、また町も有用に実施したいというところで、協議のうえで進めていく。」との答弁がありました。

次に、保険年金課関係について、説明を求めました。

執行部より、決算説明の前に、監査委員より質問のあった1点について、『後期高齢者医療がここ数年増えて逆に国民健康保険が減少すると思うが、今後の見通しは。』との質問があり、『75歳以上の被保険者数が、後期高齢者医療に移行するピークは令和5年度であったが、今後も高い水準で推移していく。また、新たに社会保険の加入制度が現在の101名以上から51名以上に変更されるなど、国保の被保険者数は、減少する傾向が見込まれている。財政運営については、平成30年度の国保制度の改革により、国保財政が県単化し、香川県が財政的な運営を担うため、各市町の納付金が算定される納付金ベースの統一は令和6年度から、また、完全統一は令和18年度を目指して協議を進めている。』と答弁があった。」との報告がありました。

続いて、「一般会計」、「国民健康保険特別会計」、「診療所特別会計」について説明がありましたが、委員より特に質問はありませんでした。

続いて、「後期高齢者医療特別会計」について、説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、「後期高齢者医療の被保険者数のピークは令和5年になると聞いたが、医療費は最大どの程度まで上がる見込みなのか。」との質問があり、「医療費は、綾川町では、1人当たり約95万円で、年々医療費の高額化が進んでいる。全国的にも高額化が進んでいるため、今後は、保健事業でどれぐらい抑えられるかということが重要である。できる限り保健事業等を利用しながら、医療費の適正化に努めていく。」との答弁がありました。

以上で、2日目の審議を終え、散会しました。

次に、審査最終日の審議内容についてご報告申し上げます。

まず、子育て支援課関係において、監査委員からの決算審査意見書に示されている指摘事項の内容について、1点の報告がありました。

「こども園において、会計年度任用職員の割合が、非常に多い現状について」の指摘に対し、「定数管理の点からも、総務課とも協議をして、年々増加している加配対応職員、0歳からのこども園に入園するこどもが増えていること、保育士の配置基準が改善されたことなどから正規職員採用を計画的に行い、こども園でこども達が安全安心に過ごせるように努める。」との説明がありました。

以上の監査委員の意見書に対する報告の後、子育て支援課関係の説明を受け、質疑に移りました。

委員より、「羽床こども園について、償却期間、建て替え予定時期、築年数、さらに躯体の調査予定時期について」の質問があり、「昭和53年に開所し、改修時点で築45年が経過している。昨年度、大規模改修を実施し、今後も適宜修繕を行い長寿命化に努める方針であり、本町の公共施設個別施設計画では『60年を目途に躯体の強度を確認し、建て替えまたは長寿命化を検討。』とされており、14年後に躯体調査を行い、状況を見ながら対応を進める。」との答弁がありました。

委員より、「小1の壁の課題にこども園と小学校の連携をどのように行っているのか。」との質問があり、「こども園での全体的な情報共有は、引き継ぎの時に行っている。個別に支援が必要なこどもについては、その都度連携はとっている。」との答弁がありました。

委員より、「放課後児童クラブ運営費の委託料が増えているが、利用者数の増によるものか。」との質問があり、「契約は3年契約であり料金の変更は無いが、支援が必要なこどもの数に合わせて、支援員を増減させる契約を別にしており、その部分の増減が毎年でている。」との答弁がありました。

委員より、「こども園の会計年度任用職員の募集をしたが不足があったと聞いているが、子ども達へ支障はなかったのか。」との質問があり、「7時間パートを現場で支障がないように採用したかったが、応募される方の年齢が若く子育て世帯ということもあり、全員が7時間勤務の採用ができなかった。余裕はなかったが、子ども達が安全に生活できるようにしている。」との答弁がありました。

続いて、住民生活課関係の「一般会計」の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、「民間企業の乾式メタン発酵施設と連携しているのか。」との質問があり、「情報は共有している。現在連携には至っていないが、脱炭素化に向けた1つの方策として、検討する部分もあると思う。引き続き情報共有を図っていきたい。」との答弁がありました。

委員より、「ごみ減量化促進対策事業費の業務委託料が809万円余となっている。環境にやさしい取り組みだが、行政が実施するのではなく他の方法はないか。」との質問があり、「町民も持ち込めるような施設を作り、有料で販売して町内で循環していくという構想が、7年度の予算に結びつけていけるかどうかは現在検討中である。」との答弁がありました。

委員より、「ゴミ袋の販売手数料は他市町と比べると安く、あまりに安いとゴミが増えることが考えられる。適正な価格設定が必要なのではないか。」との質問があり、「粗大ごみは、1個につき20円という安い価格で合併当時から変わっていない。今後、協議していきたい。」との答弁がありました。

委員より、「可燃ごみの令和4年、令和5年の住民1人当たりの排出量は。」との質問があり、「令和4年度が134.8kg、令和5年度が132.9kgと、段々と減ってきている状況にある。」との答弁がありました。

続いて、「火葬事業特別会計」について説明を受けた後、質疑に移りました。

委員より、「満足度やサービスをはかる指標は設けているのか。」との質問があり、「火葬場の利用者には、賛同してくださる方にはアンケートをお願いして、満足度や職員の対応等を評価していただいている。全体的には、職員の対応も良く、静かで落ち着いた施設で執り行うことができたというご意見が多い。また、高松市等のような喫茶室があれば良いというお声をいただき、今年度からは少しではあるが、お菓子の販売も行い、好評いただいている。」との答弁がありました。

続いて、「墓園事業特別会計」について説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、「お墓の維持管理ができず、墓じまいする方が増えてくると思うが対策はあるか。」との質問があり、「貸付よりも墓じまいの方の件数が多くなってきている。広報でも年に数回掲載しているが、墓を持たない方が見受けられるので、今後のあり方については検討していく必要があると考えている。」との答弁がありました。

次に、建設課関係について、説明を求めました。

執行部より、決算説明の前に、監査委員より指摘のあった「農業集落排水事業の今後のあり方について」の報告がありました。

「本町の農業集落排水施設は、山田上栗原地区に平成7年度から平成9年度にかけて処理場に加え、管路延長2,798メートル、マンホールポンプ3基を整備して、平成10年4月1日に供用を開始している。現在、2つの集会所を含み45戸が接続しているが、施設整備から25年以上経過しており、今後、老朽化による維持管理経費の増加や、更新の際には、多額の費用が発生するといったことが予想される。そのことから、事業自体のあり方を検討してきたが、家庭毎に合併処理浄化槽を設置していただくといった方向性を定めている。ただし、施設の耐用年数が長いもので、令和29年度まであり、廃止に当たり国費の返還が発生する。また、施設整備に充てた起債の償還も令和9年度末まで残っており、これに加えて、令和2年度に行った施設の機能診断では、非常に良好な状態が保たれているといった結果も出ている。こうした状況からも、早期の切り換えは、かえって町の負担が大きくなることから、当面は現況施設の適正な維持管理に努めつつ、適切な切り換え時期を検討して、個別処理への転換を図っていく。」との説明がありました。

その後、「一般会計」に関する説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、国交省がLINEを利用した緊急通報#9910の公式アカウント運用を開始しているが、どのようにPRしていくのか。」との質問があり、「国交省が、全国的に運用しているもので、本町でも活用している。通報件数は非常に少ないのが現状であるが、早期に通報していただくことはありがたいことなので、まずは広報紙やホー

ムページ等を通じて周知していく。」との答弁がありました。

委員より、「住民がボランティアで道路修繕を行う時に補修材を配っているのか。」との質問があり、「補修材は道路パトロールや、直営で行っている道路の補修に使用している。基本的には住民から通報があった場合には、町の方で対応する。」との答弁がありました。

続いて、「農業集落排水事業特別会計」について説明がありましたが、委員より特に質問はありませんでした。

続いて、「下水道事業特別会計」に関する説明の後、質疑に入りました。

委員より、「令和5年度の、下水道がまだ接続されていない宅地の件数は。」との質問があり、「8月15日現在、未接続の世帯数が708件となっている。」との答弁がありました。

続いて、経済課関係について説明の後、質疑に入りました。

委員より、「農業振興費において、農業振興イベントを各種実施しているが、その評価についてと、綾川そばと讃岐うどん発祥の町のPRについて」の質問があり、「イベント開催の評価については、特産のぶどう、柿、苺、アスパラなどを販売し、毎回ほとんど完売しているので、PRはできていると感じている。また、食と農のフェスタでは綾川そばのPRを行い、全てのイベントで讃岐うどん発祥の町と表示したテーブルクロスでPRしている。」との答弁がありました。

委員より、「畜産業費について、以前はコロナ対策で補助があったが、畜産業において綾川町は、他市町と比べても大きな割合を占めていると思うので、次年度以降、畜産業への補助の取り組みについて」の質問があり、「畜産に対する補助については、今のところは検討していないが、今後の状況により、対応を検討していく。」との答弁がありました。

委員より、「地場産品活用促進事業の菜種の肥料について」質問があり、「肥料は、一般に販売されている化学肥料を使っている。」との答弁がありました。それに対して委員より、「有機JAS等を取ると、さらに付加価値がつくので、有機肥料も選択できるようにしてほしい。」との要望がありました。

以上で、3日間の決算審査特別委員会での審査を終え、総括質疑に移りました。

委員より、

「1. 業務執行率が低いところは、その理由を表示してほしい。
2. 前年比等を、決算書説明書にどこの所管の事業かが分かるように表記できないか。
3. この2点を事業毎に業務評価シートのような形で表示できないか。」との要望があり、執行部より、「1点目については、事業の内容が異なるのでできる範囲の中での対応とする。2点目、3点目については、研究課題としたい。」との答弁がありました。

委員より、「国あつての自治体という発言があったが、国あつての自治体とは、国の言うことを何でもきくというようなイメージでとる方もいると思う。反対に地方があつての国でもあり、ワクチン問題などに対して、意見を申し述べるなどできると思うが、どのように業務に取り組んでいるのか。」との質問に対して、執行部より、「国とやる内容は違うが、対等な立場で、色々な意見を言わせていただいている。知事との懇話会や、中央陳情の際に、地方行政が国へ望むことや、困っていることを、毎年要

望・陳情している。法律があるものは法律を違えてまではできない。ワクチン接種に関してもやり方の問題であり、地方行政は、町のことを考えての取り組みであるということをご理解いただきたい。」との答弁がありました。

委員より、「同和行政に各外郭団体への負担金が 220 万円出ているが、国においては特別法で 28 年前に、終息されているということになっている。地方においてもなかなか予算がなくなるということは、差別行政がなくなることも踏まえて、我が町だけでは無いが、段々無くしていくように。」との要望がありました。

他に質疑は無く、ここで「総括質疑」を終了しました。

続いて、討論に移りました。

まず、反対者から「行政の運営事業について反対するものではない。新型コロナウイルスワクチン接種事業について反対するものである。」との反対討論がありました。

次に、賛成者より、「今般の決算審査において、事務の有効性や効率性などを重点に慎重なる審査を重ねた結果、令和 5 年度決算については妥当であると判断する。」「令和 6 年の接種案内については、mRNA ワクチン接種のリスク周知の部分がかなり増えており、引き続き厚労省が公開している数字資料の町による独自解析や、法律の範囲内での住民対応等、多様な手段での対応を期待する。」との賛成討論がありました。

他に討論はなく、ここで討論を終結し、採決に移りました。

起立採決の結果、賛成多数により、本決算を認定することに決し、当特別委員会を閉会いたしました。

以上で、決算審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（河野） これをもって決算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（河野） これより採決をいたします。「令和 5 年度 綾川町一般会計及び特別会計の決算の認定について」、原案のとおり、認定することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（河野） はい。起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり、認定することに決定いたしました。ありがとうございます。

○議長（河野） これより、委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第 1 号から議案第 16 号までをそれぞれ所管する常任委員会に、付託したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号から議案第 16 号までをそれぞれ所管する常任委員会に、付託することに決定いたしました。

○議長（河野） これをもちまして、本日の日程は、全て終了いたしました。

次の本会議は、12 月 20 日、午前 10 時より再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。ありがとうございました。

散会 午後 3 時 33 分

第2日目（12月20日）

出席議員14名

1番	川崎泰史
2番	三好和幸
3番	浜口清海
4番	大西哲也
5番	森繁樹
6番	小田郁生
7番	三好東曜
9番	植田誠司
10番	西村宣之
11番	大野直樹
12番	岡田芳正道
13番	井上博道
15番	福家利智子
16番	河野雅廣

欠席議員

8番	十河茂広
14番	福家功

会議録署名議員

3番	浜口清海
4番	大西哲也

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	辻村育代
総務課課長補佐	田辺由花
議会事務局書記	上原知里

地方自治法121条による出席者の氏名

町	長	前	田	武	俊
副	町	長	谷	岡	学
教	育	長	松	井	輝
総	務	課	長	宮	前
い	い	まち	推	進	室
支	所	長	福	家	孝
税	務	課	長	宮	脇
学	校	教	育	課	長
生	涯	学	習	課	長
会	計	管	理	者	兼
建	設	課	長	兼	柄
経	済	課	長	岡	大
住	民	生	活	課	長
保	險	年	金	課	長
陶	病	院	事	務	長
健	康	福	祉	課	長
			土	肥	富
					士
					三

傍聴人 5人

追 加 議 事 日 程

第 2 2 議案第 1 7 号 令和 6 年度綾川町一般会計補正予算（第 5 号）について

令和6年第5回 綾川町議会定例会

12月20日 午前10時開会

○議長（河野）おはようございます。ただいま、出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、本会議を再開いたします。

○議長（河野）ここで、杉山子育て支援課長より欠席届が出ておりますのでご報告いたします。

○議長（河野）ただいまより議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、福家利智子君。

○議会運営委員長（福家利）はい、議長。15番、福家利智子。

○議長（河野）福家君。

○議会運営委員長（福家利）おはようございます。

ただいまより、議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日、午前9時より常任委員会室において、議会運営委員会を開催いたしました。

開催にあたっては、議会から議会運営委員5名と河野議長、議会事務局長が出席し、当局からは前田町長、谷岡副町長、宮前総務課長の出席を求め、最終日における諸般の説明を受け、日程の調整を行いましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

本定例会開会以降、執行部より1件の追加議案が提出されました。提出された議案は令和6年度綾川町一般会計補正予算（第5号）について」です。協議の結果、今定例会で審議されることが妥当と決定し、日程に追加することとしました。

この後、町長より追加された議案の提案理由の説明をいただいた後、本案を所管する厚生常任委員会に付託し、暫時休憩といたします。休憩の間に厚生常任委員会を開催いただき、再開後、各常任委員会の委員長報告を受けた後、質疑・採決と進め、今定例会を閉会いたしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、円滑な議会運営となりますよう、ご協力をお願いしますとともに、十分な審議をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（河野）お諮りいたします。議会運営委員長の報告のとおり、本日、町長より追加日程第22、議案第17号、「令和6年度綾川町一般会計補正予算（第5号）について」が提出されましたので、これを日程に追加し、議題といたします。

○議長（河野）これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長（河野）追加日程第22、議案第17号「令和6年度綾川町一般会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

本件について、ただいまより、提案理由の説明を求めます。前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）前田町長。

○町長（前田）はい、議長。

○議長（河野）はい。

○町長（前田）おはようございます。ただいま、上程されました議案1件につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第17号、「令和6年度綾川町一般会計補正予算（第5号）について」は、12月17日に成立した国の補正予算を受け、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯生活支援臨時給付金を実施することによる増額補正であり、1億1,088万円を増額するものであります。財源は全額「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」であり、補正後の歳入歳出の総額を131億7,915万4千円とするもので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案1件についての提案を申し上げましたが、詳細につきましては、厚生常任委員会におきまして、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（河野）これをもって、提案理由の説明を終わります。

○議長（河野）お諮りいたします。これより、委員会付託を議題といたします。

「議案第17号」を所管する厚生常任委員会に、付託したいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって、「議案第17号」を厚生常任委員会に、付託することに決定いたしました。

○議長（河野）ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 10時 6分

再開 午前 10時35分

○議長（河野）休憩前に引続き、会議を再開いたします。

○議長（河野）これより、委員長報告を求めます。

○議長（河野）委員長の報告を求めます。

○議長（河野）総務常任委員長、植田誠司君。

○総務常任委員長（植田）はい、議長。

○議長（河野）植田君。

○総務常任委員長（植田）9番、植田です。

○総務常任委員長（植田）ただいまより、総務常任委員会のご報告を申し上げます。

去る、12月16日、午前9時28分より、常任委員会室において総務常任委員会を開催いたしました。出席者は、委員5名（欠席1名）と議長、執行部より、町長、副町長、教育長、会計管理者並びに関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、また8名の傍聴議員の出席がありました。

本定例会で当委員会に付託された案件は7件で、町長の挨拶を受けた後、早速審議に入りました。これより審議の経過と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第1号「町長の専決処分事項の報告について（令和6年度綾川町一般会計補正予算（第3号））について」説明を求めました。

執行部より、「令和6年10月9日の臨時国会において衆議院が解散となったため、衆議院議員総選挙が10月27日に執行されることに伴い、緊急を要したため、地方自治法の規定により令和6年10月1日に専決処分を行ったものである。歳入歳出それぞれ1,192万円を増額し、歳入歳出の総額は、それぞれ127億4,784万6千円であり、歳出の主なものとして投票立会人報酬、事務従事者の手当、歳入は衆議院議員選挙執行経費交付金である。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第2号「綾川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」説明を求めました。

執行部より、「議会議員の期末手当を、綾川町特別職報酬等審議会の答申を受け、令和6年8月8日の人事院勧告の内容に準じて改正するものである。期末手当については、本年12月に支給する手当で0.05月分引き上げ、令和7年度以降の期末手当の支給月数を6月と12月でそれぞれ0.025月分支給する内容での改定とするものである。令和6年度の支給分については公布の日から施行し、令和7年度以降の支給分については、令和7年4月1日からの施行となる。」との説明がありました。

委員より、「一般職の手当の引き上げに応じて自動的に引き上がるような条例案には反対する。」との意見を受け、討論を許しました。

反対委員より、「人事院勧告は、労働基本権が制約されている公務員労働者の代償措置として行われるものであり、議員と特別職がこれに準拠する必要はない。特別職の報酬を決める基準は特別職報酬等審議会の考え方と政治判断であり、特別職の報酬等は、その職務の特殊性に応じて決められるものであるため承認できない。」との意見がありました。

他に討論はなく、ここで討論を終結し、採決に移りました。挙手採決の結果、賛成多数により、「議案第2号」については、執行部の原案どおり、承認することに決しました。

次に、議案第3号「綾川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」説明を求めました。

執行部より、「特別職の期末手当を、綾川町特別職報酬等審議会の答申を受け、令和6年8月8日の人事院勧告の内容に準じて改正するものである。期末手当については、本年12月に支給する手当で0.05月分引き上げ、令和7年度以降の期末手当の支給月数を6月と12月でそれぞれ0.025月分支給する内容での改定とするものである。令和6年度の支給分については公布の日から施行し、令和7年度以降の支給分については、令和7年4月1日からの施行となる。」との説明がありました。

委員より、「2号議案と同じ理由で反対する。」との意見を受け、討論を許しました。

他に討論はなく、ここで討論を終結し、採決に移りました。挙手採決の結果、賛成

多数により、「議案第3号」については、執行部の原案のとおり、承認することに決しました。

次に、議案第4号「綾川町職員の給与に関する条例の一部改正について」説明を求めました。

執行部より、「令和6年8月8日の人事院勧告に基づいた改正である。月例給については、初任給を始め若年層に重点をおいた、給料表全体での引き上げ改定となっている。再任用職員以外の期末勤勉手当については、年間支給月数を年間4.5月分から4.6月分に引き上げ、0.1月分の引き上げとなる。期末手当については、再任用職員以外の職員の12月に支給する手当で0.05月分引き上げ、再任用職員の引き上げについても改定する。

勤勉手当についても同様に、再任用職員以外の職員の、12月に支給する手当で0.05月分引き上げ、再任用職員の引き上げについても改定している。令和6年度の支給分については公布の日から施行し、令和6年4月1日に遡って適用し、令和7年度以降の支給分については、令和7年4月1日からの施行となる。

扶養手当については、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当の引き上げを行うもので、令和7年度に経過措置として配偶者の扶養手当は6,500円から3千円に、子の扶養手当は1万円から1万1,500円とし、令和8年度に、配偶者の扶養手当を廃止し、子の扶養手当は1万3千円とするものである。

管理職員特別勤務手当については、平日支給対象時間帯において午前0時から午前5時までを、午後10時から午前5時までに変更するものである。

地域手当については、支給地区分が7級地から5級地に変更したことに伴い、最低支給率を3%から4%に変更したもののだが、綾川町は支給地に該当していないため、影響は限定的である。」との説明がありました。

特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第5号「綾川町中間管理住宅条例の一部改正について」説明を求めました。

執行部より、「過疎地域内の空き家を借り上げ、必要な改修を行い、賃貸の用に供する中間管理住宅について、第2号となる住宅を追加するための条例の改正である。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に、議案第6号「工事請負変更契約の締結について（令和6年度綾川町立陶小学校校舎改修工事（建築）」について説明を求めました。

執行部より、「陶小学校校舎改修工事について、新たに仮設手洗い設置と外壁補修が必要な箇所が判明し、また医療的ケア児受け入れのためのスロープ設置について変更が生じたため、去る11月26日に、有限会社ヘビーワン代表取締役小川一氏と、消費税込み、増額983万4千円の8,067万4千円となる仮契約を締結したので、地方自治法の規定により議会の議決が必要であるため、本案を提出した。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認

いたしました。

次に、議案第8号「令和6年度綾川町一般会計補正予算（第4号）について」説明を求めました。

初めに、補正予算全体の説明として、執行部より、「歳入歳出それぞれ3億2,042万8千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ130億6,827万4千円とする。」と説明を受けました。

また、債務負担行為として、「綾川町立小中学校情報機器等整備事業で、期間は令和7年度までとし、限度額1億1,280万円を計上する。令和7年度に更新時期を迎える児童生徒用タブレット端末の更新については、共同調達を行うことが国の補助要件とされ、本県の共同調達会議「香川県GIGAスクール構想推進協議会」において、プロポーザル方式による公募広告を令和7年2月に行うことが決定したことによるためである。」との説明がありました。

続いて執行部より、歳出の説明があり、「議会費、総務管理費、徴税费、教育総務費、社会教育費、保健体育費において、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の補正である。」との説明がありました。

その他、総務課関係では、「地方振興費補助金において老朽危険空き家除却支援事業の執行見込みに伴う増額である。」との説明がありました。

また、会計室関係では、「役務費において、本年10月から公金の振込手数料が発生しているが、金融機関の要望を受け、当初予算に、運営コストを加算した単価の改定を行ったため、その差額分の増額である。」との説明がありました。

また、教育委員会関係では、「小学校建設費の委託料について、緊急性と学校運営を考慮し、羽床小学校の体育館空調設置工事及びランチルーム改修工事の設計業務委託料の計上、工事請負費について、医療的ケア児対応として陶小学校の会議室改造工事を計上する増額である。」との説明がありました。

続いて、歳入の主なものとして、総務課関係では、「県支出金の総務費県補助金について、老朽危険空き家除却支援事業補助金の増額、繰入金について財政調整基金繰入金金の増額、繰越金について繰越額確定による増額、雑入について香川県広域水道企業団派遣職員の人件費減額による減額、町債において合併特例債及び過疎対策事業債の増額である。」との説明がありました。

委員より、「羽床小学校の設計業務委託料について、空調設計とランチルーム改修設計の2件同時に発注すると委託経費を抑えることができるとのことだが、どの程度金額に差異が出るのか。」との質問があり、執行部より、「経費部分が削減できると考えているが、実際の金額の差異については、入札結果が出ないと分からない。」との答弁がありました。

他に質問もなく、執行部の原案のとおり、委員全員異議なく、これを承認いたしました。

次に議案外審議の中で重要と判断した事項について、ご報告いたします。

執行部より、「令和7年度税制改正について、詳細については来年の委員協議会等でお示しする。」との説明がありました。委員からの質問は特にありませんでした。

委員より、「道の駅にあるような防災用貯水タンクを他に新設はしないのか。」との

質問があり、執行部より、「まずは飲料水確保のための備蓄や水道企業団からの臨時給水所の設置で対応していくので、防災用貯水タンクの新設は考えていない。」との答弁がありました。

委員より、「防災訓練について、自治会加入者が減少する中で、自治会未加入者の参加を促せないか。また、オイスカなど外国人にも参加してもらい、地域と一緒に実践に近い形で取り組んではどうか。」との質問があり、執行部より、「防災訓練については、自治会未加入者にも案内をしており、参加者は少ないが、継続的に啓発していきたい。また、オイスカや地元企業なども参加できるように、案内を検討していきたい。」との答弁がありました。

委員より、「羽床小学校のランチルームについては、令和元年の改修工事後にカビが発生したと思われるため、今回の改修工事設計については、換気等に十分配慮して行って欲しい。」との要望がありました。

すべての審議を午前10時3分に終え、総務常任委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会における委員長報告を終わります。

○議長（河野） 厚生常任委員長、小田郁生君。

○厚生常任委員長（小田） 議長。

○議長（河野） 小田君。

○厚生常任委員長（小田） 6番、小田です。

○議長（河野） 小田君。

○厚生常任委員長（小田） ただいまより、厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

去る、12月16日、午後1時28分より常任委員会室において、厚生常任委員会を開催いたしました。

出席者は、委員全員と議長、執行部より町長、副町長、関係課長及び課長補佐、議会議務局より局長が出席し、また、5名の傍聴議員の出席がありました。

本定例会で当委員会に付託された案件は、6件で、町長の挨拶を受けた後、早速審議に入りました。これより審議の経過と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第8号「令和6年度綾川町一般会計補正予算（第4号）について」説明を求めました。

初めに執行部より、歳出の説明があり、各課事業に係る、人事院勧告、人事異動等に伴う人件費補正のほか、住民生活課関係では、「衛生費において、最終処分場からの浸出水処理機の修繕及び食品ロス実態調査による増額補正である。」との説明がありました。

保険年金課関係では、「子育て支援医療費支給事業費は、春先に流行した季節性インフルエンザや手足口病などにより、医療費が増加していることなどによる扶助費の増額補正、また、国民健康保険特別会計繰出金と後期高齢者医療事業費は、特別会計繰出金の減額補正によるものである。」との説明がありました。

健康福祉課関係では、「民生費の社会福祉費などの事業の執行見込みによる増額補正である。」との説明がありました。

子育て支援課関係では、「こども園管理運営費として、広域入所児童の増加に伴う保育料負担金の増額補正、子育て支援対策事業費として、チャイルドシート購入補助及

び在宅育児応援金の申請数の増加による補助金の増額補正である。」との説明がありました。

続いて、歳入の説明がありました。

住民生活課関係では、「食品ロス実態調査に伴う補助金の増額補正である。」との説明がありました。

保険年金課関係では、「乳幼児医療費支給事業に関する県補助金と後期高齢者広域連合に派遣している職員の給与等負担金の増額補正である。」との説明がありました。

健康福祉課関係では、「民生費負担金において、老人ホームへの措置入所者の負担金、民生費国庫負担金及び民生費県負担金において障害者関係事業の支出増に伴う国・県の負担金の増額補正である。」との説明がありました。

子育て支援課関係では、「広域入所児童保育料負担金に係る、子ども・子育て支援交付金の国庫補助金及び県負担金の増額補正である。」との説明がありました。

委員より、「現在の広域入所児童は何名か。」との質問があり、執行部より「現在、4施設で5名の児童が入所している。」との答弁がありました。

また、委員より、「食品ロス実態調査では、燃えるゴミを対象とするため、個人情報等が含まれている。対象地域に対する説明について」質問があり、執行部より「対象地域には、説明と事前周知を行い、プライバシーに配慮して調査する。」との答弁がありました。

また、委員より、「実態調査後の施策への反映について」質問があり、執行部より「環境学習や食品ロスへの啓発活動を行い、ごみの減量化に取り組んでいく。」との答弁がありました。

他に質問もなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

次に、議案第9号「令和6年度綾川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」執行部より、「歳入歳出それぞれ1,040万6千円を増額補正するもので、歳出では、人件費及び前年度繰越金の確定に伴う基金積立金の増額補正と自治体システム改修に伴う支払費目の一部変更、また、歳入では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の一部が令和7年度で交付されることに伴い国庫補助金の減額、人件費の減額による特別総合保健施設事業繰入金で減額補正、また、増額補正は前年度繰越金の確定によるものである。」との説明がありました。

委員より、「今回のシステム改修は、ガバメントクラウドに対応しているのか。」との質問があり、執行部より「令和7年度からのガバメントクラウドの導入に伴うものである。」との答弁がありました。

他に質問もなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

次に、議案第10号「令和6年度綾川町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について」執行部より、「歳入歳出それぞれ1,786万9千円を増額補正するもので、歳出では、人件費、室内灯をLEDに改修する費用、難病等の公費負担医療受給資格情報をオンラインで確認するための改修費用、予防接種の医薬品追加購入費用、在宅酸素供給装置の機材借上料と基金積立金の増額補正、また、歳入では、難病医療費助成制度のオンライン資格確認システム改修補助金と前年度繰越金の増額補正、診療収入と基金繰入金の減額補正である。」との説明がありました。

委員より、「LED改修はいつまでの予定か。」との質問があり、執行部より「令和5年度から令和7年度までの予定である。」との答弁がありました。

委員より、新型コロナワクチン予防接種の危険性についても引き続き周知をするよう要望がありました。

他に質問もなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

次に、議案第11号「令和6年度綾川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」執行部より、「歳入歳出それぞれ348万1千円を減額補正するもので、歳出では人件費の減額補正と財源の変更、また、歳入では、前年度繰越金の増額補正と繰入金金の減額補正が主なものである。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

次に、議案第12号「令和6年度綾川町介護保険特別会計予算（第1号）について」執行部より、「歳入歳出それぞれ2億150万4千円を増額するもので、歳出では、人件費の減額補正に加え、基金積立金において、事業実績見込みに伴う積立金の増額補正、諸支出金において、過年度超過交付金の還付に伴う償還金の増額補正、その他財源充当替え、また、歳入では、介護保険事業財政調整基金繰入金金の減額、前年度繰越金の確定に伴う増額補正が主なものである。」との説明がありました。

委員より、「財源替えについて理由はあるか。」との質問があり、執行部より「歳入、歳出の補正により、充当額が変わるためである。」との答弁がありました。

他に質問もなく執行部の原案どおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

次に、議案第13号「令和6年度綾川町国民健康保険陶病院事業会計補正予算（第1号）について」説明を求めました。

執行部より、「収益的支出として1,670万6千円を増額補正するもので、人事異動、人事院勧告に伴う医業費用及び附帯事業費用における人件費の増額である。」との説明がありました。

委員より特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

次に、議案外審議の中で重要と判断した事項について、ご報告いたします。

初めに委員より、「破碎ごみ等のごみ袋の選定について」質問があり、執行部より、「今後のプラ新法による分別方法を踏まえながら、検討中である。」との答弁がありました。

続いて委員より、「犯罪被害者等支援条例について」の質問があり、執行部より、「総務課が窓口となり、今後協議していく。」との答弁がありました。

次に委員より、「町の出生率増加に向けた今後の取り組みについて」の質問があり、執行部より、「まち・ひと・しごと創生総合戦略のなかで、現在検討している。」との答弁がありました。

次に委員より、「ITを活用した窓口業務の簡素化について」の質問があり、執行部より、「現在、総務課にて検討している。」との答弁がありました。

次に委員より、「風邪が感染症法上の5類感染症に認定されたが、情報があれば教えてほしい。」との質問があり、執行部より、「町には国からの通知も情報提供も無い。

国の動きがあればお知らせする。」また、「陶病院では風邪症状に対して発熱外来を設けており、感染症に関しては入院・外来ともに感染症法に基づく協定指定医療機関となっている。」との答弁がありました。

次に委員より、「高齢者宅への給食サービスが無くなると聞いたがどうか。」との質問があり、執行部より、「現状の体制では食品衛生法に抵触すると保健所から指摘がある。高齢者とのつながりが無くなったり、見守りができなくなるとの懸念もあるが、今後、婦人会や民生委員でそれをカバーする新たな取り組みを考えてほしい。」との答弁がありました。

次に執行部より、「インフルエンザワクチンとコロナワクチンの接種状況」の報告がありました。

すべての審議を午後2時47分に終え、厚生常任委員会を閉会しました。

続いて、本日、追加議案として上程され当委員会に付託されました議案1件につきまして、審議内容と経過をご報告申し上げます。

本日、12月20日午前10時8分より、常任委員会室において、厚生常任委員会を開催いたしました。出席者は委員全員と議長、執行部より、町長、副町長、関係課長及び担当課課長補佐、議会事務局より局長が出席し、町長の挨拶を受けた後、審議に入りました。

執行部より、議案第17号「令和6年度綾川町一般会計補正予算（第5号）」について、『民生費』の『令和6年度住民税非課税世帯生活支援臨時給付金費』及び『令和6年度住民税均等割のみ課税世帯生活支援臨時給付金費』において、住民税非課税及び均等割のみ課税世帯に対する世帯当たり3万円と、18歳以下の児童を含む世帯には、子育て支援金として2万円の追加給付をするために、補助金及び、システム改修委託料等、事務費を計上する。歳入では、『国庫支出金』の『国庫補助金』において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を歳出と同額増額し財源とする」との説明がありました。

これに対して、委員より、「給付開始の目途はいつか」との質問があり、執行部より、「早ければ、2月末から支給を開始したい。」との答弁がありました。他に質問もなく委員一同異議なく承認しました。

すべての審議を午前10時18分に終え、厚生常任委員会を閉会しました。

以上で、厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

- 議長（河野）建設経済常任副委員長、浜口清海君。
- 建設経済常任副委員長（浜口）はい、議長。
- 議長（河野）浜口君。
- 建設経済常任副委員長（浜口）はい、3番、浜口清海でございます。
- 建設経済常任副委員長（浜口）ただいまより、建設経済常任委員会のご報告を申し上げます。

去る、12月17日午前9時27分より、常任委員会室において建設経済常任委員会を開催いたしました。

出席者は、議長を含む委員4名（欠席1名）、執行部より町長、副町長、並びに関係課長及び課長補佐、議会事務局より局長が出席し、また6名の傍聴議員の出席があり

ました。

本定例会で当委員会に付託された案件は5件で、町長の挨拶を受けた後、早速審議に入りました。これより審議の経過と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第7号「財産の取得について」説明を求めました。

執行部より、「長柄ダム再開発事業に伴う山林保全措置制度を適用し、水没する林道長柄線の一部を付替える代わりに、当該林道の機能の及ぶ範囲内の土地及び立木を取得補償するものである。議会の議決に付さなければならない土地の取得については、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、条例で定められており、1件5千平方メートル以上のもので、予定価格700万円以上のものである。本案では4件あり、合計で、面積は58,444㎡、金額は5,142万2,190円である。」との説明がありました。

特に委員より質問はなく、執行部報告のとおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

次に、議案第8号「令和6年度綾川町一般会計補正予算（第4号）について」説明を求めました。

まず、執行部より、地方債補正の説明があり、「『綾川大規模特定河川事業』に係る県への負担金の増額に伴う合併特例債の増額、長柄ダム再開発事業に関連する『町道栗原長柄線道路改良事業』の財源としての過疎対策事業債の増額である。」との説明がありました。

続いて歳出の説明があり、「経済課関係の主な補正は、農業振興費において、かがわの水田農業競争力強化対策事業の追加実施に伴う補助金の増額、商工費においてデジタル商品券で予定数に達しなかったセット数のうち、1万5千セットをあやがわスマイル応援券に振り替えて発行することに伴う委託料の減額と補助金の増額である。建設課関係の主な補正は、土木管理費において府中湖スマートインターチェンジにおける車長制限解除に向けた調査等業務の内容変更による増額、河川費では、香川県が施行する武徳橋架替工事における、設計及び工事の増額変更に伴う負担金の増額、民間住宅耐震対策支援費の本年度実績による補正、都市計画費として、下水道事業会計の補正に伴う繰出金の増額である。

なお、経済課、建設課ともに、人事異動及び人事院勧告などによる人件費の補正を行っている。」との説明がありました。

また、歳入としては、「経済課関係では農業振興費に係る県補助金の増額、あやがわスマイル応援券売上収入の増額である。建設課関係では民間住宅耐震対策支援事業補助金に係る国及び県補助金の増額、土木債として合併特例債、過疎対策事業債の増額である。」との説明がありました。

特に委員より質問はなく、執行部報告のとおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

次に、議案第14号「令和6年度綾川町下水道事業会計補正予算（第1号）について」説明を求めました。

執行部より、「本案は、本年度における事業の執行状況、旧特別会計の打切決算による未収金、未払金などの確定に伴うものである。

主な補正の内容としては、収益的収支において、まず収入として、資本的収支にお

ける事業費の増加に伴う他会計補助金の増額、昨年度に整備を行った固定資産の評価完了に伴う長期前受金戻入の増額であり、支出としては、人事異動及び人事院勧告などに伴う人件費及び各種繰入額の減額や、昨年度取得した固定資産の評価完了に伴う減価償却費の増額などである。

次に資本的収支においては、主に、滝宮地区における大規模な宅地造成への対応として下水道管を整備するにあたり、収入では建設改良債及び国庫補助金を増額補正し、支出では、管渠建設改良費を増額するものである。なお、資本的収支の不足分については、旧特別会計からの引継金及び本年度の消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填する。

このほか、特例的収入及び支出では、旧特別会計における未収金、未払金の確定に伴う補正を行っている。」との説明がありました。

特に委員より質問はなく、執行部の報告のとおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

次に、議案第 15 号「字の区域の変更について」説明を求めました。

執行部より、「県営農業競争力強化農地整備事業鎌手地区において、平成 30 年から地区面積 17 ヘクタール、関係戸数 26 戸、整地面積 12.1 ヘクタールの基盤整備を施工しており、事業実施に伴い、従来の大宇界及び宇界が原形をとどめなくなったため、新しい大宇界及び宇界を定めるものであり、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。」との説明がありました。

委員より、「事業完了までの事務手続きについて」質問があり、執行部より、「字の区域の変更について、議会の議決後、権利者会議により換地計画を決定し、換地処分登記を経て、今年度末までに事業完了となる予定である。」との答弁がありました。

他に委員より質問はなく、執行部の報告のとおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

次に、議案第 16 号「町道路線の変更について」説明を求めました。

執行部より、「町道本村線について、株式会社四国中検による開発行為に伴い町道の付替えが行われるもので、道路法第 10 条第 2 項の規定に基づき、その一部を廃止し、これに代わるべき路線の認定を行おうとするもので、同条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。」との説明がありました。

特に委員より質問はなく、執行部報告のとおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

次に議案外審議の中で重要と判断した事項について、ご報告いたします。

初めに、執行部より、「道の駅滝宮・綾川町うどん会館の実績報告について」報告がありました。

委員より、「インバウンドの増加に伴い困ったことやその対策について」質問があり、執行部より、「特に聞いていないが、対策としては、うどん会館に英語と韓国語を話せるスタッフがおり、それ以外はスマホのアプリで問合せに対応している。」との答弁がありました。

また、委員より、「指定管理者に、外国人観光客へのアンケートを実施してほしい」

との要望がありました。

続いて、執行部より、「土地改良事業進捗状況について」報告がありました。

委員より、「ため池廃止後の管理者である水利組合の役割について」質問があり、執行部より、「ため池を管理していた水利組合は、ため池廃止後も引き続き排水路の管理を適正に行っていくものである。」との答弁がありました。

また、委員より、「今後、水利組合が崩壊し、ため池や水路等の保全管理ができなくなった場合の対策について」質問があり、執行部より、「ため池や水路の保全管理については、従来から水利組合による機能管理がなされていることから、今後も多面的機能支払交付金などを活用し、地元管理に努めてほしい。」との答弁がありました。

また、委員より、「国の施策に対して、本町は農業後継者不足や耕作放棄地が増大しているなど、地方の状況や農業生産者の声を積極的に国へ届けてほしい。」との要望がありました。

続いて、執行部より、「令和6年度あやがわスマイル応援券及びデジタル商品券について」報告がありました。

また、委員より、「生活道における交通安全施設設置補助について」質問があり、執行部より、「令和7年度からの実施に向け制度設計中である。」との答弁がありました。

また、委員より、「うどん発祥の町として、海外向けSNS等による積極的な広報対策について」要望がありました。

すべての審議を午前11時23分に終え、建設経済常任委員会を閉会しました。

以上で建設経済常任委員会における委員長報告を終わります。

○議長（河野） これをもって、委員長報告を終わります。

○議長（河野） これより、採決を行います。

○議長（河野） 議案第1号、「町長の専決処分事項の報告について」を採決いたします。

○議長（河野） 本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野） 異議なしと認めます。

よって議案第1号は、原案のとおり承認されました。

○議長（河野） 議案第2号、「綾川町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

○議長（河野） この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（河野） ありがとうございます。起立多数です。よって議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野） 議案第3号、「綾川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

○議長（河野） この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（河野） ありがとうございます。起立多数であります。よって議案第3号は、

原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第4号、「綾川町職員の給与に関する条例の一部改正について」及び議案第5号、「綾川町中間管理住宅条例の一部改正について」の2件を一括して採決いたします。

○議長（河野）これら2件を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって議案第4号及び議案第5号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第6号、「工事請負変更契約の締結について」を採決いたします。

○議長（河野）本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第7号、「財産の取得について」を採決いたします。

○議長（河野）本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第8号、「令和6年度綾川町一般会計補正予算（第4号）について」及び議案第9号、「令和6年度綾川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」の2件を一括して採決いたします。

○議長（河野）これら2件を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（なしの声あり）

○議長（河野）異議なしと認めます。よって議案第8号及び議案第9号の2件は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第10号、「令和6年度綾川町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について」、議題といたします。

○議長（河野）これより、質疑を省略し、討論を許します。

○議長（河野）まず、反対者の発言を許します。

○7番（三好東）はい、議長。

○議長（河野）7番、三好東曜君。

○7番（三好東）はい、議長。7番、三好東曜。

○議長（河野）三好君。

○7番（三好東）ただいまより反対討論をさせていただきます。

議案第10号、令和6年度綾川町国民健康保険診療所特別会計補正予算の新型コロナワクチン追加発注に対しての公費補助に反対いたします。

この新型コロナワクチンは前代未聞、過去最悪の健康被害を出しています。例えば、厚生労働省の予防接種健康被害救済制度に認定された件数で測ると、過去45年間1977年2月から2021年1月末までのトータル死亡認定数が151人です。その約6倍の915人が2021年2月から2024年12月6日時点で死亡認定されています。

これは期間で比較すると1年あたり60倍もの死亡認定数なわけです。注射1本あたりの死亡率は一定期間内の注射本数と死亡数を比較したりサーチでは約28倍の死亡率を記録しています。

空前絶後の死亡者、重篤者、副反応の認定数を記録しており、その数は今も増え続けています。

その内容は未だ審議中であり、原口一博衆議院議員、川田龍平参議院議員がこの問題について継続して質問を続けていますが、はぐらかす様な答弁を厚生労働省は続け、論理も一貫性を欠き、問題に対する対処も全く考慮しているようには取れません。

厚生労働省は審議会では重大な懸念は認められないと言い続けています。それどころか、予防接種健康被害救済制度の補償額も減額し、遺族や被害者をさらなる窮地に立たせる措置をしています。

このワクチンという名前がついていますが、従来のワクチンとは性質が全く違う遺伝子製剤は特例承認のため治験がなされておらず、中長期的な安全性は確認されていません。さらに重症化予防効果があると言われていますが、その実態には多くの疑問が世界中で投げかけられ、多くの国は3回の接種で中止されています。日本のみが8回目の接種を推奨しています。超過死亡もこのワクチン接種が始まってから激増しており、ワクチン原因説を未だ覆す事はできていません。

以上の事柄から、このワクチン接種は即刻公費補助を中止し、ネガティブデータ提示のインフォームドコンセントを徹底すべきであり、完全に住民判断、自己負担で行うべきであります。

公費補助を行うということは、住民の安全性が担保されているため、政府が進めているという風に受け取ります。こういう副反応がこれだけの割合で起きていますが、このようなベネフィットがありますとか、わかりやすく住民に説明しなければなりません。

現状は副反応のネガティブデータの説明が十分になされているとは言えません。今、私が述べたデータは厚生労働省発表のもので、接種を判断するにあたって非常に重要な判断基準となるもので、これらのデータを印刷して説明資料として添付することを求めてきました。しかし、未だにそれはなされていません。公費補助を行うのであればネガティブデータの説明も明確に行い、インフォームドコンセントを徹底することを強く求めます。このままでは住民をだまして打たせていることになります。インフォームドコンセントが行政責任です。

公費補助が任意になっている現在はこの新型コロナワクチンを先に述べたデータを鑑みて公費補助を行わない判断をしている自治体もあります。このワクチン注射は今まで存在したどのワクチン注射よりも健康被害を多く出しているため公費補助をするに値しないとの判断だと思います。

以上の理由から、議案第10号、令和6年度綾川町国民健康保険診療所特別会計補正予算の新型コロナワクチンの追加発注に対して反対いたします。国に対してはmRNAワクチンの即刻中止を求めます。以上で反対討論を終わります。

○議長（河野）次に、賛成者の発言を許します。4番、大西哲也君。

○4番（大西）はい、4番、大西です。

○議長（河野）大西君。

○4番（大西）それでは、賛成の討論をさせていただきます。

「議案第10号 令和6年度綾川町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)」についてですが、今回の補正予算に計上している医薬品の購入費用は、新型コロナワクチン及び、その他の感染症に対するものであります。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、ワクチン接種は感染予防や重症化防止のための重要な手段として位置づけられており、ワクチン接種により感染リスクが低下し、万が一感染した場合でも、重症化するリスクが大幅に減少することが確認されています。

特に重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患を持つ方々において、ワクチン接種は重症化を防ぐ効果が特に高いと報告もされており、予防接種によって医療機関の負担軽減と同時に、限られた医療資源を他の患者に振り向けられることも、社会生活を維持するために大変重要であります。

綾上診療所で12月までに新型コロナワクチン予防接種を行った実績数は274人で、当初予定の200人分を既に超えており、予防接種を希望される方々が、接種機会を失うことがないように、十分なワクチンの在庫を確保することを目的とした補正予算です。

住民が盲目的にワクチン接種を希望したとは言い難く、むしろ町が期待する以上に医師と患者のコミュニケーションがしっかり取れているからこそ、今回の補正予算が必要となった側面もあるのではと私は捉えております。

公費補助がコロナワクチン接種の推進につながるとの意見について、コロナワクチンの接種はあくまで任意であり、住民の判断に金銭面が障害となることは避けるべきであることから、一部自己負担、並びに生活保護世帯等が自己負担免除は妥当であると認識しております。

また、厚生常任委員会では委員よりコロナワクチンの情報収集には引き続き努めるよう要望もありました。

以上の理由から、『令和6年度綾川町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)』について賛成と考えますので、議員各位におかれましては、何卒、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、賛成の討論といたします。

○議長（河野）他に、ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（河野）これで討論を終結いたします。

○議長（河野）これより採決を行います。この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。本案を、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（河野）ありがとうございました。起立多数であります。よって議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（河野）議案第11号、「令和6年度綾川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」から議案第14号、「令和6年度綾川町下水道事業会計補正予算(第1号)について」までの4件を一括して採決いたします。

- 議長（河野）これら4件を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（なしの声あり）
- 議長（河野）異議なしと認めます。よって議案第11号から議案第14号までの4件は、原案のとおり可決されました。
- 議長（河野）議案第15号、「字の区域の変更について」及び議案第16号、「町道路線の変更について」の2件を一括して採決いたします。
- 議長（河野）これら2件を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（なしの声あり）
- 議長（河野）異議なしと認めます。よって議案第15号及び議案第16号は、原案のとおり可決されました。
- 議長（河野）発議第1号、議会運営委員長から、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務審査の件」について、閉会中の継続審査の申し出であります。
- 議長（河野）お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査について同意することにご異議ございませんか。
（なしの声あり）
- 議長（河野）異議なしと認めます。よって、本件は、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。
- 議長（河野）発議第2号、議会広報編集特別委員長から、「議会広報編集特別委員会の広報誌の編集及び発行に関する事項」について、閉会中の継続審査の申し出であります。
- 議長（河野）お諮りいたします。議会広報編集特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。
（なしの声あり）
- 議長（河野）異議なしと認めます。よって本件は、議会広報編集特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。
- 議長（河野）追加日程第22、議案第17号「令和6年度綾川町一般会計補正予算（第5号）について」を採決いたします。
- 議長（河野）本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（なしの声あり）
- 議長（河野）異議なしと認めます。よって議案第17号は、原案のとおり可決されました。
- 議長（河野）以上で、本定例会に付されました事件は、全て終了いたしました。
- 議長（河野）従って、会議規則第7条の規定により、これをもって本日で閉会したいと思います。閉会することにご異議ございませんか。
（なしの声あり）
- 議長（河野）異議なしと認めます。よって本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。これで、本日の会議を閉じます。
- 議長（河野）令和6年第5回綾川町議会定例会を閉会いたします。
- 議長（河野）ありがとうございました。

閉会 午前 11時39分